

新型コロナウイルス感染症対応の記録 資料編

令和6(2024)年3月



茨木市

目次

資料1 茨木市新型コロナウイルス対策本部設置要綱.....	1
資料2 施設開館状況.....	3
1. 令和2年	3
2. 令和3年	9
3. 令和4年	14
4. 令和5年	19
資料3 新型コロナウイルス感染症支援対策.....	24
1. 市民への給付事業.....	24
2. 相談事業	33
3. 事業者支援に関する事(様々な業種に当てはまるもの).....	35
4. 事業者支援に関する事(医療、子育て、福祉に関する事).....	47
5. 教育に関する事	61
6. 支払い減免・猶予に関する事.....	65
7. 期間の延長に関する支援.....	69
8. その他事業	71

茨木市新型コロナウイルス対策本部設置要綱

(目的)

第1 新型コロナウイルスについて、市民や関係団体への啓発等により、その発生や2次感染を防止するとともに、患者や医療体制の確保や感染原因の究明などを促進するため、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進することを目的として、茨木市新型コロナウイルス対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2 対策本部は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 新型コロナウイルスに係る市民への情報提供及び周知に関する事項
- (2) 新型コロナウイルスに係る庁内及び関係機関との連携体制に関する事項
- (3) 新型コロナウイルスに係る感染予防及びまん延防止に関する事項
- (4) その他新型コロナウイルスに関連する事項

(組織)

第3 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には市長を、副本部長には副市長及び危機管理監の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある者とする。
- 4 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員を追加することができる。
- 5 本部長は、必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(運営)

第4 本部長は対策本部を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(対策本部の庶務)

第5 対策本部の庶務は、総務部危機管理課及び健康医療部健康づくり課が行う。

(雑則)

第6 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則
この要綱は、令和2年2月19日から実施する。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表

教育長	総務部長	企画財政部長	市民文化部長	福祉部長	健康医療
部長	こども育成部長	産業環境部長	都市整備部長	建設部長	会計
管理者	教育総務部長	学校教育部長	議会事務局長	水道部長	消防
長					

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設開館状況

1. 令和2年

施設名		3/7 ~ 3/20	3/21 ~ 3/31	4/1 ~ 4/6	4/7 ~ 5/10	5/11 ~ 5/15	5/16 ~ 5/22	5/23 ~ 5/31	6/1 ~ 9/30	10/1 ~ 12/3	12/4 ~ 12/15	12/16 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					緊急	緊急	緊急					
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎					△	△	△				
	北辰出張所											
斎場												
福祉文化会館(オークシアター)		×	△	△	×	×	×	×				
市民総合センター(クリエイトセンター)		×	△	△	×	×	×	×				
教育センター												
消費生活センター												
市民活動センター		×	×	×	×	×	×	×				
男女共生センターローズ WAM		×	△	△	×	×	×	×				
生涯学習センターきらめき		×	×	△	×	×	×	×				
保健	保健医療センター											
	こども健康センター											
福祉	東保健福祉センター	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	西保健福祉センター	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	南保健福祉センター	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき	×	×	×	×	×	×	×				
	福井多世代交流センター	×	×	×	×	×	×	×				
	葦原多世代交流センター	△	△	×	×	×	×	×	△	△	△	△
	沢池多世代交流センター	△	△	×	×	×	×	×				
	西河原多世代交流センター	△	△	×	×	×	×	×	△	△	△	△
	南茨木多世代交流センター	△	△	×	×	×	×	×				
	いきいき交流広場	×	×	×	×	×	×	×				

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		3/7 ~ 3/20	3/21 ~ 3/31	4/1 ~ 4/6	4/7 ~ 5/10	5/11 ~ 5/15	5/16 ~ 5/22	5/23 ~ 5/31	6/1 ~ 9/30	10/1 ~ 12/3	12/4 ~ 12/15	12/16 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					緊急	緊急	緊急					
高齢者福祉	コミュニティデイハウス	×	×	△	×	×	×	×				
	街かどデイハウス	×	×	△	×	×	×	×				
障害者(児)福祉	障害福祉センターハートフル	△	△	△	△	△	△	△				
	障害者就労支援センターかしの木園	—	—	—	—	—	—	—				
	障害者生活支援センターともしび園	—	—	—	—	—	—	—				
	あけぼの学園	—	—	—	—	—	—	—	△	△		
	すくすく親子教室	—	—	—	—	—	—	—				
子育て支援	子育て支援総合センター	△	△	△	△	△	△	△				
	子育てすこやかセンター	△	△	△	△	△	△	△				
体育館	市民体育館	×	×	△	×	×	×	×	△	△		
	福井市民体育館	×	×	△	×	×	×	×	△	△		
	南市民体育館	×	×	△	×	×	×	×	△	△		
	東市民体育館	×	×	△	×	×	×	×	△	△		
プール	西河原市民プール	×	×	△	×	×	×	×	△	△		
	中条市民プール	/	/	/	/	/	/	/	×	/	/	/
	五十鈴市民プール	×	×	△	×	×	×	×	△	△		
運動広場 グラウンド 庭球場等	東雲運動広場グラウンド	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	春日丘運動広場グラウンド	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	若園運動広場グラウンド	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	福井運動広場グラウンド	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	桑原運動広場グラウンド	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△
	桑原運動広場フットサル場	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△
	桑原ふれあい運動広場	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△
	中央公園北グラウンド	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	中央公園南グラウンド				×	×	×	×				

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		3/7 ~ 3/20	3/21 ~ 3/31	4/1 ~ 4/6	4/7 ~ 5/10	5/11 ~ 5/15	5/16 ~ 5/22	5/23 ~ 5/31	6/1 ~ 9/30	10/1 ~ 12/3	12/4 ~ 12/15	12/16 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					緊急	緊急	緊急					
運動広場 グラウンド 庭球場等	島3号公園大グラウンド				×	×	×	×				
	島3号公園小グラウンド				×	×	×	×				
	西河原公園北グラウンド	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△
	西河原公園南グラウンド	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	若園公園グラウンド	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	水尾公園グラウンド				×	×	×	×				
	沢良宜公園グラウンド				×	×	×	×				
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	東雲運動広場庭球場	×	×	×	×	×	×	×	△	△		
	春日丘運動広場庭球場	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	福井運動広場庭球場	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	桑原運動広場庭球場	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△
	若園公園庭球場	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	西河原公園北庭球場	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△
	西河原公園南庭球場	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	忍頂寺スポーツ公園庭球場	△	△	△	×	×	×	×	△	△		
	郡山公園庭球場				×	×	×	×				
	西河原公園屋内運動場	×	×	×	×	×	×	×	△	△	△	△
	春日丘運動広場弓道場				×	×	×	×				
	IBALAB@広場											
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘	×	×	△	×	×	×	×					
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	中津コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	庄栄コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	水尾コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		3/7 ~ 3/20	3/21 ~ 3/31	4/1 ~ 4/6	4/7 ~ 5/10	5/11 ~ 5/15	5/16 ~ 5/22	5/23 ~ 5/31	6/1 ~ 9/30	10/1 ~ 12/3	12/4 ~ 12/15	12/16 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					緊急	緊急	緊急					
コミュニティセンター	郡コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	西河原コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	穂積コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	畑田コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	東コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	豊川コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	彩都西コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	三島コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	大池コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	春日コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	東奈良コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	沢池コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	山手台コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×				
玉櫛コミュニティセンター	×	×	△	×	×	×	×					
公民館	茨木公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	春日丘公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	中条公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	安威公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	玉島公民館	×	×	△	×	×	×	×	△	△		
	福井公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	清溪公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	見山公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	石河公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	太田公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	太田公民館分室	×	×	△	×	×	×	×				

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		3/7 ~ 3/20	3/21 ~ 3/31	4/1 ~ 4/6	4/7 ~ 5/10	5/11 ~ 5/15	5/16 ~ 5/22	5/23 ~ 5/31	6/1 ~ 9/30	10/1 ~ 12/3	12/4 ~ 12/15	12/16 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					緊急	緊急	緊急					
公民館	天王公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	郡山公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	耳原公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	白川公民館	×	×	△	×	×	×	×				
	西公民館	×	×	△	×	×	×	×				
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター	×	×	△	×	×	×	×				
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター	×	×	△	×	×	×	×				
文化施設	文化財資料館	×	×	×	×	×	×	×				
	クリンタン遺物史料館	×	×	×	×	×	×	×				
	川端康成文学館	—	×	×	×	×	×	×				
	市立ギャラリー	×	×	△	×	×	×	×				
青少年施設	上中条青少年センター	×	×	△	×	×	×	×				
	青少年野外活動センター	/	/	△	×	×	×	×	△	△	/	/
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む)	×	×	×	×	×	×	△				
	中条図書館	×	×	×	×	×	×	△				
	水尾図書館	×	×	×	×	×	×	△				
	庄栄図書館	×	×	×	×	×	×	△				
	穂積図書館	×	×	×	×	×	×	△				
プラネタリウム(天文観覧室)	—	×	×	×	×	×	×					
里山センター(森の学び舎)	×	×	△	×	×	×	×					

△一部開館 ×閉館 / 営業予定なし

施設名		3/7 ~ 3/20	3/21 ~ 3/31	4/1 ~ 4/6	4/7 ~ 5/10	5/11 ~ 5/15	5/16 ~ 5/22	5/23 ~ 5/31	6/1 ~ 9/30	10/1 ~ 12/3	12/4 ~ 12/15	12/16 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					緊急	緊急	緊急					
公園駐車場	彩都西公園											
	彩都あかね公園											
	彩都はなだ公園											
	耳原公園											

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

2. 令和3年

施設名		1/1 ~ 1/13	1/14 ~ 2/7	2/8 ~ 2/28	3/1 ~ 3/21	3/22 ~ 3/31	4/1 ~ 4/4	4/5 ~ 4/8	4/9 ~ 4/24	4/25 ~ 5/11	5/12 ~ 5/31	6/1 ~ 6/20	6/21 ~ 7/11	7/12 ~ 8/1	8/2 ~ 8/19	8/20 ~ 9/12	9/13 ~ 9/30	10/1 ~ 10/24	10/25 ~ 11/30	12/1 ~ 12/23	12/24 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			緊急	緊急				まん延	まん延	緊急	緊急	緊急	まん延	まん延	緊急	緊急	緊急				
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎									△	△	△									
	北辰出張所																				
斎場																					
福祉文化会館（オークシアター）			△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
市民総合センター（クリエイトセンター）			△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
教育センター										×	×	×									
消費生活センター																					
市民活動センター			△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△		
男女共生センターローズ WAM			△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△		
生涯学習センターきらめき			△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△		
保健	保健医療センター																				
	こども健康センター																				
福祉	東保健福祉センター	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	西保健福祉センター	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
	南保健福祉センター	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき								×	×	×	×									/
	福井多世代交流センター								×	×	×	×									
	葦原多世代交流センター	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
	沢池多世代交流センター								×	×	×	×									
	西河原多世代交流センター	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
	南茨木多世代交流センター								×	×	×	×									
	いきいき交流広場								×	×	×	×									
	コミュニティデイハウス								×	×	×	×									
	街かどデイハウス								×	×	×	×									

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1	1/14	2/8	3/1	3/22	4/1	4/5	4/9	4/25	5/12	6/1	6/21	7/12	8/2	8/20	9/13	10/1	10/25	12/1	12/24
		1/13	2/7	2/28	3/21	3/31	4/4	4/8	4/24	5/11	5/31	6/20	7/11	8/1	8/19	9/12	9/30	10/24	11/30	12/23	12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			緊急	緊急				まん延	まん延	緊急	緊急	緊急	まん延	まん延	緊急	緊急	緊急				
障害者(児)福祉	障害福祉センターハートフル		△	△						△	△	△									
	障害者就労支援センターかしの木園																				
	障害者生活支援センターともしび園																				
	あけぼの学園																				
	すくすく親子教室																				
子育て支援	子育て支援総合センター									△	△	△			△	△					
	子育てすこやかセンター									△	△	△			△	△					
体育館	市民体育館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
	福井市民体育館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
	南市民体育館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
	東市民体育館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△		
プール	西河原市民プール									×	×	×	△	△	△	△					
	中条市民プール	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	×	×	×	×	/	/	/	/	/
	五十鈴市民プール									×	×	×	△	△	△	△					
運動広場 グラウンド 庭球場等	東雲運動広場グラウンド									×	×	×									
	春日丘運動広場グラウンド		△	△						×	×	×	△		△	△	△				
	若園運動広場グラウンド									×	×	×									
	福井運動広場グラウンド		△	△						×	×	×	△		△	△	△				
	桑原運動広場グラウンド	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×									
	桑原運動広場フットサル場	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×									
	桑原ふれあい運動広場	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×									
	中央公園北グラウンド	/	△	△						×	×	×	△		△	△	△				
	中央公園南グラウンド		△	△						×	×	×	△		△	△	△				
	島3号公園大グラウンド		△	△						×	×	×	△		△	△	△				
島3号公園小グラウンド		△	△						×	×	×	△		△	△	△					

△一部開館 ×閉館 / 営業予定なし

施設名		1/1	1/14	2/8	3/1	3/22	4/1	4/5	4/9	4/25	5/12	6/1	6/21	7/12	8/2	8/20	9/13	10/1	10/25	12/1	12/24	
		1/13	2/7	2/28	3/21	3/31	4/4	4/8	4/24	5/11	5/31	6/20	7/11	8/1	8/19	9/12	9/30	10/24	11/30	12/23	12/31	
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			緊急	緊急				まん延	まん延	緊急	緊急	緊急	まん延	まん延	緊急	緊急	緊急					
運動広場 グラウンド 庭球場等	西河原公園北グラウンド	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	△		△	△	△					
	西河原公園南グラウンド									×	×	×			/	/	/	/	/	/	/	/
	若園公園グラウンド									×	×	×										
	水尾公園グラウンド									×	×	×										
	沢良宜公園グラウンド									×	×	×										
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド									×	×	×										
	東雲運動広場庭球場		△	△						×	×	×				△	△	△				
	春日丘運動広場庭球場		△	△						×	×	×				△	△	△				
	福井運動広場庭球場		△	△						×	×	×				△	△	△				
	桑原運動広場庭球場	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×									
	若園公園庭球場										×	×	×									
	西河原公園北庭球場	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×			△	△	△				
	西河原公園南庭球場										×	×	×			/	/	/	/	/	/	/
	忍頂寺スポーツ公園庭球場										×	×	×									
	郡山公園庭球場										×	×	×									
	西河原公園屋内運動場	△	△	△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	△		△	△	△				
	春日丘運動広場弓道場		△	△							×	×	×			△	△	△				
	IBALAB@広場										△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘			△	△	△	△	△	△	△	×	×	×	×									
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター		△	△						×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	中津コミュニティセンター		△	△						×	×	×	△	△	△	△	△	△	△			
	庄栄コミュニティセンター		△	△						×	×	×	△	△	△	△	△	△	△			
	水尾コミュニティセンター		△	△						×	×	×	△	△	△	△	△	△	△			
	郡コミュニティセンター		△	△						×	×	×	△	△	△	△	△	△	△			
	西河原コミュニティセンター		△	△						×	×	×	△	△	△	△	△	△	△			

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1	1/14	2/8	3/1	3/22	4/1	4/5	4/9	4/25	5/12	6/1	6/21	7/12	8/2	8/20	9/13	10/1	10/25	12/1	12/24	
		1/13	2/7	2/28	3/21	3/31	4/4	4/8	4/24	5/11	5/31	6/20	7/11	8/1	8/19	9/12	9/30	10/24	11/30	12/23	12/31	
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			緊急	緊急				まん延	まん延	緊急	緊急	緊急	まん延	まん延	緊急	緊急	緊急					
コミュニティセンター	穂積コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	畑田コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	東コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	豊川コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	彩都西コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	三島コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	大池コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	春日コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	東奈良コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	沢池コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	山手台コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	玉櫛コミュニティセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
公民館	茨木公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	春日丘公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	中条公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	安威公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	玉島公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	福井公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	清溪公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	見山公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
	石河公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	太田公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	太田公民館分室		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	天王公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				
	郡山公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△				

△一部開館 ×閉館 / 営業予定なし

施設名		1/1 ~ 1/13	1/14 ~ 2/7	2/8 ~ 2/28	3/1 ~ 3/21	3/22 ~ 3/31	4/1 ~ 4/4	4/5 ~ 4/8	4/9 ~ 4/24	4/25 ~ 5/11	5/12 ~ 5/31	6/1 ~ 6/20	6/21 ~ 7/11	7/12 ~ 8/1	8/2 ~ 8/19	8/20 ~ 9/12	9/13 ~ 9/30	10/1 ~ 10/24	10/25 ~ 11/30	12/1 ~ 12/23	12/24 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			緊急	緊急				まん延	まん延	緊急	緊急	緊急	まん延	まん延	緊急	緊急	緊急				
公民館	耳原公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
	白川公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
	西公民館		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター		△	△					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△			
文化施設	文化財資料館									×	×	×									
	キリシタン遺物史料館									×	×	×									
	川端康成文学館									×	×	×									
	市立ギャラリー									×	×	×									
青少年施設	上中条青少年センター		△	△						△	×	×	×	△	△	△	△	△	△		
	青少年野外活動センター	/	/	/	/					△	×	×	×	△	△	△	△	△	△		/
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む)									×	×	×									
	中条図書館									×	×	×									
	水尾図書館									×	×	×									
	庄栄図書館									×	×	×									
	穂積図書館									×	×	×									
プラネタリウム(天文観覧室)										×	△				△	△	△				
里山センター(森の学び舎)	×									×	×					△	△	△			
公園駐車場	彩都西公園									△	△	△									
	彩都あかね公園									△	△	△									
	彩都はなだ公園									△	△	△									
	耳原公園									△	△	△									

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

3. 令和4年

施設名		1/1 ~ 1/26	1/27 ~ 2/20	2/21 ~ 3/6	3/7 ~ 3/21	3/22 ~ 4/24	4/25 ~ 5/22	5/23 ~ 5/7	5/8 ~ 7/11	7/12 ~ 7/27	7/28 ~ 8/27	8/28 ~ 9/14	9/15 ~ 10/11	10/12 ~ 11/8	11/9 ~ 12/26	12/27 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			まん延	まん延	まん延											
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎															
	北辰出張所															
斎場																
福祉文化会館(オークシアター)																
市民総合センター(クリエイトセンター)																
教育センター																
消費生活センター																
市民活動センター																
男女共生センターローズ WAM																
生涯学習センターきらめき																
保健	保健医療センター															
	こども健康センター															
福祉	東保健福祉センター															
	西保健福祉センター															
	南保健福祉センター															
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき															
	福井多世代交流センター															
	葦原多世代交流センター															
	沢池多世代交流センター															
	西河原多世代交流センター															
	南茨木多世代交流センター															
	いきいき交流広場															
	コミュニティデイハウス		×													
	街かどデイハウス		×													

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1 ~ 1/26	1/27 ~ 2/20	2/21 ~ 3/6	3/7 ~ 3/21	3/22 ~ 4/24	4/25 ~ 5/22	5/23 ~ 5/7	5/8 ~ 7/11	7/12 ~ 7/27	7/28 ~ 8/27	8/28 ~ 9/14	9/15 ~ 10/11	10/12 ~ 11/8	11/9 ~ 12/26	12/27 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			まん延	まん延	まん延											
障害者(児)福祉	障害福祉センターハートフル															
	障害者就労支援センターかしの木園															
	障害者生活支援センターともしび園															
	あけぼの学園															
	すくすく親子教室															
子育て支援	子育て支援総合センター															
	子育てすこやかセンター															
体育館	市民体育館															
	福井市民体育館															
	南市民体育館															
	東市民体育館															
プール	西河原市民プール															
	中条市民プール															
	五十鈴市民プール															
運動広場 グラウンド 庭球場等	東雲運動広場グラウンド															
	春日丘運動広場グラウンド															
	若園運動広場グラウンド															
	福井運動広場グラウンド															
	桑原運動広場グラウンド															
	桑原運動広場フットサル場															
	桑原ふれあい運動広場															
	中央公園北グラウンド															
	中央公園南グラウンド															
	島3号公園大グラウンド															
	島3号公園小グラウンド															

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1 ~ 1/26	1/27 ~ 2/20	2/21 ~ 3/6	3/7 ~ 3/21	3/22 ~ 4/24	4/25 ~ 5/22	5/23 ~ 5/7	5/8 ~ 7/11	7/12 ~ 7/27	7/28 ~ 8/27	8/28 ~ 9/14	9/15 ~ 10/11	10/12 ~ 11/8	11/9 ~ 12/26	12/27 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			まん延	まん延	まん延											
運動広場 グラウンド 庭球場等	西河原公園北グラウンド															
	西河原公園南グラウンド	/	/	/	/	/										
	若園公園グラウンド															
	水尾公園グラウンド															
	沢良宜公園グラウンド															
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド															
	東雲運動広場庭球場															
	春日丘運動広場庭球場															
	福井運動広場庭球場															
	桑原運動広場庭球場															
	若園公園庭球場															
	西河原公園北庭球場															
	西河原公園南庭球場	/	/	/	/	/										
	忍頂寺スポーツ公園庭球場															
	郡山公園庭球場															
	西河原公園屋内運動場															
	春日丘運動広場弓道場															
	IBALAB@広場	△	△	△	△	△	△									
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘																
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター															
	中津コミュニティセンター															
	庄栄コミュニティセンター															
	水尾コミュニティセンター															
	郡コミュニティセンター															
	西河原コミュニティセンター															

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1 ~ 1/26	1/27 ~ 2/20	2/21 ~ 3/6	3/7 ~ 3/21	3/22 ~ 4/24	4/25 ~ 5/22	5/23 ~ 5/7	5/8 ~ 7/11	7/12 ~ 7/27	7/28 ~ 8/27	8/28 ~ 9/14	9/15 ~ 10/11	10/12 ~ 11/8	11/9 ~ 12/26	12/27 ~ 12/31	
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			まん延	まん延	まん延												
コミュニティセンター	穂積コミュニティセンター																
	畑田コミュニティセンター																
	東コミュニティセンター																
	豊川コミュニティセンター																
	彩都西コミュニティセンター																
	三島コミュニティセンター																
	大池コミュニティセンター																
	春日コミュニティセンター																
	東奈良コミュニティセンター																
	沢池コミュニティセンター											/	/	/	/	/	
	山手台コミュニティセンター																
	玉櫛コミュニティセンター																
公民館	茨木公民館																
	春日丘公民館										△	/	/	/	/	/	
	中条公民館																
	安威公民館																
	玉島公民館																
	福井公民館	△	/	△													
	清溪公民館																
	見山公民館	/	/	/	/	△											
	石河公民館																
	太田公民館																
	太田公民館分室																
	天王公民館																
	郡山公民館													△	/	△	

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1 ~ 1/26	1/27 ~ 2/20	2/21 ~ 3/6	3/7 ~ 3/21	3/22 ~ 4/24	4/25 ~ 5/22	5/23 ~ 5/7	5/8 ~ 7/11	7/12 ~ 7/27	7/28 ~ 8/27	8/28 ~ 9/14	9/15 ~ 10/11	10/12 ~ 11/8	11/9 ~ 12/26	12/27 ~ 12/31
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況			まん延	まん延	まん延											
公民館	耳原公民館															
	白川公民館															
	西公民館															
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター															
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター															
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター															
文化施設	文化財資料館															
	キリシタン遺物史料館															
	川端康成文学館															
	市立ギャラリー															
青少年施設	上中条青少年センター															
	青少年野外活動センター															
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む)															
	中条図書館															
	水尾図書館															
	庄栄図書館															
	穂積図書館															
プラネタリウム(天文観覧室)																
里山センター(森の学び舎)																
公園駐車場	彩都西公園															
	彩都あかね公園															
	彩都はなだ公園															
	耳原公園															

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

4. 令和5年

施設名		1/1 ~ 1/31	2/1 ~ 3/12	3/13 ~ 5/7	5/8 ~
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					
庁舎・出張所	本庁・合同庁舎				
	北辰出張所				
斎場					
福祉文化会館(オークシアター)					
市民総合センター(クリエイトセンター)					
教育センター					
消費生活センター					
市民活動センター					
男女共生センターローズ WAM					
生涯学習センターきらめき					
保健	保健医療センター				
	こども健康センター				
福祉	東保健福祉センター				
	西保健福祉センター				
	南保健福祉センター				
高齢者福祉	高齢者活動支援センターシニアプラザいばらき				
	福井多世代交流センター				
	葦原多世代交流センター				
	沢池多世代交流センター				
	西河原多世代交流センター				
	南茨木多世代交流センター				
	いきいき交流広場				
	コミュニティデイハウス				
	街かどデイハウス				

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1 ~ 1/31	2/1 ~ 3/12	3/13 ~ 5/7	5/8 ~
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					
障害者(児)福祉	障害福祉センターハートフル				
	障害者就労支援センターかしの木園				
	障害者生活支援センターともしび園				
	あけぼの学園				
	すくすく親子教室				
子育て支援	子育て支援総合センター				
	子育てすこやかセンター				
体育館	市民体育館				
	福井市民体育館				
	南市民体育館				
	東市民体育館				
プール	西河原市民プール				
	中条市民プール				
	五十鈴市民プール				
運動広場 グラウンド 庭球場等	東雲運動広場グラウンド				
	春日丘運動広場グラウンド				
	若園運動広場グラウンド				
	福井運動広場グラウンド				
	桑原運動広場グラウンド				
	桑原運動広場フットサル場				
	桑原ふれあい運動広場				
	中央公園北グラウンド				
	中央公園南グラウンド				
	島3号公園大グラウンド				
	島3号公園小グラウンド				

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1 ~ 1/31	2/1 ~ 3/12	3/13 ~ 5/7	5/8 ~
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					
運動広場 グラウンド 庭球場等	西河原公園北グラウンド				
	西河原公園南グラウンド				
	若園公園グラウンド				
	水尾公園グラウンド				
	沢良宜公園グラウンド				
	忍頂寺スポーツ公園グラウンド				
	東雲運動広場庭球場				
	春日丘運動広場庭球場				
	福井運動広場庭球場				
	桑原運動広場庭球場				
	若園公園庭球場				
	西河原公園北庭球場				
	西河原公園南庭球場				
	忍頂寺スポーツ公園庭球場				
	郡山公園庭球場				
	西河原公園屋内運動場				
	春日丘運動広場弓道場				
	IBALAB@広場				
忍頂寺スポーツ公園・竜王山荘					
コミュニティセンター	葦原コミュニティセンター				
	中津コミュニティセンター				
	庄栄コミュニティセンター				
	水尾コミュニティセンター				
	郡コミュニティセンター				
	西河原コミュニティセンター				

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1 ~ 1/31	2/1 ~ 3/12	3/13 ~ 5/7	5/8 ~
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					
コミュニティセンター	穂積コミュニティセンター				
	畑田コミュニティセンター				
	東コミュニティセンター				
	豊川コミュニティセンター				
	彩都西コミュニティセンター				
	三島コミュニティセンター				
	大池コミュニティセンター				
	春日コミュニティセンター				
	東奈良コミュニティセンター				
	沢池コミュニティセンター				
	山手台コミュニティセンター				
	玉櫛コミュニティセンター				
公民館	茨木公民館				
	春日丘公民館			△	
	中条公民館				
	安威公民館				
	玉島公民館				
	福井公民館				
	清溪公民館				
	見山公民館				
	石河公民館				
	太田公民館				
	太田公民館分室				
	天王公民館				
	郡山公民館				

△一部開館 ×閉館 /営業予定なし

施設名		1/1 ~ 1/31	2/1 ~ 3/12	3/13 ~ 5/7	5/8 ~
緊急事態宣言措置・まん延防止等措置状況					
公民館	耳原公民館				
	白川公民館				
	西公民館				
いのち・愛・ゆめセンター	豊川いのち・愛・ゆめセンター				
	沢良宜いのち・愛・ゆめセンター				
	総持寺いのち・愛・ゆめセンター				
文化施設	文化財資料館				
	キリシタン遺物史料館				
	川端康成文学館				
	市立ギャラリー				
青少年施設	上中条青少年センター				
	青少年野外活動センター				
図書館	中央図書館(富士正晴記念館含む)				
	中条図書館				
	水尾図書館				
	庄栄図書館				
	穂積図書館				
プラネタリウム(天文観覧室)					
里山センター(森の学び舎)					
公園駐車場	彩都西公園				
	彩都あかね公園				
	彩都はなだ公園				
	耳原公園				

新型コロナウイルス感染症支援対策

1. 市民への給付事業

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
1	特別定額給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民生活を経済的に支援するため、特別定額給付金を支給 【支給額】1人当たり10万円	市	国市	令和2年4月27日時点で住民基本台帳に記録されている市民	R2.5.8 ~R2.8.18	127,245件 【給付額】28,250,400千円 【事務費】174,437千円	【補正】+28,650,600千円 ※国補助(10/10)	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、特措法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。」と示され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、全国の自治体で特別定額給付金として交付することが決定された。	給付開始時に申請や問い合わせが殺到した。今回の給付金は、その目的から、より迅速に給付する必要があったが、オンライン申請者が少なかったことや、一定の期間に郵送申請が集中したことから、職員による応援も受けながら処理を行ったが、給付までに一定の時間を要した。申請されていない方への勧奨を行い、給付率は99.56%となった。給付誤りもなく、概ね業務目的を達成できた。一定の期間は、申請サポート窓口を設置し、一人で申請が困難な市民の支援を行った。		人権・男女共生課
2	子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対し、「子育て世帯臨時特別給付金」を支給するもの。 【支給額】児童一人当たり1万円	市	国	令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当(本則給付)の受給者	R2.5.18 ~R3.3.31	36,657人 366,570千円	372,750千円 ※国補助(10/10)	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)の「生活に困っている世帯や個人への支援」において、「子育て世帯に関しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人当たり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する。」と示され、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援する観点から、児童手当(本則給付)を受給する世帯(0歳~中学生のいる世帯)に対し、令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金を支給することが決定された。	新型コロナウイルス感染症流行後初の国決定の給付金と市独自事業の「児童扶養手当受給世帯への臨時給付金」と併行して実施する必要があり、職員の勤務体制が別室勤務(二交代制)や児童手当現況届の時期と重複する中、速やかに事業を開始し給付する必要があったが、対象者が明確であったので、比較的スムーズに給付することができたので、概ね事業目的を達成することができた。		こども政策課
3	住居確保給付金	就職活動をする方が住居を確保できるよう、市から家主に対し家賃相当額を一定期間支給するもの。支給期間中は、市の相談支援員が就職に向けた支援を行う。 【支給額】単身世帯39,000円、2人世帯47,000円、3人以上世帯51,000円を上限とする家賃相当額	市	福祉事務所	離職ややむを得ない休業等により住居を失った又はそのおそれがある生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者	R2.4.20 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	195件 28,010千円 107件 23,137千円 61件 11,369千円	【当初】786千円 【補正】+28,425千円 16,896千円 33,445千円	休業等に伴う収入減少により、離職又は廃業には至っていないがこうした状況と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている方への支援を拡大するため、生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年厚生労働省令第16号)を一部改正し、令和2年4月20日から施行し、支給の対象を拡大することが決定された。	離職や収入減少等により、経済的に困窮し、生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、住宅確保給付金を支給することで、受給者の安定した住居環境の維持につながった。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住宅確保給付金等の申請が急増したことで、当初、支援現場は対応に追われたものの、徐々に落ち着つき、円滑に事業を進めることができた。	実績等件数は新型コロナウイルス以外の案件についても計上しています。	福祉総合相談課
4	生活福祉資金貸付	新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等により収入が減少した世帯に対し、生活費の貸付を行う。 【緊急小口資金】貸付上限:20万円以内 【総合支援資金】貸付上限:(単身世帯)月15万円以内(複数世帯)月20万円以内 貸付期間:原則3か月以内	府	府	新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業等により収入が減少した世帯	R2.3.25 ~R4.9.30	貸付決定件数 6,993件 貸付決定金額 3,182,910千円	-	新型コロナウイルス感染症の発生による休業や失業等により、一時的又は継続的に収入減少した世帯を対象として、生活福祉資金貸付制度における総合支援資金[生活支援費]及び福祉資金[緊急小口資金]について特例措置を設けた。	休業・失業等により収入が減少した世帯に対する早急な貸付が可能のため、対象者からの感謝の声が多く、事業目的は達成できたと考えている。開始からの中盤以降、貸付件数が激増した状況下では、初期に比べ個々丁寧なアセスメントを行いづらくなったことが運営面の課題と捉えている。		地域福祉課
5	母子父子寡婦福祉資金貸付金	ひとり親家庭及び寡婦等の経済的自立を図るため(こどもの修学や就学支度、親自身の技能習得など)に資金を貸し付ける制度	市	府	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 など	R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	18件 40,877千円 10件 29,466千円 13件 30,366千円	-			大阪府の貸付制度(継続事業)のため、「一」表記となっているか所があります。	こども政策課
6	児童扶養手当受給世帯への臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたしているひとり親(児童扶養手当受給者)世帯を支援するため、臨時給付金を支給するもの。 【支給額】1世帯当たり5万円	市	市	令和2年4月分又は5月分の児童扶養手当の受給者	R2.5.11 ~R3.3.31	1,840人 92,000千円	100,000千円	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、より厳しい経済状況にあるひとり親世帯の生活を支援することを目的に、市独自事業で児童扶養手当受給者に対し、臨時給付金を支給することが決定された。	「子育て世帯への臨時特別給付金」と併行して実施する必要があり、職員の勤務体制が別室勤務(二交代制)や児童手当現況届の時期と重複する中、速やかに事業を開始し給付する必要があったが、国の「ひとり親世帯臨時特別給付金」よりも早く給付することで、より厳しい経済状況にあるひとり親世帯の生活を支援することができた。		こども政策課

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
7	就学援助受給世帯への臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に就労収入が減少し、日常生活に支障をきたしている就学援助受給世帯を支援するため、臨時給付金を支給するもの。 【支給額】一世帯当たり5万円	市	市	・令和2年3月～5月時点の就学援助受給世帯 ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、家計が急変したことにより令和2年度中に認定を受ける世帯 ※児童扶養手当受給世帯への臨時給付金の受給対象世帯は対象外	R2.5.8 ～R3.3.31	1,447件 72,350千円	【補正】 +75,000千円 ※国補助(10/10)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、より厳しい経済状況にある就学援助受給世帯の生活を支援することを目的に、市独自事業で就学援助受給世帯に対し、臨時給付金を支給することが決定された。	対象者について、就学援助は「個人」単位で支給しているため、「世帯」単位の対象者抽出や「児童扶養手当受給世帯への臨時給付金」と二重支給にならないためのデータ確認に時間を要したが、より厳しい経済状況にある就学受給世帯の生活を支援することができた。		学務課
8	傷病手当金(国民健康保険)	新型コロナウイルス感染症の療養のために就労することができず、給与等の全部又は一部を受けとることができなくなった場合、傷病手当金を支給する。 【支給額】直近3か月間の一日当たり平均給与収入の2/3×日数(給与支給分は除く)	市	国	国民健康保険被保険者	令和2年1月1日から5年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)。	[R2] 5件 356千円 [R3] 32件 1,582千円 [R4] 173件 5,834千円 [R5] 7件 433千円 (11/30時点)	※国補助(10/10) [R2] 【流用】356千円 [R3] 【当初】793千円 【補正】+200千円 【流用】+600千円 [R4] 【当初】3,984千円 【補正】+4,478千円 [R5] 【当初】11,135千円	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」とされた。	国の通知に基づき、概ね順調に申請受付及び支給事務を行うことができた。	令和5年5月7日までに感染した被保険者については、労務に服することができなくなった日の翌日から2年(時効)は、申請受付を継続する。	保険年金課
9	傷病手当金(後期高齢者医療)	給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルスに感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において、労務に服することができなくなった場合、傷病手当金を支給する。 【支給額】(直近の継続した3ヶ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額)×2/3×日数(支給対象となる日数)	市 広域 連合	国	後期高齢者医療被保険者	令和2年1月1日から5年5月7日の間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は最長1年6月まで)。	[R2] 0件 [R3] 1件 [R4] 9件 [R5] 2件 (11/30時点)	-	「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」(令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)において、「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する市町村等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」とされた。	国の通知に基づき、概ね順調に申請受付及び支給事務を行うことができた。	令和5年5月7日までに感染した被保険者については、労務に服することができなくなった日の翌日から2年(時効)は、申請受付を継続する。	保険年金課
10	再就職支援助成金の拡充	再就職のために国が指定する教育訓練給付金対象講座を受講した失業中の市民に対し、受講料の一部を助成する制度について、令和2年7月以降、対象者及び助成額の拡充を行うもの。 【対象者】65歳未満の失業中の市民(拡充部分)非正規労働者も対象 【助成額】受講料の50%かつ上限5万円(拡充部分)教育訓練給付金受給対象外である場合は、国の教育訓練給付金相当額を加算	市	市	65歳未満の失業中の市民で、国の教育訓練給付金対象講座修了者 令和2年7月以降は、非正規労働者及び教育訓練給付金を受給できない市民についても対象とし、教育訓練給付金相当額を加算	R2.7.1 ～R5.3.31	R2.7～R5.3 6件 417千円 (うち拡充による支給3件347千円)	【R2年度】 4,140千円 (うち拡充分3,590千円) 【R3年度】 800千円 (うち拡充分400千円) 【R4年度】 600千円 (うち拡充分400千円)	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた離職者及び労働者への対応を目的として対象者の追加を行うとともに、国の教育訓練給付金の対象外の方への受講の機会を確保のため制度の拡充を行った。	令和2年度は拡充による対象者はなかったが、令和3年度、4年度は拡充による支給件数が半数以上であり、事業目的は概ね達成できた。	令和5年度も引き続き実施	商工労政課
11	ファミリー・サポート・センター利用料補助	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等による、経済的負担の軽減と、こどもの安全が確保されるよう必要な支援を行うことを目的とする。 【支給額】相互援助活動を利用した場合の、依頼会員から援助会員に支払われた謝礼金の全額を補助上限6,400円/日	市	国 府 市	令和3年8月26日から令和4年3月31日までの間において、新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により、ファミリー・サポート・センター事業を利用した場合の、謝礼金相当額	R2.3.2 ～R2.3.31 R3.4.1 ～R4.3.31 R4.4.1 ～R5.3.31	2件 22千円 8件 146千円 2件 14千円	【当初】 0千円 【補正】3,456千円 【当初】 0千円 【補正】+666千円 333千円	経済的負担の軽減を図り、こどもの安全が確保されるよう必要な支援を実施した。	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業等により必要となった経済的負担の軽減と、日中のこどもの安全が確保される居場所としての利用につながった。		子育て支援課

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
12	就労継続支援B型事業利用者に対する就業支援金	社会参加の減少や工賃が減収となっている就労継続支援B型事業利用者の生活を支援するため、就業支援金を交付【支給額】1人当たり1万円	市	市	令和2年4月又は5月に就労継続支援B型事業を利用し、令和2年6月1日時点においても同事業の利用契約を行っている市民	R2.6~R2.8	406件 4,060千円	【補正】 3,500千円	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、日中活動や工賃に影響を被っている、就労継続支援B型事業を利用する市民に対し、市が支援金を給付することにより、対象者の生活支援を図るとともに、就業に対する意欲の下支えを図るため。	対象者の生活支援、就労意欲向上につながった。		障害福祉課
13	自治会集会施設等における感染予防対策を講じる費用の補助	自治会が管理運営する集会施設において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために必要な経費を補助【対象経費】手指消毒液、空気清浄機等の購入に要する経費。換気扇等の整備に要する経費。【補助額】上限5万円	市	市	集会施設を有する自治会で、1自治会当たり1集会施設、複数ある場合は2集会施設上限	R2.6.12 ~R3.3.31	138件 6,576千円	【当初】 11,000千円 【6月補正】 +12,500千円	新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会活動の中止や延期を余儀なくされるなか、各自治会が新しい生活様式を取り入れ、日常の地域コミュニティの活動を取り戻すことを目的に自治会集会施設等整備事業補助制度を拡充したものである。	補助制度の周知を積極的に行い、集会施設を有する自治会の約6割が制度を活用した。活用事例は、手指消毒液などの消耗品をはじめ、空気清浄機や換気扇の設置、リモート会議のための備品整備などがあり、自治会活動の継続に繋がったと捉えている。		地域コミュニティ課
14	自治会集会施設等を有しない自治会が感染予防対策を講じる費用の補助	集会施設を有しない自治会が、地域行事や自治会活動を行うにあたり、新型コロナウイルス感染拡大を防止するために必要な経費を補助【対象経費】手指消毒液、ペーパータオル等の購入に要する経費。(衛生用品等の消耗品費に要する経費に限る)【補助額】1自治会上限2万円	市	市	集会施設を有しない自治会	R2.8.1 ~R3.3.31	35件 512千円	【当初】 11,000千円 【6月補正】 +12,500千円	新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会活動の中止や延期を余儀なくされるなか、各自治会が新しい生活様式を取り入れ、日常の地域コミュニティの活動を取り戻すことを目的に自治会集会施設等整備事業補助制度を拡充したものである。	公共施設の利用や会議の書面表決の活用、また、地域行事の中止などにより、集会施設を有する自治会ほど制度の活用は見られなかったが、手指消毒液や非接触型体温計などの消耗品の購入に活用した自治会もあるなど、自治会活動の継続に繋がったと捉えている。		地域コミュニティ課
15	自治会集会施設等整備事業補助の制限の一部緩和	自治会が管理運営する集会施設において、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要な改修(20万円以上)を行う場合において、5年を経過しない場合でも、補助金の申請ができるよう制限を緩和。	市	市	自治会	R2.6.12 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	10件 7,340千円 2件 1,191千円 0件	毎年11,000千円	新型コロナウイルス感染症の影響により、自治会活動の中止や延期を余儀なくされるなか、各自治会が新しい生活様式を取り入れ、日常の地域コミュニティの活動を取り戻すことを目的に自治会集会施設等整備事業補助制度を拡充したものである。	自治会にとって、新型コロナウイルス感染症への対応は、急な財政負担となるため、補助金制度を緩和することで、空調設備の改修や窓の設置などの対策を講じることができ、自治会活動の継続に繋がったと捉えている。	令和5年度より修繕については、5年の制限を廃止した。	地域コミュニティ課
16	チャレンジいばらき補助金(提案公募型公益活動支援事業補助)の拡充	新型コロナウイルス感染症による市民の不安やストレス緩和の一助とすることを目的に、市民活動団体等から、創意工夫した提案を募集する。【支給額】 テーマ設定型事業:上限20万円 自由テーマ型事業:上限20万円 連携型事業:上限30万円(R4)	市	市	主たる活動拠点を市内に有し、構成員数が5人以上の団体であることなど。	R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	27件 4,560千円 34件 5,245千円 31件 5,570千円	6,000千円 7,040千円 5,500千円	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、感染防止対策とともに、事業活動への支援を継続的に実施することでポストコロナを見据えたものとしている。	新型コロナ対策を評価基準に入れることにより、安全安心な形で事業実施することができた。	R4年度に関しては、予算流用していません。	共創推進課
17	ひとり親世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給するもの。【支給額】 1世帯5万円、及び第2子以降がいる場合1人当たり3万円 (①、②のうち新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合は、1世帯5万円を加算)	市	国	①児童扶養手当受給世帯(令和2年6月分の支給世帯) ②公的年金給付等受給により児童扶養手当の支給を受けていない者(※所得制限あり) ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となった者	R2.8.3 ~R3.3.31	3,870人 227,970千円	295,220千円 ※国補助(10/10)	新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親家庭については、子育てに対する負担の増加や収入の減少などにより特に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、こうした世帯を支援するため、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給することが決定された。	「子育て世帯への臨時特別給付金」及び市独自事業の「児童扶養手当受給世帯への臨時給付金」と併行して実施する必要がある、職員の勤務体制が別室勤務(二交代制)や児童手当及び児童扶養手当現況届の時期と重複する中、速やかに事業を開始し給付する必要があったが、比較的スムーズに給付することができたので、より厳しい経済状況にあるひとり親世帯の生活を支援することができた。		こども政策課

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
18	DV被害者等の民間シェルター整備等に係る補助	コロナ禍においてDV相談が増加傾向となる中、DV被害者等が安心して過ごせる環境を整備するため、国の交付金を活用し、民間シェルターにおけるSNSを活用した相談やシェルターの改修等に要する経費を補助 【補助率】10/10	市	国市	民間シェルター	R2.9.16 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31 R5.4.1 ~R6.3.31	1件 3,394千円 1件 6,569千円 1件 7,648千円 1件 0千円	【補正】+3,839千円 ※国補助(10/10) 【当初】6,569千円 ※国補助(10/10) 【当初】7,641千円 【流用】102千円 ※国補助(10/10) 【当初】0千円 【流用】3,179千円 ※国補助(3/4)	令和2年度から内閣府でパイロット事業が開始されたことから、本市においても、多様な困難に直面するDV被害者等に対して、漏れなく、安全な場所を一時的に確保しつつ、専門的・ニーズに沿った支援を、切れ目なく実施し、もって、地域においてDV被害者等が自立し、安心・安全に過ごせるよう、地域社会におけるセーフティネット機能の強化を図るため、補助制度を新設した。	受入体制整備やメール・SNS相談等への補助を行ったことにより、公的な施設への入所が困難なケースへの対応や若年層の相談にも対応することができ、DV被害者等の不安な状況を改善することができた。		人権・男女共生課
19	高校三年生等の若者応援給付金	新型コロナウイルス感染症の影響により、進学・就職活動等で新たな負担が生じる世代の若者を経済的に支援するため、本市に住民票がある18歳及び19歳の若者に給付金を支給するもの。 【支給額】対象者1人当たり2万円	市	市	本市に住民票がある18歳及び19歳(平成13年4月2日~平成15年4月1日生まれ)の若者	R3.1.8 ~R3.3.31	5,583件 115,567千円	120,000千円	新型コロナウイルス感染症の影響により、進学・就職活動等で新たな負担が生じる世代の若者を経済的に支援するため、本市に住民票がある18歳及び19歳の若者に給付金を支給することとした。	市単独事業であり、添付資料も限られていたため、申請は原則、Logoフォームによる方法としたことにより、申請開始から3日で4割以上の申請があり、申請の約99%が電子申請であったため、コロナ禍にあっても窓口が混雑することなく速やかに実施できた。		こども政策課
20	在宅生活を送る重度障害者へのあんしん支援給付金	あんしん支援給付金を給付 【支給額】1人当たり1万円 【支給】手当受給口座1月27日から順次振込	市	市	令和2年12月1日現在において国の法律に基づく手当(特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当又は経過的福祉手当)を受給している市民	R3.1から順次 振込(申込不要)	961件 10,210千円	【補正】 10,400千円	新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、外出を控えるなど生活のしづらさを感じている在宅の重度障害者等を支援するため。	在宅の重度障害者等の生活の下支えとなった。		障害福祉課
21	在宅生活を送る要介護者等へのあんしん支援給付金	長引く在宅生活において増加する光熱水費等の生活費や、日常生活に必要な買物、理美容等に係る外出等を支援するため、在宅生活を送る要介護者・要支援者等に対し、あんしん支援給付金を支給するもの。 【支給額】1人当たり1万円 【申請期限】令和3年3月31日まで(当日消印有効) 【支給】令和3年2月12日から順次振込	市	市独自	茨木市内に住民票がある65歳以上の在宅要介護・要支援認定者、事業対象者であること。(令和2年10月1日時点)ただし、申請時において死亡・転出している者、又は在宅重度障害者へのあんしん支援給付金の対象者は除く。	申請期間 R3.1.22 ~R3.3.31 (当日消印有効)	組戻手数料 88千円 委託料 34,122千円 給付金 112,000千円 ※国補助(10/10)	9,499件 94,990千円	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、特措法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。」と示され、全国の自治体で特別定額給付金として交付することが決定された。	未申請者に対し、電話勧奨を実施。給付金対象者の9割以上から申請があり、生活支援の一助となった。		長寿介護課
22	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経済状況にあるひとり親の子育て世帯への生活を支援するため、臨時特別給付金を支給するもの。 【支給額】児童一人当たり5万円	市	国	①児童扶養手当受給世帯(令和3年4月分の支給世帯) ②公的年金給付等受給により児童扶養手当の支給を受けていない者(※所得制限あり) ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が児童扶養手当の対象となった者	R3.5.6 ~R4.3.31	3,158人 157,900千円	167,350千円 ※国補助(10/10)	新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、食費等の支出の増加が低所得のひとり親世帯に与える影響を勘案し、経済的支援を行うため子育て世帯生活支援特別給付金を支給することが決定された。	児童手当及び児童扶養手当現況届と並行してひとり親世帯以外への給付金の新設の中、速やかに事業を開始する必要があったが、比較的スムーズに給付することができたので、より厳しい経済状況にあるひとり親世帯の生活を支援することができた。		こども政策課

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
23	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、厳しい経済状況にあるひとり親の子育て世帯への生活を支援するため、臨時特別給付金を支給するもの。 【支給額】児童一人当たり5万円	市	国	①児童手当又は特別児童扶養手当受給世帯で令和3年度分の市民税非課税世帯(令和3年4月分の支給世帯) ②令和3年度分の市民税が非課税である対象児童の養育者 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、市民税非課税と同水準にある対象児童の養育者	R3.6.17 ~R4.3.31	2,253人 112,650千円	250,000千円 ※国補助(10/10)	新型コロナウイルス感染症による影響の長期化により、食費等の支出の増加が低所得のふたり親世帯に与える影響を勘案し、経済的支援を行うため子育て世帯生活支援特別給付金を支給することが決定された。	児童手当及び児童扶養手当現況届、そしてひとり親世帯への給付金と並行して、速やかに事業を開始する必要があったが、比較的スムーズに給付することができたので、より厳しい経済状況にある子育て世帯の生活を支援することができた。		こども政策課
24	重度障害者福祉タクシー利用券の追加配付	重度障害者福祉タクシー料金助成事業利用者を対象に通常交付分1枚500円(4枚/月)に加え、接種場所までの移動分として、利用券を追加で交付する。 【支給額】利用券を8枚(4,000円分)	市	市	重度障害者福祉タクシー料金助成事業利用者	R3.8~R4.3	2,421件 3,000千円	3,000千円	重度障害者への移動支援と経済的支援を行い、円滑なワクチン接種を提供するため。	重度障害者の円滑なワクチン接種につながった。		障害福祉課
25	高齢者福祉タクシー利用券の追加交付	高齢者福祉タクシー料金助成事業利用者を対象に、ワクチン接種会場(場所)までの移動分として、利用券を8枚(4,000円分)交付する。 【支給額】利用券を8枚(4,000円分)	市	市	令和3年4月1日から令和4年3月31日の期間に高齢者福祉タクシー利用券の交付決定を受けた者	R3.6.1 ~R4.3.31	41,598件 20,748千円	【当初】 19,225千円 【補正】 +2,200千円	新型コロナウイルス感染症に罹患すると重症化リスクのある高齢者に対するワクチン接種を促進するため、高齢者への移動支援と経済的支援を行った。	外出自粛中でありながらも、1人当たりの利用枚数が約13枚から約20枚と増加。ワクチン接種会場及び通院移動等に活用されたと推察している。		長寿介護課
26	茨木市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	経済的な困窮状態にありながら、資金の貸付がこれ以上利用できない世帯に対し、3か月間の給付を行う。(収入要件・資産要件・求職活動等要件あり) 【支給月額】単身世帯:6万円 2人世帯:8万円 3人以上世帯:10万円	市	市	総合支援資金の貸付を利用し終えた世帯、又は貸付申請が不承認となった世帯	R3.7.12 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	1,120件 86,040千円 796件 61,820千円	【補正】 180,300千円 【当初】 131,520千円 ※国補助(10/10)	緊急小口資金等の特例貸付などによる支援を行ってきた中で、既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより、貸付を利用できない世帯に対して、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、支給することが決定された。「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給について」(令和3年6月11日付社援発0611第7号厚生労働省社会・援護局長通知)	緊急小口資金の貸付等が利用できず、経済的に困窮し、生計維持困難な世帯に対して、支援金を給付することで、就労活動等自立に向けた取り組みが進んだ。 なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、生活困窮者自立支援金等の申請が急増したことで、当初、支援現場は対応に追われたものの、徐々に落ち着き、円滑に事業を進めることができた。		福祉総合相談課
27	子育て世帯支援給付金	分散登校や家庭保育への協力等の影響を受ける子育て世帯を支援するため、中学生までの子どもをもつ世帯に対し、子育て世帯支援給付金を支給するもの。 【支給額】子ども一人当たり1万円	市	市	0歳~中学生の子どもがいる世帯	R3.10.5 ~R4.3.31	40,579件 405,790千円	410,000千円	感染拡大により、小・中学校の分散登校を実施したため、共働き世帯において登校日でない日は仕事を休む等の対応が必要となり、子育て世帯への負担が増加している。また、就学前施設での感染拡大防止対策として、家庭保育の協力を要請したことから、子育て世帯支援給付金を支給することが決定された。	児童手当及び児童扶養手当現況届、そしてひとり親世帯等への給付金と並行して、速やかに事業を開始する必要があったが、より厳しい経済状況にある子育て世帯の生活を支援することができた。ログフォームを活用することで、市民の利便性の向上、速やかな支給が実現した。		こども政策課
28	放課後等デイサービス等利用料の補助	小学校等の臨時休業・分散登校のため、放課後等デイサービス等を利用した場合の費用の補助 【補助額】増加した自己負担分	市	市	小学校等の臨時休業・分散登校のため、放課後等デイサービス等を利用した世帯	R2.3.2~9.30 R3.8.26~9.30	53件 282千円 30件 102千円	567千円 ※補助 R2.3(国10/10) R2.4(国1/2府1/4) 165千円 ※国補助(10/10)	新型コロナウイルス感染症対策として小学校、中学校、高等学校、特別支援学校が一斉臨時休業したことに伴う、放課後等デイサービスの利用増加等によって生じたサービス利用に係る自己負担額が増額した世帯の経済的な支援を図ることを目的として補助することを決定した。	ノウハウがないため準備に時間を要したが、該当世帯の経済的な支援を行うことはできた。		発達支援課

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
29	文化芸術活動支援補助	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている文化芸術活動の活性化を図るため、市内公共施設で実施される不特定多数を対象とした公演等に対し、施設使用料等を補助 【補助率】有料公演10分の10、無料公演2分の1 【補助額】上限20万円 【対象施設】福祉文化会館、市民総合センター、生涯学習センター、男女共生センター	市	市	市内の芸術家・芸術団体	R3.10.1 ~R4.3.31	15件 1,075千円	【R3.9月補正】 7,200千円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、公演を開催しにくい状況にある市内の芸術家・芸術団体の継続的活動に資するため、十分な感染対策をしつつ市内で公演を開催することを支援するもの。また、市民においては、芸術公演の鑑賞機会が減少している中、その機会を設けることで、文化振興を図るとともに市民生活の向上に寄与するために補助を実施するもの。	補助金の制度を活用することで公演の実施に至った団体も多く、当初の目的であった文化芸術活動の活性化に一定の役割を果たすことができた。		文化振興課
30	文化芸術団体等公演再開支援補助	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている市内の芸術家・芸術団体の継続的活動を支援するため、感染症対策を講じつつ、不特定多数を対象とした無料の公演等に対し、文化振興財団が事業に要する経費を補助 【補助額】上限200万円	文化振興財団	文化振興財団独自	市内の芸術家・芸術団体	R3.11.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	5件 10,000千円 6件 10,305千円	【R3.9月補正】 10,000千円 【当初】 12,000千円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、公演を開催しにくい状況にある市内の芸術家・芸術団体の継続的活動に資するため、十分な感染対策をしつつ市内で公演等を開催することを支援するもの。また、市民においては、芸術公演の鑑賞機会が減少している中、その機会を設けることで、文化振興を図るとともに市民生活の向上に寄与するために補助を実施するもの。	補助金の制度を活用することで公演の実施に至った団体も多く、当初の目的であった文化芸術活動の活性化に一定の役割を果たすことができた。	申請期間 R3.9.27 ~R3.10.15 R4.2.15 ~R4.3.18	文化振興課
31	文化芸術団体等活動発展支援補助	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により影響を受けている市内の芸術家・芸術団体の新たな活動を支援するため、感染症対策を講じつつ、不特定多数を対象とした公演等に対し、文化振興財団が事業に要する経費を補助 【補助額】上限20万円	文化振興財団	文化振興財団独自	市内の芸術家・芸術団体	R4.4.1 ~R5.3.31	6件 1,198千円	【当初】 1,600千円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、公演を開催しにくい状況にある市内の芸術家・芸術団体の継続的活動に資するため、十分な感染対策をしつつ市内で公演等を開催することを支援するもの。また、市民においては、芸術公演の鑑賞機会が減少している中、その機会を設けることで、文化振興を図るとともに市民生活の向上に寄与するために補助を実施するもの。	補助金の制度を活用することで公演の実施に至った団体も多く、当初の目的であった文化芸術活動の活性化に一定の役割を果たすことができた。	申請期間 R4.2.15 ~R4.3.18	文化振興課
32	非課税世帯等に対する臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯に対し臨時特別給付金を支給するもの。 【支給額】1世帯当たり10万円	市	国	①令和3年12月10日時点で A.世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯 B.Aのほか、コロナの影響で家計が急変し、Aの世帯と同様の状況にあると認められる世帯(家計急変世帯) ②令和4年6月1日時点で A.世帯全員の令和3年度住民税均等割が非課税の世帯 B.Aのほか、コロナの影響により家計が急変し、Aの世帯と同様の状況にあると認められる世帯(家計急変世帯) (ただし、既に①の給付を受けた世帯又は当該世帯の世帯主を含む世帯を除く)	①R4.2.1 ~R4.9.30 ②R4.6.27 ~R4.9.30	26,434件 2,712,297千円 3,310件 332,753千円	【当初】 3,610,367千円 【補正】 +353,187千円 ※国補助(10/10)	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において「新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、国民の生活は傷んでいる。雇用を守り、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられることが重要である。」とされ、全国の自治体で住民税非課税世帯に対して1世帯当たり10万円の現金をプッシュ型で給付することが決定された。	非課税世帯等に対して給付金を支給することは、新型コロナ感染症の影響下及び価格高騰下の厳しい経済状況にある市民生活を支援するために有効であり、事業目的を達成したものと考えられる。 支給事務にあたっては、CFTチームを結成し対応を行った。税関係職員の支援を得ながら、ノウハウを積み重ね、回を追うごとに迅速な事務執行が可能になった。 国通知による事業開始から本市が給付金を支給するまで、準備期間が短い中、迅速性が求められ、様々な工夫を行いながら事業を推進する必要があった。		地域福祉課
33	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対し、価格高騰緊急支援給付金を支給するもの。 【支給額】1世帯当たり5万円	市	国	令和4年9月30日時点で ①世帯全員の令和4年度住民税が非課税の世帯 ②①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯(家計急変世帯)(ただし、既に①の給付を受けた世帯又は当該世帯の世帯主を含む世帯を除く)	R4.10.24 ~R5.1.31	27,241件 1,399,682千円	1,638,170千円 ※国補助(10/10)	令和4年9月9日開催の「物価・賃金・生活総合対策本部」において、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して1世帯当たり5万円をプッシュ型で支給する方針が示されたことから、全国の自治体での給付が決定された。			地域福祉課

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
34	児童手当における特例給付の所得要件に該当する世帯への子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響を受ける子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもをもつ世帯のうち児童手当における特例給付の所得要件に該当する世帯に対し、「子育て世帯への臨時特別給付」を支給するもの。 【支給額】子ども一人当たり5万円	市	市	①児童手当における特例給付受給世帯(令和3年9月分の支給世帯) ②児童手当受給者以外で、18歳までの児童を養育し、児童手当における特例給付の所得要件に該当する者 ③令和3年10月1日~令和4年3月31日までに出生した児童の父母等のうち児童手当における特例給付の所得要件に該当する者	R4.2.7 ~R4.5.26	7,821人 391,050千円	400,000千円	国が実施する子育て世帯臨時特別給付金は、子育て世帯すべてを対象にするのではなく、所得制限を設けており、所得制限限度額以上の者は対象外となることから、地方創生臨時交付金を活用して市独自で給付することが決定された。	市独自の給付金であるが、全国的に同様の給付金を実施され、市町村ごとで給付金額や対応が異なった。近隣市より茨木市は支給額が少なかったため、多数のご意見を頂いた。CFTチームによる給付金の対応により、対象者抽出等の作業が効率的に進めることができ、比較的スムーズに給付することができたので、概ね事業目的が達成された。		こども政策課
35	ひとり親世帯等への子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響を受ける子育て世帯を支援するため、高校生までの子どもをもつ世帯に対し、「子育て世帯への臨時特別給付」を支給するもの。 【支給額】子ども一人当たり10万円	市	国	①令和3年10月支給分の児童手当受給者 ②児童手当受給者以外で18歳までの児童を養育する者 ③高校生が入所している障害児入所施設等の設置者等 ④令和3年10月1日~令和4年3月31日までに出生した児童の父母等 ④基準日以降の離婚等による養育者で、令和3年度の国の臨時特別給付金を受給していない者等	R3.12.6 ~R4.5.26 R4.3.17 ~R4.6.3	41,771人 4,177,100千円 104人 10,170千円	4,100,000千円 ※国補助(10/10) 【補正】 +240,000千円	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除き、臨時特別給付金を支給することが決定された。	給付金の発表から支給までの期間が短く、途中で政府の方針転換により支給額が変更となったが、CFTチームで給付金の対応ができたため、対象者抽出等の作業が効率的に進めることができ、遅滞なく支給することができ、概ね事業目的を達成できた。		こども政策課
36	令和4年4月1日生まれの新生児に対する子育て世帯臨時特別給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化しその影響を受ける子育て世帯を支援するため、令和4年4月1日生まれの新生児に対し、「子育て世帯への臨時特別給付」を支給するもの。 【支給額】子ども一人当たり10万円	市	市独自	令和4年4月1日生まれの新生児の父母等	R4.4.1 ~R4.5.26	6人 600千円	900千円	国が示す本給付金の対象児童は、平成15年4月2日から令和4年3月31日までに出生した児童となっているが、同学年である令和4年4月1日生まれの新生児が給付の対象とならない不公平感が生じていることから、市独自で給付することが決定された。	同時に進行している給付金が複数あり、対応に苦慮していたが、本給付金については、対象者が少なく、申請も滞りなく受付することができたため、事業目的は概ね達成できた。		こども政策課

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
37	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面し、より厳しい経済状況にある子育て世帯の生活を支援するため、児童扶養手当等を受給する世帯等に対し、臨時特別給付金を支給するもの。 【支給額】児童一人当たり5万円	市	国	【ひとり親世帯】 ①児童扶養手当受給世帯(令和4年4月分の支給世帯) ②公的年金給付等受給により児童扶養手当の支給を受けていない者(※所得制限あり) ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当受給者と同水準にある者 【上記以外】 ①児童手当又は特別児童扶養手当受給世帯で令和4年度分の市民税非課税世帯(令和4年4月分の支給世帯) ②令和4年度分の市民税が非課税である対象児童の養育者 ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、市民税非課税と同水準にある対象児童の養育者	R4.6.9 ~R5.3.31	【ひとり親世帯】 2,854人 142,700千円 【上記以外】 2,439人 121,950千円	【ひとり親世帯】 165,000千円 ※国補助(10/10) 【上記以外】 125,000千円 ※国補助(10/10)	コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」として、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金の支給が決定された。	これまでの支給事務のノウハウにより速やかに支給することができ、概ね事業目的を達成できた。		こども政策課
38	ネット被害等拡大防止に向けた啓発映像の作成	若者や高齢者の消費者問題への関心を深め、ネット被害等の未然・拡大防止を図るため、アニメや落語を取り入れた啓発映像を制作するもの。	府市	市	茨木市民	制作年度 R2年度	-	7,115千円 ※府補助(10/10)	新型コロナウイルス感染拡大以前に、府交付金を活用した啓発イベントの実施を検討していたが、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、特措法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。」と示されたため、イベントの開催に代わり、配信など、非接触型の啓発に有効な映像を制作した。	長期間に渡り感染拡大防止対策が求められる中、啓発映像は市ホームページやSNS等による周知や動画共有プラットフォーム(YouTube)での配信、ワクチン接種会場での放映など、様々な機会を捉え、市民への情報提供、注意喚起に活用した。加えて、市内中学校など教育機関、高齢者施設へのデータ配布など、ターゲットに直接必要な情報を届けることができた。以上から、コロナ禍において、新しい生活様式を踏まえた啓発を実施し、ネット被害等の拡大防止に努めたことから、事業目的は概ね達成できた。		市民生活相談課
39	社会人向け講座のオンデマンド配信	新しい生活様式への対応を図り、多忙な社会人の学習機会の充実を図るため、社会人向け講座のオンデマンド配信を行う。	市	市	社会人	R3.5~R4.3	11本 動画投稿本数等 1,656千円	【当初】 1,755千円	新しい生活様式への対応及び多忙な社会人の学習機会の充実を図るため、社会人向け講座のオンデマンド配信を行う。	社会人向け講座のオンデマンド配信を行うことで、場所や時間に問わず、自らが学びたい時に学べる機会を提供することができた。		文化振興課
40	生活困窮状態の予防等に向けたくらし設計相談の実施	コロナ禍における収入の減少や生活困窮、将来への不安等の発生が懸念されるため、生活と家計に関する相談を実施するもの	市	市	市民	R2.10.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	37件 71件 64件	528千円 1,056千円 1,056千円	内閣府・厚生労働省連名の事務連絡(令和2年4月3日付け)により、相談・保護の継続的かつ迅速な対応の要請があった。	業務委託により新規事業実施。通常開設している相談事業に家計の相談を追加する形での実施として事業目的は達成できた。ファイナンシャルプランナーの資格を持つ社会保険労務士が生活上の経済面及び労働面の相談に対応し、生活困窮の予防及び自立の促進を図った。	相談件数は新型コロナウイルス以外の案件(電話・面接)についても計上しています。	人権・男女共生課
41	ひとり暮らし高齢者等へのマスクの配布	新型コロナウイルス感染症の感染予防の取り組みとして、70歳以上のひとり暮らし高齢者にマスクを配布する。 【配布数】1人当たり10枚(チャック付きポリ袋に小分け) 【封入物】マスクのほか、各種チラシ、相談先などを封入	市	市	令和2年4月時点で70歳以上のひとり暮らし高齢者:10,143人	R2.5.28 郵送	10,143件 5,855千円	消耗品費 5,368千円 通信運搬費 2,004千円	新型コロナウイルス感染症の対応が長期化することが予想されたことから、特に注意が必要な単身高齢者、障害者に対して、感染予防の一助となるようサージカルマスクを送付した。また、生活に関する不安の相談窓口案内や外出を控えていることから「自宅できるとして生活不活性予防」チラシも同封した。	感染予防対策としての配布については、同封の生活不活性予防チラシなどへの反響とともにお礼の声が届くなど、事業目的を達成できたと考えている。なお、対象外の市民からの問合せが多くあり、周知方法等については課題と捉えている。		地域福祉課

NO.	支援制度名	事業の目的及び概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
42	民生委員へのマスクの配布	新型コロナウイルス感染症の感染予防の取り組みとして、民生委員にマスクを配布する。 【配布数】1人当たり50枚(1箱)	市	市	令和2年6月時点の民生委員・児童委員:381人	R2.6.1~3にかけて直接配付	381件 818千円	消耗品費 1,000千円	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人と人との接触が最小限になる中、途切れない見守り活動を行う民生委員を支援するため、民生委員各自にマスクの配付を行った。	各地区において工夫しつつ、活動をつづける民生委員に配付することができた。 感染拡大予防に留意した民生委員活動の一助となった。		地域福祉課
43	ウクライナ避難民への生活支援金の支給	ウクライナから避難された方に対し、国が支援を表明していることに鑑み、本市に避難される方が、当面の間安心して生活を送ることができるよう、支援金を支給する。 【支給額】1人当たり72,000円/月※ただし、同一世帯2人目以降は48,000円/月	市	市	本市に避難されたウクライナ避難民	R4.6.21 ~R5.3.31	240千円 (1世帯2人×2か月分)	【補正】 1,440千円	ウクライナから避難された方に対し国が支援を表明していることに鑑み、本市に避難される方が、当面の間安心して生活を送ることができるよう、支援金を支給した。	ウクライナからの避難民の受入にあたり、当面の間の生活費相当分として支援金を支給することができた。		地域福祉課
44	養育費確保に向けた取組の推進	養育費の不払いにより更なるひとり親家庭の困窮を防ぐため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成経費や、民間保証会社が養育費の債権回収を行う際の保証契約に係る保証料を補助する。	市	国	児童扶養手当の支給を受けている、又は同等の所得水準にある者	R3.1.4 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	1件 24千円 11件 229千円 7件 149千円	550千円 ※国補助(1/2) 960千円 ※国補助(1/2) 850千円 ※国補助(1/2)	養育費が元の配偶者から支払われず、経済的に困窮し、こどもの貧困につながる等の問題が生じている中、コロナウイルス感染症の影響により、さらに、ひとり親家庭の困窮が見込まれるため、養育費確保等支援事業の実施が決定された。	養育費が元の配偶者から支払われず経済的に困窮しているひとり親家庭に対し、市が補助金を交付することにより養育費を確実に受け取る枠組みを整え、ひとり親等の養育費の取り決め内容の継続した履行確保を図ることができた。		こども政策課

2. 相談事業

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
1	弁護士による無料法律相談	相続、借金、離婚、借地、近隣トラブルに関する相談などを実施 【実施日時】 平日 毎週月・水・金曜日の 午後1時～午後5時 日曜日 毎月最終日曜日の 午前9時～午後0時30分	市	市	茨木市民又は本市に在勤・在住のかた	R2.3.1 ～R5.3.31	R1 128件 R2 1,671件 R3 1,678件 R4 1,904件	—	新型コロナウイルス感染症が拡大する以前から継続して実施	新型コロナウイルス感染拡大以前は、対面の実施であったが、感染拡大に伴い電話での実施を新たに開始し、相談機会の確保に努めた。(5類移行後も引き続き実施)そのため、事業目的は概ね達成できた。	相談件数は新型コロナウイルス感染症以外の場合についても計上している。	市民生活相談課
2	消費生活相談	商品の購入やサービスの契約・解約等のトラブルに関する相談を実施 【実施日時】 平日 午前9時～午後4時30分 第2,4土曜(祝日除く) 午前9時～正午	市	市	茨木市民(本市在住含む)	R2.3.1 ～R5.3.31	R2 2,694件(157件) R3 2,442件(17件) R4 2,548件(0件) ()はうちコロナ関連相談	—	新型コロナウイルス感染症が拡大する以前から継続して実施	新型コロナウイルス感染拡大以前から、電話やメールによる相談対応を行っており、感染拡大の影響をほとんど受けることなく相談を実施できた。そのため、事業目的は概ね達成できた。	相談件数は新型コロナウイルス感染症以外の場合についても計上している。	市民生活相談課
3	こころのケアセンター	新型コロナウイルス感染症の拡大によって生じたストレスや不安について、保健師、臨床心理士等が相談を受ける。	市	市独自	市民	R2.4.13 ～R3.5.31	150件	—	新型コロナウイルス感染症に関するコールセンターに、こころのケアセンターを併設するスタイルで開設し、コールセンターに従事する保健師が電話相談の対応にあたった。	当初の4～9月はコロナ起因を区分せず集計したため、相談者の悩みや不安等の把握が十分ではなかったが、相談への適切な対応とともに、各種情報の周知に努めることができた。	こころの健康相談を始める際に整理統合した。	健康づくり課
4	こころの相談室	週1回で保健医療センターに相談者が来所し、面談する方法で実施した。業務は委託で行い、令和2年度末で終了した。	市	市	市民	R2.3.1 ～R3.3.31	19件	—	コロナ禍以前から実施しており、医療法人への委託業務の範囲で相談対応にあたった。	コロナ禍以前からの相談者の継続的な相談対応となった。	こころの健康相談を始める際に整理統合した。	健康づくり課
5	こころの健康相談	社会状況の急激な変化による精神・心理面で不調をきたした市民のこころのケアをするため、精神保健福祉士を雇用し、相談対応を実施する。 【対象】心理的な不安や身体の不調を抱える市民	市	市	市民等	R3.6.1 ～R5.5.7	346件	【R3】 ①精神保健福祉士 2,719千円 ※府補助(3/4) ②その他の経費 1,371千円 ※府補助(1/2) 【R4】 ①精神保健福祉士 3,340千円 ※府補助(3/4) ②その他の経費 1,063千円 ※府補助(1/2)	新型コロナウイルス感染症の影響により、健康問題にとどまらず、経済的・心理的に追い込まれ自殺リスクの高まっている状況にある。こころのケアセンターやこころの相談室、心の健康相談の業務を見直し、精神保健福祉士を雇用し、こころの健康相談に整理・統合することで支援の強化を行った。	精神保健福祉士を雇用し、類似の相談業務を整理しこころの健康相談に見直したことで周知・啓発が進み、相談件数が増えたことから、一定の効果があつた。		健康づくり課
6	DVに関する相談	コロナ禍における生活不安や在宅時間の増加等によるストレスからDVが増加・深刻化する懸念があつたため、DVに関する相談を実施するもの	市	市	市民	R2.4.1 ～R3.3.31 R3.4.1 ～R4.3.31 R4.4.1 ～R5.3.31	914件 872件 850件	—	内閣府・厚生労働省連名の事務連絡(令和2年4月3日付け)により、相談・保護の継続的かつ迅速な対応の要請があつた。	特段の体制を取ることなく、通常開設しているDV相談の範囲内で実施可能であり、事業目的は達成できた。	相談件数は新型コロナウイルス以外の案件(電話・面接)についても計上している。	人権・男女共生課
7	人権相談	コロナ禍における生活不安や在宅時間の増加等によるストレスから人間関係のトラブル、他者への攻撃的・差別的な言動が増加・深刻化する懸念があつたため、人権に関する相談を実施するもの	人権センター	市	市民	R2.4.1 ～R3.3.31 R3.4.1 ～R4.3.31 R4.4.1 ～R5.3.31	54件 62件 30件	—	内閣府・厚生労働省連名の事務連絡(令和2年4月3日付け)により、相談・保護の継続的かつ迅速な対応の要請があつた。	特段の体制を取ることなく、通常開設している人権相談の範囲内で実施可能であり、事業目的は達成できた。	相談件数は新型コロナウイルス以外の案件(電話・面接)についても計上している。	人権・男女共生課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
8	総合相談	コロナ禍における生活不安や在宅時間の増加等によるストレスから人間関係のトラブル、他者への攻撃的・差別的な言動が増加・深刻化する懸念があったため、生活と人権に関する相談を実施するもの	市	市	市民	R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	2,182件 1,522件 1,351件	—	内閣府・厚生労働省連名の事務連絡(令和2年4月3日付け)により、相談・保護の継続的かつ迅速な対応の要請があった。	特段の体制を取ることなく、通常開設している総合相談の範囲内で実施可能であり、事業目的は達成できた。	相談件数は新型コロナウイルス以外の案件(電話・面接)についても計上している。	人権・男女共生課
9	ひとり親のための無料法律相談	【相談時間】 毎月第4火曜日の午後1時~4時 【相談内容】 子育て、生活、就業、DV、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与のことや、残業代、給与等の未払いなどの労働問題等に関する相談	市	市	ひとり親家庭等で悩みを抱えている者	R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	58件 50件 40件	※国補助(1/2) 396千円 396千円 396千円	ひとり親家庭の方が、行政の窓口において総合的な相談を受けられる体制整備に協力をすると、大阪弁護士会から茨木市に支援の申し出があり、平成28年11月に協定を締結し、同月よりひとり親のための無料法律相談が実施された。	ひとり親家庭の相談に詳しい弁護士の方を派遣いただくことで、一人ひとりに寄り添った支援につながった。		こども政策課
10	子育てに関する相談	保育士・保健職・心理判定員等による子育てに関する全般的な相談 平日、午前10時~午後4時	市	市	0~18歳未満の児童がいる世帯	R2 R3 R4	電話相談件数 480(23)件 316(2)件 192(1)件 ※()はコロナに係る相談	—	平常時から実施している既存事業	新型コロナウイルス感染症が始まった当初は相談があったが、その後はコロナに係る相談は減った。また、時間の経過とともに相談手段が電話から面談に戻った。		子育て支援課
11	児童虐待相談・通告電話	児童虐待に関する相談 平日、午前9時~午後5時	市	市	0~18歳未満の児童がいる世帯	R2 R3 R4	相談件数 406件 565件 589件	—	平常時から実施している既存事業	新型コロナウイルス感染症に起因した影響は少なかった。		子育て支援課

3. 事業者支援に関すること(様々な業種に当てはまるもの)

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
1	持続化給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧となるよう、給付金を支給するもの。 【支給額】 (前年の収入)×(前年同月比△50%の月の収入×12) 上限額 法人200万円 個人100万円	国	国	新型コロナウイルス感染症の影響によりひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者(資本金10億円以上の大企業を除く)	R2.5.1 ~R3.2.15	(全国) 約424万件 約5.5兆円	-	-	-	茨木市の事業者者に限定した実績は把握できない。	商工労政課
2	家賃支援給付金	令和2年5月の緊急事態宣言の延長等により、売上減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、賃料の負担を軽減する給付金を支給するもの。 【支給額】 支払賃料をもとに算定する給付額の6倍 上限額 法人600万円 個人300万円	国	国	令和2年5月~12月の間で規定の売上減少要件に該当する事業者(資本金10億円以上の大企業を除く)	R2.7.14 ~R3.2.15	(全国) 約104万件 約9,000億円	-	-	-	茨木市の事業者者に限定した実績は把握できない。	商工労政課
3	事業復活支援金	新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化に伴う需要の減少・供給の制約により大きな影響を受け、自らの事業判断によらず売上が大きく減少している事業者の事業継続及び立て直しに向けた取組を支援するため給付金を支給するもの。 【支給額】 (基準期間の収入)×(対象月の収入)×5 上限額 法人250万円 個人50万円	国	国	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年1月~令和4年3月の間で規定の売上減少要件に該当する事業者(資本金10億円以上の大企業を除く)	R4.1.31 ~6.17	(全国) 約230万件 約17,030億円	-	-	-	茨木市の事業者者に限定した実績は把握できない。	商工労政課
4	休業要請支援金	緊急事態措置により、大阪府から休業の協力要請等を受け、特に深刻な影響を被る事業者を対象に、家賃等の固定費を支援し、事業継続を下支えするため、支援金を支給するもの。 【支給額】 中小法人100万円 個人事業主50万円(府と市で1/2ずつ負担)	府市	府	大阪府内に事業所を有し、令和2年4月21日~5月6日の間、府の要請を受けて休業した中小企業・個人事業主で、令和2年4月の売上が前年同月比で50%以上減少しているもの。	R2.5.1 ~6.20	(市負担分) 845件 244,500千円	(市負担分) 1,555件 446,750千円	新型コロナウイルス感染症のまん延に係る知事の要請等に応じて休業等を行ったことにより、重大な影響が及ぶ事業者の事業継続を下支えする本事業は、参画市町村が府と協定を締結し、支援金を1/2負担する体制であり、本市も参画を決定した。	申請受付、支援金給付等の事務処理は大阪府であったが、市内事業者への制度周知や申請サポート等を行った。休業要請を受け、事業活動に深刻な影響を受ける事業者に、府市共同で迅速に支援を行うことができた。	商工労政課	
5	大阪府休業要請外支援金	休業要請支援金の支給対象以外の事業者においても、自主休業や外出自粛等に伴う売上減少等で深刻な影響が生じていることから、その事業継続を下支えするため、支援金を支給するもの。 【支給額】 中小法人50万円 ※複数事業所を有する場合は100万円 個人事業主25万円 ※複数事業所を有する場合は50万円	府	府	大阪府内に事業所を有する中小企業・その他法人・個人事業主で、令和2年4月又は4・5月の平均売上が前年同期間比で50%以上減少しているもの。(休業要請支援金の支給対象は除く)	R2.6.1 ~7.14	-	-	-	-	茨木市の事業者者に限定した実績は把握できない。	商工労政課
6	一時支援金	令和3年1月の緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響を受け、売上が減少した事業者に対して、事業の継続を支援するため支援金を支給するもの。 【支給額】 (令和元年又は2年の1~3月の売上)×(令和3年の対象月の売上)×3 上限額 法人60万円 個人30万円	国	国	飲食店の時短営業又は外出自粛の影響を受ける事業者で、令和3年1~3月(いずれか)の売上が、前年又は前々年比で50%以上減少しているもの。	R3.3.8 ~5.31	(全国) 約55万件 約2,221億円	-	-	-	茨木市の事業者者に限定した実績は把握できない。	商工労政課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
7	月次支援金	令和3年4～10月までに発令された緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等による影響を受け、売上が減少した事業者に対して、事業の継続を支援するため支援金を支給するもの。 【給付額】 (令和元年又は2年の基準月の売上) - (令和3年の対象月の売上) 上限額 法人20万円/月 個人10万円/月	国	国	①令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること ②令和元年比又は令和2年度比で、同措置の影響を受けた対象月の売上が50%以上減少していること	【R3.4・5月分】 R3.6.16～8.15 【R3.6月分】 R3.7.1～8.31 【R3.7月分】 R3.8.1～9.30 【R3.8月分】 R3.9.1～10.31 【R3.9月分】 R3.10.1～11.30 【R3.10月分】 R3.11.1～R4.1.7	(全国) 約234万件 約3,047億円	—	—	—	茨木市の事業者限定した実績は把握できない。	商工労政課
8	事業再構築補助金	ポストコロナ・ウィズコロナ時代の経済社会の変化に対応するため、新市場進出、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取り組みを通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を応援するため、補助対象やメニューに応じて補助を行うもの。 【補助額】100万円～(メニューや従業員数により異なる)	国	国	下記2条件を満たした中小企業 ①事業計画について認定経営革新等支援機関や金融機関の確認を受けること ②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3～5% (申請枠により異なる) 以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3～5% (申請枠により異なる) 以上増加	【第1回】 R3.3.26～4.30 【第2回】 R3.5.20～7.2 【第3回】 R3.7.30～9.21 【第4回】 R3.10.28～12.21 【第5回】 R4.1.20～3.24 【第6回】 R4.3.28～6.20 【第7回】 R4.7.1～9.30 【第8回】 R4.10.3～R5.1.13 【第9回】 R5.1.16～R5.3.24 【第10回】 R5.3.30～6.30 【第11回】 R5.8.10～10.6	—	—	—	茨木市の事業者限定した実績は把握できない。	商工労政課	
9	事業再構築促進事業計画策定補助金	国の中小企業等事業再構築促進事業を実施しようとする中小企業等に対して、事業再構築を促進し、もって市内商工業の振興を図ることを目的に、事業計画の策定を委託する経費の一部を補助する。 補助対象: 国の事業再構築補助金の取得に要する経費のうち、事業計画の策定に要する経費(上限10万円)	市	市	市内に事業所をおく中小企業者又は個人事業主	R3.10.1～	(R3年度) 13件 1,010千円 (R4年度) 1件 50千円	(R3年度) 4,000千円 (R4年度) 2,000千円	新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けた事業者が、事業の転換や再編をできるような形で事業再構築補助金が実施された。事業再構築補助金の申請にあたって、事業計画が必要不可欠であり、コンサルタントなど専門の知識を持つ者に依頼する必要がある事業者も多かったため、申請のハードルを下げるため、事業計画策定費用の一部を補助する形で実施した。	事業の転換や再編にあたって、事業計画策定の必要な事業者からの申請もあり、事業の目的は一定達成できた。	商工労政課	

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
10	大阪府営業時間短縮協力金	特措法に基づく営業時間短縮の要請に協力した事業者に対して、感染拡大防止及び事業継続を目的として協力金を支給するもの。 【支給額】要請時期ごとに、規定の算定方式により算出	府	府	各期間、大阪府の要請に応じた府内の要請対象施設(飲食店等)	【第1期】 R3.2.8~3.22 【第2期】 R3.3.8~5.14 【第4期】 R3.5.20~7.7 【第5期】 R3.6.8~7.19 【第6期】 R5.7.1~8.11 【第7期】 R3.8.16~9.27 【第8期】 R3.9.24~11.4 【第9期】 R3.11.1~12.13 【第10期】 R4.3.1~4.18 【第11期】 R4.3.31~5.18	-	-	-	-	3期の対象は大阪市内全域であったため、記載していない。	商工労政課
11	大規模施設等に対する協力金	特措法に基づく営業時間短縮の要請に協力した事業者に対して、感染拡大防止及び事業継続を目的として協力金を支給するもの。 【支給額】施設の時短面積等により、規定の算定方式で算出	府	府	各期間、大阪府の要請に応じた府内の要請対象施設(商業施設、映画館等)	【第1期】 R3.6.17~7.30 【第2期】 R3.7.19~8.31 【第3期】 R3.9.10~10.22 【第4期】 R3.10.12~11.30	-	-	-	-	茨木市の事業者に限定した実績は把握できない。	商工労政課
12	中小法人・個人事業者等に対する一時支援金	特措法に基づく要請に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出自粛により特に大きな影響を受ける事業者を対象に、国の月次支援金に上乗せして支援金を支給するもの。 【支給額】中小法人等50万円 個人事業者25万円	府	府	国の月次支援金を受給しているもの	R3.11.5 ~12.24	-	-	-	-	茨木市の事業者に限定した実績は把握できない。	商工労政課
13	大阪府飲食店等感染症対策備品設置支援金	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、感染対策備品を設置した飲食店等を対象に支援金を支給するもの。 【対象備品】・アクリル板等のパーテーション・CO2センサー 【支給額】対象備品の購入・設置費上限額1店舗当たり10万円	府	府	大阪府内の飲食店・遊興施設	R3.5.20 ~7.30	-	-	-	-	茨木市の事業者に限定した実績は把握できない。	商工労政課
14	大阪府酒類販売事業者支援金	大阪府の要請に応じて休業した事業者に対して酒類を提供する事業者を対象に、事業の継続を目的として、国の月次支援金を受けてもなお生じる不足分について、支援金を支給するもの。 【上限額】中小法人等60万円 個人事業者30万円	府	府	大阪府内に本店又は住所のある酒類販売事業者で、国の月次支援金を受給している中小企業者・個人事業主	【R3.7月分】 R3.8.1 ~R3.11.30 【R3.8月分】 R3.9.1 ~R4.1.5 【R3.9月分】 R3.10.1 ~R4.1.31 【R3.10月分】 R3.11.12 ~R4.2.28	-	-	-	-	茨木市の事業者に限定した実績は把握できない。	商工労政課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
15	事業者応援給付金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経営に深刻な影響を被っている市内事業者の事業継続を支援するため、給付金を支給するもの。 【支給額】 ①令和2年度5~7月実施分 1事業者につき10万円 ②令和3年3月実施分 1事業者につき6万円	市	市	市内に事業所を有する中小企業又は同規模の営利法人、個人事業主 ①令和2年4月又は5月の売上が前年同月比で減少していること ②①の給付金、休業要請支援金、コロナ関連融資のいずれかを受けている、又は令和2年12月~令和3年2月のうち前年同月比で売上が減少していること	①R2.5.11 ~7.31 ②R3.3.2 ~3.30	①4,427件 442,700千円 ②4,600件 276,000千円	①【R2.5月補正】 450,000千円 ②【R3.2月補正】 282,000千円	新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化により経済活動が停滞し、深刻な経営環境に陥る事業者の状況と国・府の支援策等の状況を鑑み、市独自の支援策として実施を決定。	前例のない事業だったが、事業者の逼迫した状況を鑑み、制度設計・事業構築から事業開始までを迅速に行う必要があった。対象者を広く設定したことから、営利性の判断やフリーランスなど多様な事業形態を想定しきれなかったこともあり、事業開始後に詳細を決定した事項もあった。 全事業者に周知する手法がないなか、広報誌やホームページ等のほか、商工会議所や商店街などの関係機関にも周知協力を依頼し、広く周知に取り組んだ。 事業の成果としては、感染拡大に伴う外出自粛や対面・接触を避ける傾向など外的要因によって事業活動が大きく停滞した時期の事業継続の一助となった。	実績について、交付決定の取消や取消による給付金の返還が次年度になったものがあるため、令和2年度の決算額とは乖離が生じている。	商工労政課
16	家賃等減額協力補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、売上減少等の影響を受けた小規模企業者の賃料負担軽減を図るため、賃料を減額する賃貸人に対して減額賃料の一部を補助するもの。 【補助額】減額賃料(3か月分)の2/3 上限額 1店舗につき20万円 1貸主につき200万円	市	市	市内で小規模企業者が経営する店舗を賃貸しており、規定の要件を満たす家賃減額を行っている賃貸人	R2.6.19 ~R3.3.1	44件 9,399,400円 (74テナント分)	【R2.6月補正】 82,000千円	新型コロナウイルス感染症の拡大により、小規模企業者が経営する、一般消費者と対面で接する形態の店舗に係る固定費の軽減を図るべく、市独自の支援策として実施を決定。	国の家賃支援給付金と事業実施時期が重なり、内容が重複しないよう制度設計を行った。 事業の成果としては、感染拡大に伴う外出自粛や対面・接触を避ける傾向など外的要因によって事業活動が大きく停滞するなか、経常経費である家賃の減額を後押しし、事業継続の支援となった。		商工労政課
17	商店街・小売市場振興事業補助金(地域生活支援事業:コロナ対応型)	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、商店街や事業者が連携して行う、新生活様式に対応した取組を支援するため、既存の補助制度の一部を拡充するもの。 【補助額】 補助率 10/10 上限額 150万円	市	市	市内の商店街又は共同事業者(複数の事業者が連携して取り組む場合)	R2.6.17 ~R4.3.31	(R2年度) 5件 6,554千円 (R3年度) 3件 3,819千円	【R2.6月補正】 12,000千円 【R3当初】 4,500千円	新型コロナウイルス感染症が拡大する状況下で、3密回避や新しい生活様式に対応した前向きな事業展開を支援するため、市独自の支援策として実施を決定。	共同事業者(事業者連携)での申請も可としたが、当時の状況では、新たに他の事業者と連携した取組を始める余裕のある事業者は少なく、令和2年度の予算執行率は約55%であった。一方で、商店街や既存の共同事業者によるイベント等については、コロナ禍でも継続実施を支援できた。		商工労政課
18	店舗賃借料等支援補助金	新型コロナウイルス感染症の拡大により売上減少等の影響を受ける事業者の事業継続を支援するため、店舗に係る賃借料の一部を補助するもの。 【補助額】 売上減少要件を満たす月(最大3か月分)の支払賃借料の2/3 上限額 1店舗につき20万円	市	市	市内で店舗建物等を賃借している中小企業・個人事業主(業種指定あり)で、規定の売上減少要件に該当するもの	R3.10.1 ~R4.3.18	204件 35,519千円	【R3.9月補正】 75,000千円	新型コロナウイルス感染症の拡大・長期化により、店舗に係る固定費の軽減を図るべく、市独自の支援策として実施を決定。	当初は売上減少要件の比較対象を、感染が拡大した「令和2年度」としていたが、申請件数が少なく、コロナ禍での業況回復が依然として厳しい状況を鑑み、途中で要件を拡充し、売上減少要件の比較をコロナ前の「令和元年度」でも可とする改正を行った。 事業の成果としては、不確定要素が多く見込が困難であり、予算執行率が47%にとどまったが、長期化するコロナ禍の影響で厳しい状況にある事業者の負担軽減に一定の効果があった。		商工労政課
19	新しい生活様式対応事業所応援補助金	新しい生活様式への取り組みを導入又は拡充する事業者に対して、オフィス環境の整備や業態転換等に係る経費の一部を補助するもの。 【補助対象経費】 オンライン化の導入、非接触機器、デリバリー又はテイクアウトサービスの実施及び感染防止対策に係る経費 ※非接触機器の導入補助については、R4より『キャッシュレス決済導入支援事業補助金』として別立支援とした。 【補助内容】 ・補助率:2/3 ・1事業所につき、上限20万円	市	市	市内に事業所を有し、事業継続の意思がある中小企業者	(R3年度) R3.10.1 ~R4.3.30 (R4年度) ①R4.8.1 ~R4.9.16 ②R4.11.1 ~R4.12.16 ③R5.2.1 ~R5.3.17	(R3年度) 555件 63,933千円 (R4年度) 260件 36,597千円	【R3.9補正】 32,000千円 (不足額は他事業からの流用で対応) 【R4当初予算】 40,000千円	コロナとの共存時代を見据え、テレワークの導入、テイクアウト等業態転換、感染防止対策への取り組みを行う事業者の方を支援するために市独自の支援策として実施を決定した。	令和3年度事業では、補助対象の基準が分かりにくかったため、令和4年度制度では、補助対象を明確にし、申請者にとって分かりやすい制度となるよう見直しを行った。事業の効果としては令和3年度執行率が199.7%、令和4年度執行率が91.4%との結果となり、長引くコロナ禍の影響で厳しい状況が続く中、積極的にWithコロナの取り組みを行う事業者の負担軽減に効果があった。	【実施】 令和3~4年度	商工労政課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
20	キャッシュレス決済導入支援事業補助金	新型コロナウイルス感染症との共存時代を見据え、非接触型キャッシュレス決済端末等を導入・拡充する事業者の方を支援するもの。 【補助対象】決済端末、付属品、設置費、レジスタ、汎用端末(専ら決済サービスのために使用するもの) 【補助金額】補助対象経費(税抜)の2/3以内(上限10万円)※1事業者につき1回の申請に限る。	市	市	市内に事業所を有し、かつ専ら市内で事業活動を行っている中小企業者又は個人事業主	R4.8.1 ~R5.3.17 ※R4.8.1より、「新しい生活様式対応事業所応援補助金(3-19)」からの別立て事業として実施	21件 1,491千円	5,000千円	市内で事業活動を行う事業者に対し、非接触型のキャッシュレス決済端末等を新たに購入される際の補助金を交付することで、新型コロナウイルス感染症対策や国の推進するキャッシュレス化に寄与すると考えられることから、市独自の支援策としての実施を決定した。	キャッシュレス決済端末機器自体には経費がかからない商品等も随時発売されていることから、情報把握をし、補助対象機器を選定するのに苦慮したが、令和4年8月から補助対象基準を明確にし、新しい生活様式対応事業所応援補助金からの別立てで事業を実施したことにより申請が増えたことから、キャッシュレスの推進にも寄与することができた。	令和5年度も引き続き実施	商工労政課
21	ECサイト活用等に対する支援	市内事業者の活性化を図ることを目的に、インターネットを通じて国内及び海外へ販路を拡大する市内中小企業者等に対して、ECサイト等の初期導入費用や海外貿易に係るコンサルタント費用を支援するもの。 【支給額】 ①ECサイトの初期導入費用又はEC導入や海外貿易に係るコンサルタント費用の2/3(上限20万円)	市	市	市内に事業所をおく中小企業者又は個人事業主	R3.10.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	18件 3,343千円 6件 908千円	【R3.9月補正】 20件 4,000千円 10件 2,000千円	新型コロナウイルス感染症対策として、対面を避けた形での経済活動が企業に求められるようになり、販路拡大としてECサイトの導入に対する支援が求められていることから、新型コロナの影響を受けている事業者を支援する事業として実施を決定した。	新型コロナを機に、販路拡大のため接触を行わない販売形式であるECサイトの導入を検討する事業者が多く、その初期費用を補助する形で、事業者のECサイト導入の促進に一定の役割を果たすことができた。		商工労政課
22	運送業事業者支援給付金	原油価格の高騰により負担が増し、厳しい経営環境にある運送事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、給付金を支給するもの。 【支給額】 対象車両の形状により1台当たり1万円又は3万円 上限額 1事業者につき30万円	市	市	市内に営業所を有する道路旅客運送業又は道路貨物運送業を営む中小企業・個人事業主	R4.11.16 ~R5.2.24	206件 41,930千円	【R4.9月補正】 28,200千円	原油価格の高騰や国・府の支援策の状況、事業者団体等からの要望等を踏まえ、事業経費の負担が大きく増す運送事業者に対する市独自の支援策として実施を決定。	通常の周知広報に加え、貨物運送事業者の組合への説明会の実施等により、対象事業者に広く周知することができた。 市内事業者の車両所有状況を把握していないため、見込が困難であり、執行額は予算額を大きく上回った。		商工労政課
23	事業活動支援給付金	原油価格・原材料価格の高騰により事業活動の負担が増し、厳しい経営環境にある事業者の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、給付金を支給するもの。 【支給額】 1事業者につき10万円	市	市	市内に事業所を有し、令和4年4~9月分の事業用光熱費が20万円以上である中小企業・個人事業主	R4.11.16 ~R5.2.24	1,038件 103,800千円	【R4.9月補正】 300,000千円	エネルギー費や物価の高騰による影響が、事業者全般に広く及んでいる状況を鑑み、市独自の支援策として実施を決定。	通常の周知広報に加え、商工会議所や金融機関による周知協力、中央卸売市場での説明会の実施等により、対象事業者に広く周知することができた。 補助要件の基準である光熱費の下限設定において、各事業者の光熱費負担の状況を把握しておらず、対象事業者の見積りが困難であり、周知に努めたものの、予算執行率は約35%程度であった。しかしながら、申請者からは事業継続にあたっての支援になった等の声が寄せられた。	物価高騰対策として令和5年度も継続したが、令和4年度実施分のみ記載している。 (参考) 令和5年3月補正後繰越し、同年5月1日から7月31日まで受付	商工労政課
24	Go To 商店街	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策を行いながら、Withコロナの状況に対応していくために商店街が行うイベントや新たな商材開発、プロモーション制作等を支援する事業。	国	国	商店街	令和2年度 ~令和4年度	全国の採択件数は1,017件(茨木市内では3団体)	—	—	—	茨木市の事業者者に限定した実績は把握できない。	商工労政課
25	商店街感染症対策支援事業	新型コロナウイルス感染症の拡大により商店街の来街者・売上が激減していることから、商店街が感染症対策を実施するとともに、安心して買物できるクリーンな場であることを広く発信する。	府	府	商店街	令和2年度	モデル商店街 大阪府内で107商店街(単組158)	—	—	—	茨木市の事業者者に限定した実績は把握できない。	商工労政課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
26	新型コロナウイルス感染症関連融資に係る利子補給金	3年間の国の利子補給終了後に市が独自に2年間の利子補給を実施する。 【対象融資】 ①大阪府制度融資の新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型) ②日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付 ほか 【利子補給額】支払った利子の額 (上限は各年度10万円、合計20万円)	市	市	3年間の国の利子補給が適応された対象融資を受けた小規模企業者	令和5~9年度において毎年1月に申請受付 ※前年の返済実績に基づき、翌年1月に申請	- (令和6年1月より申請受付開始のため)	【債務負担行為】 337,900千円 【R5当初予算】 111,330千円	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に支障をきたし、融資を受けた事業者が急増したことが立案の背景である。国の利子補給期限が当初3年間となっており、事業者へのさらなる利子負担の軽減支援を行うため、市独自の支援策として実施を決定。	令和6年1月より始動。 事業者への周知が課題となり、令和5年7月に市内事業者4,500件に個別周知を行った。		商工労政課
27	小規模事業者持続化補助金に係る売上減少証明書の発行	小規模事業者持続化補助金(国)について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも生産性向上に取り組む事業者に加点措置又は当該補助金の概算払を行うため、規定の売上減少要件を満たす確認書類として、市町村で証明書を発行するもの。	市	国	小規模事業者(個人事業主を含む)	R2.3.10 ~12.10	105件	-	-	-		商工労政課
28	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(一般型)の新特別枠	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・精算プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するための補助を行うもの。 (補助額)上限1,000万円	国	国	中小企業者のうち、製造業、建設業、運輸業、卸売業、サービス業、小売業、旅館業に該当する事業者	R2.3.10~	-	-	-	-	実績等については、茨木市に限定した把握はできない。	商工労政課
29	雇用調整助成金の特例措置	景気の変動、産業構造の変化等による経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が従業員の雇用維持を図るため、労使間の協定に基づき労働者に支払う休業手当等の一部を助成する制度について、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業縮小を余儀なくされた場合には、助成率等を拡大し、支給されるもの。 【主な特例措置の内容】・生産指標(売上高等)の減少率を緩和・事業主の休業手当等の負担額に対する助成率を緩和・助成額上限額を増額・雇用保険被保険者に対する休業手当を追加等	国	国	下記のいずれにも該当する事業主 ①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動が縮小 ②直近1カ月間の売上高又は生産量などが前年同月比10%以上減少 ③労使間の協定に基づき休業を実施し、休業手当を支給 (※②については、判定期間の時期により減少率は変動)	R2.1.24 ~R5.3.31 の期間の休業等	-	-	-	-	実績等については、茨木市に限定した把握はできない。	商工労政課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
30	小学校休業等対応助成金(労働者を雇用する事業主向け)	新型コロナウイルス感染症対応による臨時休業等をした小学校等に通うこどもの世話をを行う労働者に対し、労働基準法上の年次有給休暇以外の有給休暇を取得させた事業主に対し、休暇中に支払った賃金相当額を支給されるもの。 【支給額】 休暇中に支払った賃金相当額×10/10日額上限額8,355円 (※日額上限額は時期によって変動あり) 【期間】 R2.2.27~R3.3.31及びR3.8.1~R5.3.31のいずれかの期間中に休暇を取得していること。	国	国	こどもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者に対して有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇をの除く)を取得させた事業主	実施期間 R2.3.1 ~R5.3.31	(全国) R3.3.31まで 累計163,020件 604.2億円 R3.8.1以降 累計394,259件 538.6億円 (うち、大阪府) 29,067件 39億136.3万円	-	-	-	実績等については、茨木市に限定した把握はできない。	商工労政課
31	小学校休業等対応支援金(委託を受けて個人で仕事をする人向け)	新型コロナウイルス感染症対応による臨時休業等をした小学校等に通うこどもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者に対し、仕事ができなくなった日数の支援金が支給されるもの。 【支給額】1日当たり定額4,177円(※時期により変動あり) 【期間】R2.2.27~R3.3.31及びR3.8.1~R5.3.31のいずれかの期間中に休暇を取得していること。	国	国	こどもの世話を保護者として行うことが必要となった労働者であって、委託を受けて個人で仕事をする者	実施期間 R2.3.1 ~R5.3.31	-	-	-	-	実績等については、茨木市に限定した把握はできない。	商工労政課
32	大阪府新型コロナウイルス感染症対応資金(保証料等補助型)	【融資限度額】6千万円 【融資期間】10年以内 【資金使途】運転資金、設備資金 【金利】1.2%(固定)	府	府	府内で事業を営み、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者で、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた者	実施期間 R2.5.1 ~R3.3.31	-	-	-	-	茨木市の事業主に限定した実績は把握できない。	商工労政課
33	新型コロナウイルス感染症特別貸付	【融資限度額】中小事業6億円(無担保) 国民事業8千万円(無担保) 【融資期間】設備資金20年以内、運転資金15年以内 【金利】中小事業1.11%⇒0.21% (利下げ限度額3億円) 国民事業1.36%⇒0.46% (利下げ限度額6千万円)	国	国	新型コロナウイルス感染症で業況が悪化し、①又は②に該当する者 ①最近1か月の売上高又は過去6か月の平均売上高が前4年のいずれかの同期比較で5%以上減少 ②規定の業歴の場合は、最近1か月の売上高又は過去6か月の平均売上高が次のいずれかと比べて5%以上減少 ㉠過去3か月の平均売上高 ㉡R1.12月の売上高 ㉢R1.10~12月の平均売上高	実施期間 R2.3.17~	-	-	-	-	茨木市の事業者限定した実績は把握できない。	商工労政課
34	新型コロナウイルス感染症伴走支援型資金	新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けている中小企業者を支援するための融資制度である。 【融資限度額】1億円 【融資期間】10年以内 【資金使途】運転資金、設備資金 【金利】1.2%(固定) 【保証料】0.2%(実質)	府	府	府内において事業を営み、新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けている中小企業者	実施期間 R3.4~	-	-	-	-	茨木市の事業者限定した実績は把握できない。	商工労政課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
35	新型コロナウイルス感染症対応緊急資金	【融資限度額】2億円(うち、無担保8千万円) 【融資期間】7年以内 【資金使途】運転資金、設備資金 【金利】1.2%(固定) 【保証料】①保証協会所定②0.9%③0.8%	府	府	府内で事業を営み、新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業者で、危機関連保証の認定を受けた者	実施期間 R2.2.17 ~R5.3.31	-	-	-	-	茨木市の事業者限定した実績は把握できない。	商工労政課
36	新型コロナウイルス感染症経営改善サポート資金	【融資限度額】2億円(組合4億円)無担保は原則8千万円 【融資期間】15年以内 【資金使途】運転資金、設備資金 【金利】1.2%(固定) 【保証料】0.2%(実質)	府	府	大阪府内で事業を営み、新型コロナウイルス感染症等により経営に影響を受けている中小企業者(経営行動計画書の作成が必要)	実施期間 R4.4~	-	-	-	-	茨木市の事業者限定した実績は把握できない。	商工労政課
37	固定資産税等の軽減	中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置 【軽減内容】 令和2年2月~10月までの任意の3か月間の売上高が、前年の同期間と比較して次の①②のように減少している場合、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。 ①30%以上50%未満減少している者:2分の1 ②50%以上減少している者:ゼロ	市	国	償却資産及び事業用家屋を所有する令和2年2月~10月までの任意の3か月間において厳しい経営環境にある事業者のうち、中小事業者等	R3年度分	※事業用家屋 120,000千円 (固定資産税) 24,000千円 (都市計画税) ※償却資産 96,000千円 (固定資産税) 【補正】 +49,280千円 合計 289,280千円	令和2年4月30日、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等への影響緩和を図るため、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)が公布・施行された。	この措置に伴う減収については、新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金」により全額国費で補填された。	この措置に伴う減収については、新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金」により全額国費で補填された。	資産税課	
38	固定資産税の軽減	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、先端設備等に該当する家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置 【特例内容】 令和3年4月1日から令和5年3月31日までに取得された一定の機械装置・事業用家屋等について、3年度分の固定資産税の課税標準をゼロとする。	市	国	次の①~③を満たす設備投資を行った事業者(中小企業) ①市町村計画に基づき中小企業が実施する ②真に生産性革命を実現するためのもの ③企業の収益向上に直接つながる	R4~R8年度分	R4年度 ※事業用家屋 1件 2,930千円 (固定資産税) ※償却資産 9件 810千円 (固定資産税) 合計 3,740千円	【当初】2,930千円 【補正】+810千円 合計 3,740千円 生産性革命集中投資期間中における中小企業の生産性革命を実現するための臨時・異例の措置として、中小企業の一定の設備投資について、市町村の判断により固定資産税を2分の1からゼロの範囲で軽減することを可能とする特例措置が創設された。(旧地方税法附則第64条)	地方税法の改正に伴う特別な措置であり、事業の目的は達成できた。	この措置に伴う固定資産税減収については、新たに創設された「新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金」により全額国費で補填された。	資産税課	
39	固定資産税の軽減	新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、負担調整措置等により税額が増加する土地についての特別な措置。 【特別な措置】負担調整措置等により税額が増加する土地について前年度の課税標準額に据置く。	市	国	令和3年1月1日時点の土地所有者	R3年度分	(固定資産税) 104,151千円 (都市計画税) 32,567千円 (合計) 136,718千円	-	新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り講じられた特別な措置。(地方税法附則第18条等)	地方税法の改正に伴う特別な措置であり、事業の目的は達成できた。		資産税課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
40	固定資産税の軽減	景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、商業地等の土地についての特別な措置。 【特別な措置】 商業地等の土地(住宅用地以外の宅地等)に限り、課税標準額の上昇幅を2.5%(現行:5%)とする。	市	国	令和4年1月1日時点の商業地等の土地所有者	R4年度分	(固定資産税) 23,057千円 (都市計画税) 4,940千円 (合計) 27,997千円	-	景気回復に万全を期すため、激変緩和の観点から、令和4年度に限り講じられた特別な措置。(地方税法附則第18条等)	地方税法の改正に伴う特別な措置であり、事業の目的は達成できた。		資産税課
41	公共交通(路線バス、タクシー)への支援	新型コロナウイルス感染症の影響により経営に影響を被っている公共交通事業者に対し、公共交通の運行継続を目的に給付金を支給するもの。	市	市	市内に営業路線を有するバス事業者及び営業所を置く法人タクシー事業者	R2.4.7 ~R2.5.21 R3.4.25 ~R3.6.20 R3.8.2 ~R3.8.31 R4.7.1 ~R4.9.30	R2 24,478千円 R3 50,929千円 R4 8,986千円	R2 47,775千円 ※国補助 R3 52,113千円 ※国補助 R4 9,001千円【補正】	バス事業者3者及びタクシー協会より「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に基づく運行支援の要望書が提出されたことから、市民の日常生活に必要な公共交通の運行継続を図るため、給付金の交付を決定。	大阪府でもバス、タクシー事業者に対する給付金事業を実施することになっていたため、支給対象時期等の重複が生じないようにするための調整に苦慮したが、公共交通の維持に寄与できた。		交通政策課
42	両立支援等助成金(育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例)	事業主が新型コロナウイルス感染症対応による臨時休業等をした小学校等に通うこどもの世話をを行う労働者に対し、年次有給休暇以外の有給休暇を取得させた事業主に対し、 【支給額】 1人当たり10万円、1事業主につき10人まで(上限100万円) ※申請期間は、有給を取得した日付に応じて異なる。	国	国	新型コロナウイルス感染症対応による臨時休業等をした小学校等に通うこどもの世話をを行う労働者に対し、有給(賃金全額支給)の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主	R5.4~R6.3	-	-	-	-	茨木市の事業者に限定した実績は把握できない。	商工労政課
43	いばらき経営サポートデスク(相談体制の拡充)	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業者の状況や、国・府でも各種支援策が構築されたことを踏まえ、従来の中小企業経営アドバイザーの設置日数を拡充し、事業者の経営相談や国・府の支援制度の申請サポート等を行う。 【日時】月~金曜日の午前10時~午後5時 【内容】国等の支援制度の案内・申請補助、経営改善に向けた助言など 【相談方法】対面、電話、オンライン(要予約)	市	市	主に市内の中小企業・小規模事業者	R2.10.1 ~R4.3.31	(R2年度) 延べ451件 うちコロナ関連 80件 (R3年度) 延べ393件 うちコロナ関連 52件	(R2年度) 2,131千円 【R2.9月補正】 (R3年度) 2,935千円 【当初】	事業者における新型コロナウイルス感染症の影響や、国・府でも各種支援策が実施される状況を踏まえ、事業者の経営相談や国・府の支援制度の案内・申請サポート等の相談窓口を拡充するため、実施を決定した。	当初、令和2年度の下半期だけの拡充予定だったが、影響が長期化する状況から、令和3年度も継続実施した。オンライン・電話での相談体制も整え、感染状況が落ち着いている時期は、事業所への訪問も行った。コロナ関係以外も含め、相談ニーズが多い時期にも対応することができた。		商工労政課
44	セーフティネット保証制度	中小事業者の資金繰り支援のため、①セーフティネット保証4号、②セーフティネット保証5号、③危機関連保証が発動。通常の保証枠とは別に、セーフティネット保証に係る枠の信用保証が利用可能。	市	市	売上高等が減少している市内で事業を営む中小企業者	R2.3~ ※危機関連保証はR3.12.31をもって終了	【R1】 225件 【R2】 2,451件 【R3】 423件 【R4】 394件	-	-	セーフティネット保証認定書取得が要件であるコロナ関連融資を受ける事業者が急増したため、令和2年3月より認定書の発行を翌日発行から即日発行に変更。事務手続の簡略化を図るとともに、事業者が最短で融資の実行を受ける一助となった。		商工労政課
45	中小事業者支援に向けたポイント還元事業	市内の指定店舗での買物・飲食の決済をPayPayで行った場合、最大20%(1決済当たり上限2,000円相当、期間中最大10,000円相当)のポイント還元を行う。	市	市	市内に事業所又は店舗がある中小・小規模事業者で、PayPayのQRコード決済を導入もしくは、今後導入を予定している飲食・小売・サービス業	R2.12.1 ~R2.12.31	実施店舗数 1,242店舗 ポイント還元額 58,667,160円	140,000千円	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い影響を受けた地域経済の回復及び茨木市における中小・小規模事業者を中心に市民の消費喚起を後押しするとともに、非接触型決済による新しい生活様式の実践及び事業者・消費者双方におけるキャッシュレス化の推進を図るため、市独自の支援策として実施を決定した。	コロナウイルスの影響により打撃を受けた「事業者」を救済する目的で実施された事業であったが、結果的に市民の方々のキャッシュレス決済利用率の向上にもつながった。経済対策事業もしくは消費喚起策としては、消費者の公平性を担保するためにPayPay以外のサービスも含めた複数のキャッシュレス事業者が参画できる形が望ましい。		商工労政課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
46	キャッシュレス化の推進と消費喚起に向けたポイント還元事業	市内の指定店舗での買物・飲食の決済をPayPay、d払い、au PAY、楽天ペイで行った場合、最大20%(1社当たり1決済上限3,000円相当、期間中最大3,000円相当、4社で最大12,000円相当)のポイント還元を行う。	市	市	市内に事業所又は店舗がある中小・小規模事業者で、対象QRコード決済を導入もしくは、今後導入を予定している飲食・小売・サービス業	R3.10.1 ~R3.10.3 R4.10.1 ~R4.12.31	実施店舗数 1,904店舗 ポイント還元額 96,369,714円 実施店舗数 5,131店舗 ポイント還元額 169,132,932円	【R3年度】 108,000千円 【R4年度】 【当初】 105,000千円 【流用】 +29,000千円 +35,133千円	コロナ禍や原油価格、物価高騰等により厳しい経済状況が続く中、キャッシュレス決済に伴うポイント還元により、消費喚起を図り、市内中小事業者の売上を支えするとともに、非接触型決済の普及により、新しい生活様式の実践とキャッシュレス化の推進を図るため、市独自の支援策として実施を決定した。	複数の決済事業者を対象としたことにより、一定の消費喚起をもたらし、キャッシュレス化を推進することができた。		商工労政課
47	プレミアム付商品券の発行	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内事業者の支援のため、プレミアム付き商品券を発行するもの。額面5,000円の商品券を4,000円で販売する。 【使用期間】R4.1.7~R4.3.21	市	市	茨木市に在住の65歳以上の市民と、64歳未満のうち購入希望の市民	R4.1.7 ~R4.3.21	販売枚数 168,955枚 (総発行枚数の 84.5%) 参加店舗数 414店	【補正】 276,410千円	新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、キャッシュレス決済など非接触での決済手段の拡大が求められており、スマートフォンを持たない方、持ってもキャッシュレス決済を使用しない方に配慮しつつも、新しい生活様式への対応を図るため、非接触で決済が可能なQRコードを印字したカード型の商品券により実施。	参加店舗において、通常より利用客が増加するなど一定の効果はあったが、一方でQRコードを読み取るための端末を用意する必要があるため参加店舗側に負担が発生することや、タブレット端末の操作に慣れていない高齢の個人事業主などには参加ハードルが高いこと、カード型商品券が残高を自分で確認できない機能的不備があることなどが課題として確認できた。		商工労政課
48	エール茨木プレミアム付き商品券事業	昨今の急激な円安や原油高等に起因した物価高騰等により影響を受ける市民生活及び事業者支援を図るため、市内飲食店や小売店舗等で利用できる商品券を発行するもの。額面5,000円の商品券を2,000円で販売する。 【使用期間】R5.1.9~3.20	市	市	令和4年10月1日時点で茨木市に住民票のある全ての世帯主	R5.1.9~3.20	販売数 196,798冊 (総発行数の 75.69%) 参加店舗数 1,044店	【9月補正】 914,105千円	ウクライナ情勢や円安に起因する原料価格の高騰などによる急激な物価高騰が、市民生活に大きな影響を与えているため、その負担軽減として、幅広く利用できるよう、紙方式で商品券事業を実施した。	参加店舗において、客数や客単価が普段と比較して増加しているなどの効果が確認され、世帯ごとに購入数が決められている中で約75%の利用率があつたため、市民の経済的な負担軽減に一定の役割を果たした。	令和5年度についても、同様のプレミアム率で引き続き実施。	商工労政課
49	指定管理者への支援	①感染症対策物品の購入(R2・R3)及び費用の指定管理料措置(R4・R5) ②キャンセル等補償金 感染拡大時期の休館等に伴う収支の悪化及び感染・濃厚接触等の理由で利用者が利用予約の取消をした場合の利用料金の補償	市	市	コミュニティセンター 指定管理者	①R2~ ②R2~R4	①R2 4,018千円 ①R3 1,928千円 ①R4(指定管理料措置) 4,993千円 ①R5(指定管理料措置) 5,004千円 ②R2 5,046千円 ②R3 4,609千円 ③R4 302千円	①R2 当初(既定)+流用 3,170千円 ①R3 当初4,300千円 ①R4(指定管理料措置) 当初4,993千円 ①R5(指定管理料措置) 当初5,004千円 ②R2 補正5,577千円+ 流用1,103千円 ②R3 補正6,246千円 ③R4 補正400千円	①新型コロナウイルス感染拡大防止のため必要となった消毒液、ペーパータオル、ゴム手袋、マスク等に係る費用を措置したものである。コミセン各々で運用が異なるため、R4から指定管理料に必要経費を上乗せ ②コロナ感染・濃厚接触理由によるキャンセルや休館等に伴う収支の悪化を指定管理の基本協定書上の不可抗力によって発生した損失ととらえ、キャンセルされた利用料金を補償した。	①流行初期は対策物品の入手が非常に困難であつたので、市の直接執行で対応できたのは良かった。 5類移行後も消毒の習慣は残り、感染症対策物品の指定管理料措置については止め時が難しい。 ②損失分を補償することにより、安定した管理運営につながった。		地域コミュニティ課
50	指定管理者への支援	新型コロナウイルス感染症に起因して発生した福祉文化会館及び市民総合センターの休館中の利用料収入の補償等	市	市	茨木市文化振興財団	R1 R2 R3	1,723千円 14,250千円 1,927千円	【流用】1,723千円 【R3.3月補正】 14,250千円 【R4.3月補正】 1,927千円	茨木市福祉文化会館及び茨木市市民総合センターの管理に関する基本協定書 第45条第2項	補償により、文化振興財団の安定した運営に一定の役割を果たすことができた。		文化振興課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
51	指定管理者への支援	①スポーツ施設の指定管理者に対し、新型コロナウイルス感染症に起因して発生した施設の休館に係る経費の補償を行うもの。 ②感染症拡大防止対策を行いつつ、公の施設における安定的なサービス提供の支援を行うため、運営協力金支援事業を実施するもの。 ③感染症拡大防止対策を行いつつ、公の施設における安定的なサービス提供の支援を行うため、補償金支給事業を実施するもの。	市	市	各スポーツ施設の指定管理者(2体育館・3プール・忍頂寺スポーツ公園竜王山荘)	① R2.3.1 ~R2.3.31 ② R2.4.1 ~R3.3.31 ③ R3.4.1 ~R4.3.31	① 9,248千円 ② 94,000千円 ③ 66,300千円	① 【当初】0千円 【流用】+9,250千円 ② 【当初】0千円 【補正】+94,000千円 ③ 【当初】0千円 【補正】+68,972千円	①「新型コロナウイルス感染症による指定管理者制度導入施設への補償について(通知)」(令和2年3月18日企画財政部長)により、基本協定(標準例)に基づき指定管理者が算出した補償額を市が負担することが決定された。その後、基本協定書に基づき不可抗力によって発生した費用等を協議し、費用負担額を決定した。②感染症への慎重な対策を講じながら、公の施設における安定的なサービス提供の支援を行うため、運営協力金を支給することを決定した。③感染症への慎重な対策を講じながら、公の施設における安定的なサービス提供の支援を行うため、補償金を支給することを決定した。	施設ごとに損失額が違い、また多額の補償が必要となるため、指定管理者と協議を繰り返し、その内容を精査する必要があった。補償額を決定するまでに時間を要したが、その結果、利用者サービスを安定させるための指定管理者支援といった事業目的は達成できた。		スポーツ推進課
52	指定管理者への支援	高齢者活動支援センター等における施設消毒・衛生用品購入等の感染症対策に係る経費や利用料金収入の減収等について、指定管理者を支援する。 施設消毒・検温業務に従事する職員の増員に係る人件費を補助し、施設休館や貸部屋キャンセル料の補償を行う。	市	市	多世代交流センター及び高齢者活動支援センター指定管理者	R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31	7,246千円 8,094千円	【補正】9,767千円 【当初】7,554千円 【補正】2,111千円	施設の感染予防を講じるため、業務が増加することから、業務に従事する人件費の補助を行った。 また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。」と示された。結果、指定管理者が本来収受する予定であった貸部屋の利用料金等に損失が生じたことから、基本協定書の規定により利用料金収入等の補償を行った。	高齢者活動支援センター及び多世代交流センター6施設において、消毒・検温等を実施する体制を構築した。高齢者活動支援センター等における感染予防対策を強化することで、コロナ禍における高齢者活動等の支援の一助となった。		地域福祉課
53	指定管理者への支援	施設消毒・衛生用品購入等の感染症対策に係る経費や利用料金収入の減収等について、指定管理者を支援した。	市	市	指定管理者	①R2.4.1 ~R3.3.31 ②R3.4.1 ~R4.3.31 ③R4.4.1 ~R5.3.31	①40,000千円 ②19,597千円 ③19,391千円	①40,000千円 ②19,597千円 ③19,391千円	感染症拡大防止対策に係る経費等が増大するとともに、受診控えにより、患者数見込が減少したことに伴い診療収入の減少が見込まれたことから、公の施設における安定的なサービス提供を維持するため、新型コロナウイルス感染症に係る指定管理者への対応として、補償金等による支援を行うこととなった。	当該支援により、感染症拡大防止対策を行いつつ、公の施設における安定的なサービスを提供することができた。	いずれも3月補正対応。 ①は保健医療課(現健康づくり課)、②・③は医療政策課で対応。	健康づくり課 医療政策課
54	指定管理者への支援	指定管理者の家庭保育の協力要請及び利用児の定員制限に伴う利用料金の損失や消毒等の作業の為、増加した人件費等を補助する。	市	市	地域子育て支援拠点事業	R2	2693千円	【補正】3797千円	「新型コロナウイルス感染症による指定管理者制度導入施設への影響について(照会)」(茨企第1611号)において、新型コロナウイルス感染症にかかる補償内容を決定するため調査を行い、茨木市立子育てすこやかセンターの管理に関する基本協定書第44条第2項の規定により、協議を行った結果、左記金額の支払いを決定した。	指定管理者を支援することにより、安全で安心した安定的なサービスを提供することができた。		子育て支援課
55	会計年度任用職員として離職者等を雇用	新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、離職を余儀なくされた方や正規雇用をめざす方の就労の場と生活の安定を確保することを目的に、離職者等を市の会計年度任用職員として雇用するもの。 雇用期間は1年以内。 次の仕事に向け、就職活動がしやすいよう、週4勤務を基本とする。	市	市	新型コロナウイルス感染症の影響により、就職活動ができなかったり離職された方	R2.6.1 ~R4.3.3 (※ただし、新たに就職先が決まった等の理由で途中退職することも可能)	【R2年度】 10名 13,263千円 【R3年度】 7人 (※R2より継続の5人を含む) 7,418千円	【R2年度】 (補正)14,333千円 【R3年度】 (当初)8,374千円 (補正)+2,792千円	新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、離職を余儀なくされた方や正規雇用をめざす方の就労の場と生活の安定を確保するため、実施を決定した。	令和2年度に10人、令和3年度に7人を会計年度任用職員として雇用することにより、雇用の創出につなげることができた。		商工労政課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
56	在宅ワーク希望者向け能力開発講座の実施	在宅での就労を希望する方を対象に、在宅ワーク(自営型テレワーク)を始める上で必要となる実践的な知識や技能を学ぶ講座を開催する。	市	市	パソコンを活用し、在宅での仕事を希望する方	R3.12.8 12.6 12.17 R5.2.2 2.7 2.15	165,000円 18名 170,500円 23名	495千円 179千円	働く意欲はあるが、育児や介護、障害等により外へ働きに出るのが困難な方や在宅での就労を希望する方を対象に、在宅ワーク(自営型テレワーク)を始める上で必要となる実践的な知識や技能を学ぶ講座を開催することにより、それぞれのライフステージや状況に応じた柔軟な働き方を選択し、能力を発揮できる環境づくりの促進を図るため、市独自の支援策として実施を決定した。	受講者アンケートは満足度の高い結果となっており、在宅ワーク(自営型テレワーク)への関心を深めることができる内容であった。 実際の受注に結びつけるためには、個別の分野(WEBライティング、WEB制作など)に特化したスキルの習得が必要である。	令和5年度も引き続き実施	商工労政課
57	指定管理者への支援	新型コロナウイルス感染症による収入減による指定管理者納付金の減額	市	市	指定管理者	R2.4.1 ~R5.3.31	R2 △137,401千円 R3 △91,693千円 R4 △38,938千円	-	新型コロナウイルス感染症に関しては、誰もが抗えない事象であることから「茨本市駐車場の管理に関する基本協定」第44条に基づき不可抗力の内容や程度を判断し、市が費用負担することを決定した。	指定管理者とのリスク分担において、感染症に関する取り決め項目がないため協議に手間取った。次回の指定管理者募集においては、仕様書等で検討する必要がある。		交通政策課
58	各種イベント等開催支援補助の拡充	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市内イベント等の開催を支援するため、イベントに係る補助制度(①地域魅力アップイベント創出育成事業補助金、②産業活性化プロジェクト促進事業補助金、③商店街・小売市場振興事業補助金)の補助限度回数や感染対策に係る補助額の拡充を行った。	市	市	①市内で活動する5人以上の団体 ②市内事業者を含む5人以上の団体または市内中小企業者 ③商店街・小売市場	R4.4.1 ~R5.3.31	1,139千円 ①1,077千円 2件 ② 62千円 2件	5,550千円 ①4,000千円 ②1,250千円 ③ 300千円	令和2・3年度に感染拡大防止のため各種イベントが中止された経過を経て、感染対策を講じつつイベントの再開を支援するため、限定的な措置として制度の拡充を決定した。	感染拡大の状況が流動的な時期において、感染対策を講じた安全なイベントの実施・再開に寄与した。		商工労政課

4. 事業者支援に関すること(医療、子育て、福祉に関すること)

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
1	医療機関感染対策応援給付金	新型コロナウイルス感染症対策を応援するため、医療機関の規模に応じて、感染対策応援給付金を支給する。 【支給額】 (1) 二次救急告示病院:200万円 (2) (1)以外の病院:100万円 (3) (1)、(2)以外の医療機関、歯科診療所、調剤薬局:10万円	市	市独自	市内医療機関	R2.6.16 ~R2.9.30 R3.2.17 ~R3.3.31	504件 72,079千円 507件 72,369千円	72,487千円 73,293千円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い各医療機関で講じる感染対策など、医療機能を維持するために応援給付金を支給することとした。	市内医療機関等における感染対策への一助となったものと捉えている。		医療政策課
2	民間学童保育室へ感染予防用品の購入費補助	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、民間学童保育室がマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助する。	市	国市	民間学童保育室	R2.1.16 ~R2.3.31	1,214千円	【R2.3月補正】 4,000千円 ※国補助(10/10)	令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」に係る子ども・子育て支援交付金の交付要綱の改正により、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業に対する特例措置が創設された。	民間学童保育室に対し、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与することができた。		学童保育課
3	民間学童保育室へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、民間学童保育室においてマスク等の衛生用品の購入や感染症対策に必要な研修受講料等に係る経費について補助する。	市	府市	民間学童保育室	R2.4.1 ~R3.3.31	3,621千円	【R2.6月補正】 5,000千円 ※府補助(10/10)	令和2年6月19日付けて新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(児童福祉施設分)実施要綱が制定された。	民間学童保育室に対し、マスクや消毒液等の衛生用品や感染防止のための備品の購入等に対する支援を行うとともに、職員が感染対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくため、に必要な経費を支援することにより、継続的な事業実施のための環境整備を図ることができた。		学童保育課
4	民間の子育て短期支援事業所(児童養護施設)へ感染予防用品の購入費補助	児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】R2年度:上限50万円 R3・4年度:上限30万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	市	国府市	児童養護施設	R2.1.16 ~R2.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31 R5.4.1 ~R6.3.31	1件 220千円 2件 600千円 2件 600千円 0件 0千円	1,500千円 900千円 900千円 900千円	新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るために実施した。	児童養護施設で新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備することができた。		子育て支援課
5	民間学童保育室へ感染予防用品の購入費補助(子ども子育て支援交付金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、民間学童保育室がマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助する。	市	国市	民間学童保育室	R2.4.1 ~R3.3.31	3,899千円	【R2.5月補正】 3,771千円 ※国補助(10/10)	令和2年5月20日付けて一部改正された子ども・子育て支援交付金交付要綱において、特例措置(新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業)が引き続き補助対象となった(ただし、1支援の単位当たり、令和元年度の対象経費の実支出額との合計が500千円まで)。	民間学童保育室に対し、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与することができた。		学童保育課
6	民間の地域子育て支援拠点へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	地域子育て支援拠点の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】上限50万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	市	国府市	地域子育て支援拠点	R2.1.16 ~R2.3.31	18件 6,624千円	12,500千円	新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るために実施した。	地域子育て支援拠点で新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備することができた。		子育て支援課
7	民間の地域子育て支援拠点へ感染予防用品の購入費補助(子ども子育て支援交付金)	地域子育て支援拠点の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】R1・2年度:上限50万円 R3・4年度:上限30万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	市	国府市	地域子育て支援拠点	R2.3 R2.4~R3.3 R3.4~R4.3 R4.4~R5.3 R5.4~R6.3	5,185千円 18,416千円 5,375千円 5,511千円 0千円	5,185千円 18,416千円 5,375千円 5,511千円 0千円	新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るために実施した。	地域子育て支援拠点で新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備することができた。		子育て支援課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
8	民間の子育て短期支援事業所(児童養護施設)へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】上限50万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	市	国府市	児童養護施設	R2	2件 1,000千円	1,500千円	新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るために実施した。	児童養護施設で新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備することができた。		子育て支援課
9	民間の子育て短期支援事業所(児童養護施設)へ感染予防用品の購入費補助(子ども子育て支援交付金)	児童養護施設の新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】R2年度:上限50万円 R3・4年度:上限30万円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	市	国府市	児童養護施設	R2.1.16 ~R2.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31 R5.4.1 ~R6.3.31	1件 220千円 2件 600千円 2件 600千円 0件 0千円	1,500千円 900千円 900千円 900千円	新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るために実施した。	児童養護施設で新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備することができた。		子育て支援課
10	民間の地域子育て支援拠点での感染症対策のための改修費補助(子ども子育て支援交付金)	地域子育て支援拠点の新型コロナウイルス感染症対策のための改修を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】上限100万円	市	国府市	地域子育て支援拠点	R4.4.1 ~R5.3.31 R5.4.1 ~R6.3.31	9件 5,589千円 0件 0千円	17,000千円 5,000千円	地域子育て支援拠点の新型コロナウイルス感染症対策のための改修を促進することで、安心して子育てできる環境を整備するために実施した。	非接触型の水栓の設置やトイレの自動洗浄化等を実施することで、新型コロナウイルスの感染症拡大防止に寄与することができたが、賃貸等の制限により実施できない拠点もあった。		子育て支援課
11	民間の地域子育て支援拠点への相談に係るICT機器購入等の補助	テレビ電話を活用した相談支援や、オンライン会議による関係機関との連携・調整等を行うための通信機能を備えたタブレット端末等のICT機器の導入等の環境整備、その他、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した相談支援体制の構築・強化に資する取組を行うための経費を補助 【支給額】上限50万円	市	国府市	地域子育て支援拠点事業	R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31	7,029千円	12,000千円 ※国補助(1/3) 府補助(1/3) 500千円	新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るために実施した。	新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備することができた。		子育て支援課
12	介護サービス事業所感染対策応援給付金	茨木市内の介護サービス事業所に対し、市が給付金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症対策への長期的な対応に係る経済的負担を軽減することを目的とする。 【支給額】1事業所当たり10万円 【支払対象者数】250事業所(170法人)	市	市	大阪府又は茨木市の指定を受けた市内の介護サービス事業所等、コミュニティデイハウス、街かどデイハウス	R2.6.12 ~R3.3.31 R3.2.15 ~R3.3.31	154法人 22,300千円 148法人 22,700千円	【R2.6補正】 25,000千円 【R2.2補正】 25,000千円	新型コロナウイルス感染症の影響により、厳しい経営状況にある市内の介護事業所等に対して、給付金を支給することで、介護サービス提供体制の継続・維持を支援する必要があったため。	市が給付金を交付することにより、コロナ禍における負担を軽減し、介護サービス提供体制の維持・継続に寄与した。		長寿介護課
13	障害者福祉サービス事業所感染対策応援給付金の支給	茨木市内の障害福祉サービス等事業所に対し、市が給付金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症対策への対応に係る負担を軽減し障害福祉サービス提供体制の維持・継続を応援する。 【支給額】1事業所当たり10万円 【申請】申請書類を障害福祉課まで	市	市	市内障害福祉サービス事業所	R2.6.1 ~R2.7.31 R3.2.1 ~R3.3.31	101法人 137事業所 13,700千円 106法人 142事業所 14,200千円	17,000千円 18,000千円	新型コロナウイルスの感染拡大により、障害福祉サービス等事業所においてはサービス提供を継続するため、徹底した感染拡大防止策を講じており、経済的負担が増大している。そのため、市が給付金を交付することによりかかる経済的負担を軽減し、障害福祉サービス提供体制の維持・継続を応援するため。	障害福祉サービスの提供体制の維持・継続を応援することにつながった。		障害福祉課
14	障害児通所支援事業所等感染対策応援給付金の支給	感染対策をしながら事業を継続する障害児通所支援事業所へ応援給付金の支給 【支給額】1事業所当たり10万円	市	市	茨木市内の指定障害児通所支援事業所	R2.6~R2.7 R3.2~R3.3	40法人 48事業所 4,800千円 40法人 50事業所 5,000千円	10,800千円 ※国補助(10/10)	茨木市内の障害福祉サービス等事業所に対し、市が給付金を交付することにより、新型コロナウイルス感染症対策への対応に係る負担を軽減し、障害福祉サービス提供体制の維持・継続を応援することを目的として給付を決定した。	障害福祉サービス事業所の新型コロナウイルス感染対策への負担を軽減し、サービス提供体制を維持する一助となった。		発達支援課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
15	福祉活動等感染予防支援補助金(福祉)	市内の非営利団体が安全に福祉活動を進め、こども、若者や高齢者等が安心して当該活動を利用できるよう、福祉活動に要する経費のうち、新型コロナウイルス感染症予防対策に要した消耗品費を対象に補助金を支給するもの。 【支給額】1団体当たり上限3万円	市	市	無料又は実費徴収程度で、こども、若者、ひとり親家庭、高齢者、要介護者、障害者いずれかのための支援を行う活動をしている市内に住所を有する団体	R2.5.1 ~R3.3.31	22件 549,599円	【補正】 2,700千円 △1,950千円	市内の非営利団体が安全に福祉活動を進め、こども、若者や高齢者等が安心して当該活動を利用できるよう、新型コロナウイルス感染症の予防対策に対する補助制度を創設した。 (実施根拠)茨木市福祉活動等感染予防支援補助金交付要綱	新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消耗品費の負担を軽減できるとともに、高齢者等の利用継続につながった。		地域福祉課
16	福祉活動等感染予防支援補助金(こども)	市内の非営利団体が安全に福祉活動を進め、こども、若者や高齢者等が安心して当該活動を利用できるよう、福祉活動に要する経費のうち、新型コロナウイルス感染症予防対策に要した消耗品費を対象に補助金を支給するもの。 【支給額】1団体当たり上限3万円	市	市	無料又は実費徴収程度で、こども、若者、ひとり親家庭、高齢者、要介護者、障害者いずれかのための支援を行う活動をしている市内に住所を有する団体	R2.7.1~8.31	7件 168,816円	【6月補正】 904千円	市内の非営利団体が安全に福祉活動を進め、こども、若者や高齢者等が安心して当該活動を利用できるよう、新型コロナウイルス感染症の予防対策に対する補助制度を創設した。 (実施根拠)茨木市福祉活動等感染予防支援補助金交付要綱	当該団体の新型コロナウイルス感染症予防対策に係る消耗品費の負担を軽減できるとともに、市民の利用継続につながった。	当事業はこども政策課、地域福祉課が合同で実施した事業のため、回答内容は2課の実績等を記載しています。	こども政策課
17	高収益作物次期作支援交付金	令和2年2月から4月の間に野菜等を出荷した農業者等が、次期作に向けたコスト削減、生産性向上等に取り組んだ場合、取組面積10アールあたり5万円また、新たな需要確保に向けた契約栽培等に取り組んだ場合、取組面積10アール当たり2万円	市	国	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高収益作物(野菜・果樹・花き・茶)の次期作に前向きに取り組む農業者	R2.4~R2.7	1件 784千円	784千円 ※国補助(10/10)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた高収益作物(野菜・果樹・花き・茶)の次期作に前向きに取り組む農業者を支援するため。	大阪府農業再生協議会から協力依頼、業務委託契約を締結し、申請者からの交付申請書・実績報告書を送付、交付金の交付により、次期作に向けたコスト削減等が促され、農業者の負担が軽減されており、事業目的は概ね達成することができた。	大阪府農業再生協議会が事業実施主体	農林課
18	私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費補助(保育対策総合支援事業費補助金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、通常想定していない人件費に対する補助及びマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助する。 【補助額】 R1とR2は2年分合算し、上限50万円 R3~定員19人以下30万円、定員20人以上59人以下40万円、定員60人以上50万円	国市	市	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設	R2.1.16 ~R2.3.31 R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	36件 7,733千円 44件 15,798千円 80件 34,015千円 80件 33,795千円	43,539千円 24,457千円 国補助(1/1) 37,800千円 40,500千円 国補助(1/2)	国が実施する保育所等に対する新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的として補助金を交付することが決定した。	各保育施設が補助金を活用して、感染拡大の防止に努めることで、施設の運営また保育の継続をすることができ、事業目的は概ね達成することができた。		保育幼稚園事業課
19	私立認定こども園等での感染症対策のための改修費補助(保育対策総合支援事業費補助金)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染症対策のために必要な改修や整備等の費用を補助する。(トイレ、非接触型の蛇口の設置等) 【補助額】1,029万円(上限)	国市	市	保育所、認定こども園、地域型保育事業所	R4.4.1 ~R5.3.31	46件 43,564千円	56,595千円 国補助(1/3) 府補助(1/3)	国が実施する保育所等に対する新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的として補助金を交付することが決定した。	各保育施設が補助金を活用して、感染拡大の防止に努めることで、施設の運営また保育の継続をすることができ、事業目的は概ね達成することができた。		保育幼稚園事業課
20	私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)	感染拡大防止に向けた対策を進めるため、私立認定こども園等においてマスク等の衛生用品の購入や感染症対策に必要な研修受講料等に係る経費について補助する。 【補助額】1施設50万円上限	国市	市	保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所、企業主導型保育事業所、認可外保育施設	R2.4.1 ~R3.3.31	74件 37,578千円	【補正】 49,000千円	国が実施する保育所等に対する新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的として補助金を交付することが決定した。	各保育施設が補助金を活用して、感染拡大の防止に努めることで、施設の運営また保育の継続をすることができ、事業目的は概ね達成することができた。		保育幼稚園事業課
21	私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費補助(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金)(各事業分)	感染拡大防止に向けた対策を進めるため、私立認定こども園等においてマスク等の衛生用品の購入や感染症対策に必要な研修受講料等に係る経費について補助する。 【補助額】1事業50万円上限	国市	市	延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業	R2.4.1 ~R3.3.31	132件 67,863千円	【補正】 78,000千円	国が実施する保育所等に対する新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的として補助金を交付することが決定した。	各保育施設が補助金を活用して、感染拡大の防止に努めることで、施設の運営また保育の継続をすることができ、事業目的は概ね達成することができた。		保育幼稚園事業課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
22	私立認定こども園等へ感染予防用品の購入費補助(子ども・子育て支援交付金)(各事業分)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、通常想定していない人件費に対する補助及びマスクの購入や施設の消毒に必要な経費について補助する。 【補助額】各事業300千円、延長保育のみ定員19人以下150千円、定員20人以上59人以下200千円、定員60人以上250千円	国市	市	延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業	R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	134件 68,226千円 144件 39,968千円 137件 38,723千円	【補正】 78,000千円 42,390千円 42,150千円 国補助(1/3) 府補助(1/3)	国が実施する保育所等に対する新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的として補助金を交付することが決定した。	各保育施設が補助金を活用して、感染拡大の防止に努めることで、施設の運営また保育の継続をすることができ、事業目的は概ね達成することができた。		保育幼稚園事業課
23	私立認定こども園等での感染症対策のための改修費補助(子ども・子育て支援交付金)(各事業分)	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、感染症対策のために必要な改修や整備等の費用を補助する。(トイレ、非接触型で支援交付金)(各事業分) 【補助額】100万円(上限)	国市	市	延長保育事業、一時預かり事業、病児保育事業	R4.4.1 ~R5.3.31	106件 97,766千円	120,000千円 国補助(1/3) 府補助(1/3)	国が実施する保育所等に対する新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図ることを目的として補助金を交付することが決定した。	各保育施設が補助金を活用して、感染拡大の防止に努めることで、施設の運営また保育の継続をすることができ、事業目的は概ね達成することができた。		保育幼稚園事業課
24	経営継続補助金	新型コロナウイルスの影響を克服するため、農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援 【補助額】経営計画に基づいて実施する経営維持の取組み 補助率 3/4(上限100万円) 事業継続に関するガイドライン等に基づく取組み 定額(上限50万円)	—	国	農業を営む個人又は法人	R2.6~R2.11	4件	—	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するため、農業者が経営計画に基づいて取り組む事業継続を支援するため。	—	全国農業会議所が事業主体	農林課
25	認定農業者(国版・大阪版)等への支援	肥料価格高騰により影響を受ける市内農業者を支援 【対象】国・大阪府版認定農業者、認定新規就農者、準農家 【給付額】売上金額等に応じて(1万円~30万円)を交付	市	市	国・大阪府版認定農業者、認定新規就農者、準農家	R4.12~R5.1	43件 1,408,740円	3,950千円	世界的な穀物需要の増加に加え、円安や輸送料の上昇、ロシアのウクライナ侵略などにより、農業生産資材の価格高騰が続いている中、特に秋肥(肥料)の大幅な値上は、農業経営に大きな打撃を与えている。そのため、農業経営の安定化を図ることを目的に、給付金を交付することとした。	事業の成果としては、対象認定農業者等139名に対して、43名に給付金の交付を行った。交付の申請をしていない理由として、申請に必要な書類である確定申告をしていない農業者や確定申告はしているものの売上が50万円未満であったことである。振込事務に関しては、他の自治体と比較しても早期に振込ができ、事業目的は概ね達成できた。		農林課
26	学校給食用米販売支援	肥料価格高騰等により影響を受ける学校給食用米を生産する農業者を支援 【対象】茨木市農業協同組合に米を販売した農業者 【給付額】30キログラム入りの米1袋当たり60円を交付	市	市	茨木市農業協同組合に米を販売した農業者	R4.10.3 ~R4.11.30	7,802件 468,120円	504千円	世界的な穀物需要の増加に加え、円安や輸送料の上昇、ロシアのウクライナ侵略などにより、農業生産資材の価格高騰が続いている中、特に秋肥(肥料)の大幅な値上は、農業経営に大きな打撃を与えている。そのため、茨木産の学校給食米を確保することを目的に、JA茨木市に米を販売する農家に対して給付金を交付することとした。	JA茨木市の米買取り価格の上乗せもあり、買取り予想8,400袋に対して7,802袋の買取りができ、学校給食において茨木市産米の使用率は、令和3年度の43.8%から令和4年度は84.9%と上昇した。 給付金の交付に関しては、JA茨木市が米を買い取る際に給付金を立替え、JA茨木市から一括して本市に請求の手続にしたのでスムーズに実施できた。		農林課
27	街かどデイハウス・コミュニティデイハウスへ感染予防対策に係る物品購入費等の補助(街かどデイハウス・コミュニティデイハウス新型コロナウイルス感染症対策事業補助金)	住民主体による高齢者の通いの場の維持・継続を支援することを目的とし、新型コロナウイルス感染症対策に要する衛生用品等の物品購入費用及び環境整備に要する費用を補助するもの。 【補助額】1事業所当たり50万円(上限)	市	市	茨木市街かどデイハウス及びコミュニティデイハウス	申請期間 R2.9.30 ~R2.10.31	21件 8,410,850円	8,411千円 ※国補助(10/10)	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、特措法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。」と示され、全国の自治体で特別定額給付金として交付することが決定された。	街デイ・コミュニティでの感染症対策として、早期に環境整備を行うことができ、事業目的は概ね達成できた。		長寿介護課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
28	コミュニティデイハウスへのICT機器購入費等補助(茨木市コミュニティデイハウスにおける要支援者等高齢者へのICT活用支援補助金)	コロナ禍においてICTを活用した介護予防活動や高齢者の見守り活動等に取り組むことを支援するため、ICT機器購入費等補助するもの。 【購入費補助額】1事業所当たり30万円(上限)	市	市	茨木市コミュニティデイハウス	申請期間 R2.9 ~R2.10 R2.12 ~R3.1 R3.9 ~R3.10 R4.4.1 ~R5.3.31	5件 1,360,423円 5件 1,404,917円 7件 1,649,644円 0件	R2年度 3,000千円 ※国補助(10/10) R3年度 2,400千円 R4年度 600千円	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、特措法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。」と示され、全国の自治体で特別定額給付金として交付することが決定された。	LINE作成による、情報伝達手段の確立や、安否確認の手段として活用されるとともに、早期にタブレット等のICT機器を導入することができ、事業目的は概ね達成できた。		長寿介護課
29	介護サービス事業所PCR検査等費用の助成	市内介護サービス事業所を有する法人及び街かどデイハウス・コミュニティデイハウスのスタッフ又は施設利用者のうち、感染のおそれがあり行政検査の対象外とされた者に対し、PCR検査を行うための費用の一部を助成するもの。 【支給額】検査にかかった実費(1件当たり上限20,000円、1事業所当たり30件まで) 【支払時期】請求ごとに随時支払い	市	市	大阪府又は茨木市の指定を受けた市内の介護サービス事業所等、コミュニティデイハウス、街かどデイハウス	R2.12.23 ~R5.3.31	R2年度 2件 (人数51人、計682,350円) R3年度 9件 (人数75人、計910,720円) R4年度 2件 (人数7人、計138,800円)	R2年度 (R2.12補正) 9,016千円 ※国補助(10/10) (R3.2補正) 6,027千円 ※国補助(10/10) R3年度 15,000千円 R4年度 3,000千円	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)において、特措法の緊急事態宣言の下、生活の維持に必要な場合を除き、外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する必要がある。」と示され、全国の自治体で特別定額給付金として交付することが決定された。	ほぼ同時期に府無料PCR検査センターが設置されたことで、件数は想定より少なくなかったが、PCR検査が必要な法人を支援することに寄与した。		長寿介護課
30	新型コロナウイルスワクチン個別接種協力支援金	急務とされる高齢者ワクチン接種を推し進めるため、個別接種を実施する医療機関に対し協力支援金を支給する。 【支給額】 基本額:1医療機関につき10万円 追加支給額:(1)6~8月を12週として算出する接種実績週平均 ①週平均が37~144回:20万円 ②週平均が145回以上:40万円 (2)6~8月の予約システムによる一般予約実績1回につき500円 【申請】 不要	市	市独自	65歳以上の高齢者へ新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施する市内の病院及び一般診療所	R3.6.10 ~R3.11.15	基本額 157件 追加支給額 152件 33,263千円	55,914千円	ワクチン接種の加速化には自治体が行う集団接種と各医療機関等で行う個別接種とを組み合わせる実施が不可欠であったほか、特に65歳以上の高齢者に対する新型コロナウイルスワクチン接種を推進するため、個別接種を実施する医療機関を支援する必要があるため。	ワクチン接種1回に対する追加支給額の適切な要件設定に時間がかかった。一方で、個別接種医療機関や件数実績の集計は健康づくり課においてデータ管理が行われていたため、早急に対応することができた。 なお、期間中に廃止・休止や対応を辞退した医療機関はなく、支給実績は100%であった。		医療政策課
31	障害福祉サービス事業所へのPCR検査等費用助成	市内障害福祉サービス事業所等で新型コロナウイルス感染の疑いがある職員及び利用者に対し、事業所が自費で実施したPCR検査等の費用を助成(行政検査の対象者を除く) 【支給額】1人当たり2万円上限 1事業所当たり30人分まで	市	市	市内障害福祉サービス事業所	R2.12.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	2件 301千円 11件 1,602千円 0件 0千円	10,800千円 10,800千円 2,400千円	感染者が発生した事業所を有する法人に対して、感染拡大防止対策の徹底と安全な施設運営の継続を支援するため。	障害福祉サービス事業所における、費用面での負担の軽減につながった。		障害福祉課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
32	障害児通所支援事業所等PCR検査等費用の助成	市内障害児通所事業所等を有する法人で新型コロナウイルス感染症の疑いがある職員及び利用者に対し、PCR検査等を行うための費用の一部を助成(行政検査の対象者を除く) 【支給額】1人当たり2万円上限	市	市	市内障害児通所事業所の職員及び利用者	R2.12~R3.3 R3.4~R4.3 R4.4~R5.3	0件 3件 361千円 0件	1,800千円 ※国補助(10/10) 3,600千円 ※国補助(10/10) 990千円 ※国補助(10/10)	新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を防止するために、行政機関の必要により実施する検査以外に受検させるPCR検査又は抗原検査の実施経費について補助することにより、障害児通所支援事業所等の安定的な事業実施を促進し、障害児等が必要なサービスを継続的に受けられるようにすることを目的として助成することを決定した。	PCR検査の受検のための支援施策が他にもあったため、利用件数は少なかったがサービス提供体制の維持する一助となった。		発達支援課
33	保育施設等PCR検査等費用の助成	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止により、保育育児教育サービス提供体制の維持を図る目的で補助をするもの。 【補助額】1人当たり2万円(上限)	市	市	私立保育施設の従業者等 【拡充】R3.6 保育施設等に通う児童	R3.2~R3.3 R3.4~R4.3 R4.3~R5.3	3件 1,009千円 4件 440千円 2件 12千円	【補正】4,800千円 【当初】6,600千円 【補正】4,800千円 【当初】5,680千円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染者が増加している中、就学前児童がPCR検査等を受検することで、感染拡大の防止が必要であったため実施した。	各保育施設が補助金を活用して、新型コロナウイルス感染症への感染が判明した、もしくは感染の疑いがあるなど、事業者が検査を行う必要があると認めた従業者等に対しPCR検査等を受検することで、保育サービスの継続ができた。		保育幼稚園事業課
34	学童保育施設PCR検査等費用の助成	早期の対応を図ることにより保育サービスの提供体制を確保するため、感染者の発生や従業者に軽度な発熱等の症状がある状況等において、行政検査の対象外となる場合等に民間学童保育室が負担するPCR検査に係る費用を助成するとともに、公立の学童保育室においても対応経費を措置する。	市	市	(公立) 学童保育指導員等 (私立) 民間学童保育室従業者等	R3.2.15 ~R3.3.31	0か所	【R3.2月補正】 1,001千円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び放課後児童健全育成事業の安定的な事業実施のため、従業者に受検させるPCR検査等に要する経費を助成することにより、利用児童が必要なサービスを継続的に受けられることができるようにすることを目的として実施した。	実績なし(0か所) ※令和3年度以降の内容については「4-84」参照	関連項目 「4-84」	学童保育課
35	地域子育て支援拠点事業PCR検査等費用の助成	新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を防止するために、PCR検査又は抗原検査の実施経費について補助することにより、地域子育て支援拠点事業所の安定的な事業実施を促進し、利用者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにすることを目的とする。	市	市	地域子育て支援拠点事業	R2.3.2 ~R2.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	2件 22千円 8件 146千円 2件 14千円	【当初】0千円 【補正】3,456千円 【当初】0千円 【補正】+666千円 333千円	新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を防止するために、行政機関の必要により実施する検査以外に受検させるPCR検査又は抗原検査の実施経費について補助することにより、地域子育て支援拠点事業所の安定的な事業実施を促進し、利用者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするために導入した。	新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を防止するために、PCR検査又は抗原検査の実施経費について補助することにより、地域子育て支援拠点事業所の安定的な事業実施を促進することができた。		子育て支援課
36	障害者福祉サービス事業者への物価高騰等支援給付金の支給	市内障害福祉サービス等事業所に対し、コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、障害福祉サービス提供体制の維持・継続を図るため給付金を支給 【支給額】1事業所10万円 【申請】不要	市	市	市内障害福祉サービス事業所	R4.9.1 ~R4.12.31 R5.6.1 ~R6.3.31	82法人 106事業所 10,600千円 84法人 107事業所 10,700千円	20,000千円 13,000千円	障害福祉サービスは、障害者の生活基盤を支える社会インフラとして安定性が求められる事業であり、各事業者は、コロナ禍における原油価格・物価高騰に対し相当の努力のうえ事業運営している。物価高騰による経営の不安定化リスクを抱えており、障害者への安定したサービス提供体制の維持・継続を図るため。	障害福祉サービスの提供体制の維持・継続につながった。		障害福祉課
37	障害児通所支援事業所等への物価高騰等支援給付金の支給	市内障害児通所支援事業所等に対し、コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、障害児支援等提供体制の維持・継続を応援の維持・継続を図るため給付金を支給 【支給額】1事業所10万円	市	市	茨木市内の指定障害児通所支援事業所	R4.10~R4.12	34法人 39事業所 3,900千円	7,000千円 ※国補助(10/10)	障害児通所支援事業所等に対し、市が給付金を交付することにより、コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、障害児支援等提供体制の維持・継続を応援することを目的として、給付を決定した。	障害児通所支援事業所等のコロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、障害児支援等提供体制を維持する一助となった。		発達支援課
38	介護事業者等への物価高騰等支援給付金の支給	市内介護サービス等事業所に対し、コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、介護サービス提供体制の維持・継続を図るため給付金を支給 【支給額】1事業所当たり10万円 【支払時期】請求ごとに随時支払い	市	市	大阪府又は茨木市の指定を受けた市内の介護サービス事業所等、コミュニティデイハウス、街かどデイハウス	R4.10.20 ~R4.12.31 R5.7.21 ~R6.3.31	210法人 28,300千円 213法人 29,100千円	(R4.9補正) 28,536千円 (R5.6補正) 28,818千円 (※500千円流用)	長期化する新型コロナウイルス感染症の影響に加え、直面する物価高騰等により、厳しい経済環境にある市内の介護事業所等に対して、物価高騰等支援給付金を支給することで、介護サービス提供体制の継続・維持を支援する必要があるため。	市が給付金を交付することにより、コロナ禍における原油価格・物価高騰に係る負担を軽減し、介護サービス提供体制の維持・継続に寄与した。		長寿介護課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
39	医療機関への物価高騰等支援給付金の支給	新型コロナウイルス感染症の長期化による物価高騰で経営に影響を受けている市内医療機関を支援することにより、医療提供体制の維持を図るため、給付金を支給する。 【支給額】 病院:50万円 診療所(一般もしくは歯科診療所又はその併設):10万円 薬局:10万円 【申請】 不要	市	市独自	令和4年7月1日時点で登録されている市内医療機関	R4.10.13 ~R4.12.15	病院:14件 診療所:378件 薬局:132件 58,079千円	59,006千円	物価高騰の影響を受ける市内医療機関に対して、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用して支援することを決定した。	過去に市内全医療機関へ支給を行ったノウハウから、スムーズに支給ができた。 また、申請を不要とするプッシュ型の支給であるため、最終支給日まで短い期間で事務を進めることができ、支給実績は98%となった。		医療政策課
40	私立教育・保育施設等への物価高騰等支援給付金の支給	物価高騰により、費用負担が図大している施設に対し、安定的な事業継続ができるよう負担を軽減する目的で給付金を支給するもの。 【給付金】1事業所当たり10万円	市	市	市内の私立保育施設	R4.10	89件 8,900千円	【補正】8,900千円	私立教育・保育施設等において原油価格・物価高騰等の影響に伴い、利用児童の給食費や光熱費、消耗品の価格上昇により、食材の変更や施設側の費用負担を軽減するため実施した。	物価高騰等に対する支援金を給付することで、施設側の費用負担を一部でも軽減することができ、教育・保育サービスの提供体制の維持、継続をすることができた。		保育幼稚園事業課
41	地域医療体制の確保に向けた高槻島本夜間休日応急診療所への支援	安定した地域医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が減少している高槻島本夜間休日応急診療所の運営経費を負担する。	市	市独自	高槻島本夜間休日応急診療所	R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31	1件 29,652千円 1件 24,240千円	29,652千円 24,240千円	高槻島本夜間休日応急診療所を運営する公益財団法人大阪府三島救急医療センターより、収入の減少に伴う追加負担の要望があり、三島二次医療圏救急医療検討会(茨木市、高槻市、摂津市、島本町)において、追加負担することを決定した。	当該医療機関に対し、追加で負担金を支出することで、安定した地域医療体制を確保・維持することができた。		医療政策課
42	三次救急医療体制の確保に向けた三島救命救急センターへの支援	重症患者を受け入れる三次救急に係る安定した医療体制を確保するため、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い収入が減少している三島救命救急センターの運営経費を負担する。	市	市独自	大阪府三島救命救急センター	R2.4.1 ~R3.3.31	1件 46,440千円	46,440千円	大阪府三島救命救急センターを運営する公益財団法人大阪府三島救急医療センターより、収入の減少に伴う追加負担の要望があり、三島二次医療圏救急医療検討会(茨木市、高槻市、摂津市、島本町)において、追加負担することを決定した。	当該医療機関に対し、追加で負担金を支出することで、安定した地域医療体制を確保・維持することができた。		医療政策課
43	休日等における発熱外来検査・診療体制の確保	新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの同時流行が想定された令和4年11月中旬から令和5年2月中旬の間について、特に、休診となる医療機関が多い日曜、休日及び年末年始(令和4年12月29日から令和5年1月3日まで)(以下「休日等」という。)において、発熱外来体制を拡充するための整備に対し、市が補助金を交付する。 【支給額】 発熱外来の実施時間に応じて支給する。 ①3時間以上6時間未満の場合 日曜・休日の1日当たり50,000円 年末年始の1日当たり75,000円 ②6時間以上の場合 日曜・休日の1日当たり100,000円 年末年始の1日当たり150,000円	市	市独自	新規または拡充で発熱外来を実施し、下記の要件全てに該当する市内医療機関。 ①対象期間中の休日等(年末年始を含む)において、発熱外来を6日間以上実施する。②新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの診療・検査を実施し、かかりつけ患者以外も受け入れる。③実施時間等を市ホームページで掲載する。④覚書締結前に予定していた通りに発熱外来体制を新規・拡充する。⑤発熱外来を理由に受診する患者には、選定療養費を求めない。	R4.11.27 ~R5.2.19	5件 8,025千円	12,350千円	「市町村ごとの発熱外来体制の整備について」(令和4年10月18日感企第3238号通知)において、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザウイルスの同時流行に備えた冬季の発熱外来体制の整備について特措法(第24条第9項)に基づく要請があり、休日等に発熱外来を実施する市内医療機関に対して、運営経費の支援を行い、発熱外来を確保することとした。	比較的休診となる医療機関が多い日曜、休日等において、市内医療機関の協力により発熱外来を開設することができ、一定、市民への医療提供に貢献できたと捉えている。		医療政策課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
44	休日等における外来対応体制の確保	<p>休診となる医療機関が多い日曜、休日及びお盆期間(以下「休日等」という。)において、新型コロナウイルス感染症の外来対応(以下「外来対応」という。)体制を拡充するための整備に対し、市が補助金を交付することにより、休日等の外来対応体制を確保するため、市が補助金を交付する。</p> <p>【支給額】 外来対応の実施時間に応じて支給する。 ①3時間以上6時間未満の場合 日曜・休日の1日当たり50,000円 ゴールデンウィーク及びお盆期間の1日当たり75,000円 ②6時間以上の場合 日曜・休日の1日当たり100,000円 ゴールデンウィーク及びお盆期間の1日当たり150,000円</p>	市	市独自	<p>発熱等の症状のある患者を受け入れて診療及び検査を行い、下記の要件全てに該当する市内医療機関。 ①対象期間中の休日等において、外来対応を9日間実施し、かつゴールデンウィーク期間に1日以上、お盆期間に2日以上日間以上実施する。②新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの診療・検査を実施し、かかりつけ患者以外も受け入れる。③実施時間等を市ホームページで掲載する。④実施計画書を提出する。⑤外来対応を理由に受診する患者には、選定療養費を求めないこと。</p>	R5.4.29 ~R5.9.30	6件 11,575千円	22,600千円	<p>「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症に位置づけられたことに伴い、全ての医療機関で一般疾病として通常の対応を行うための移行期間が設けられた。茨木市保健医療センター附属急病診療所の診療・検査体制が整うまでの間、市内で休日等に診療・検査を行う医療提供体制を確保するため、対象医療機関に補助金を交付することとした。</p>	比較的休診となる医療機関が多い日曜、休日等において、市内医療機関の協力により発熱外来を開設することができ、一定、市民への医療提供に貢献できたと捉えている。		医療政策課
45	医療機関への物価高騰等支援給付金の支給	<p>新型コロナウイルス感染症の長期化による物価高騰で経営に影響を受けている市内医療機関を支援することにより、医療提供体制の維持を図るため、給付金を支給する。</p> <p>【支給額】 病院:50万円 診療所(一般もしくは歯科診療所又はその併設):10万円 薬局:10万円 【申請】 不要</p>	市	市独自	令和5年6月1日時点で登録されている市内医療機関	R5.6.28 ~R5.8.25	<p>病院:14件 診療所:380件 薬局:134件 58,400千円</p>	【補正】60,109千円	<p>市内医療提供体制の継続及び維持を図るため、物価高騰の影響を受ける市内医療機関に対して支援を行うこととした。</p>	市内医療機関等からは「ありがたい」とのご意見を受けており、物価高騰による影響への対策の一助となったと捉えている。		医療政策課
46	医療機関等へのマスクの配布	<p>重症化しやすいとされている高齢者等対策として、あらかじめ市に備蓄していたマスクを令和2年2月26日から医療機関、高齢者施設及び障害者施設等に対して8万2千枚の提供を行った。 令和2年4月現在、全国的に感染状況が拡大傾向にあり、医療現場をはじめ、高齢者・障害者施設等の現場においてマスク不足が続いている状況を受け、医療機関、高齢者・障害者施設等へ令和2年4月9日から15万枚のマスクの配付を追加で行った。</p>	市	市独自	医療機関、高齢者施設、障害者施設等	R2.2.26 ~R2.3.31 R2.4.9 ~R2.5.31	82,000枚 150,000枚 6,171千円	市備蓄分 【R2補正】 +6,171千円	<p>茨木市コロナウイルス対策本部会議において、重症化しやすいとされている高齢者等対策として、医療機関、高齢者・障害者施設等に対し、マスクの提供を行うことを決定した。</p>	感染症の拡大に伴いマスク等の感染予防物資が手に入りにくくなる中で、感染による重症化リスクの高い高齢者・障害者施設等にこれらを安定供給できたことは、一定の感染拡大防止に役立つことができたと考えられる。		健康づくり課
47	乳幼児・小中学生へのインフルエンザワクチン予防接種費用の公費助成	<p>家庭内における感染リスクの軽減や安定した医療体制の維持、及び学習機会の確保を図るため、乳幼児・小中学生のインフルエンザワクチン予防接種に係る費用を公費助成する。 【助成額】 1回の接種につき2,000円(医療機関での会計時に控除等)</p>	市	市	生後6か月の乳児から中学3年生までの児	<p>助成対象となる接種期間 R2.10.1 ~R2.12.31</p>	<p>被接種者数(延べ) 37,969人</p>	142,650千円 ※国補助(10/10)	<p>新型コロナウイルス・インフルエンザウイルスの同時流行が危惧される中で、市内の医療提供体制の維持・確保、小中学生の休業(学級閉鎖等)による学習機会への影響を可能な限り低減を図る必要があったことから、補正予算にて実施の決定がなされた。</p>	任意接種に対する公費助成ではあったが、全対象者のうち、50%を超える乳幼児・小中学生の方々が当該事業を活用された結果から、当該シーズンにおける市民の感染症対策への取組みに寄与できた。		子育て支援課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
48	高校3年生等へのインフルエンザワクチン予防接種費用の助成	受験や就職等を控えた高校3年生等や今年度新たな生活を開始している18歳・19歳の若者及びその家庭を支援するため、インフルエンザワクチン予防接種に係る費用を公費助成する。 【助成額】 1回の接種につき2,000円(償還払)	市	市	18歳及び19歳の者 (平成13年4月2日 ～平成15年4月1日 生まれ)	助成対象となる接種期間 R2.10.1 ～R2.12.31	助成件数 1,200件	8,617千円 ※国補助(10/10)	コロナ禍において厳しい状況にある若者及びその家庭への支援を実施するため、補正予算(令和2年11月19日付け専決処分)にて実施の決定がなされた。	緊急実施となったことから、乳幼児・小中学生を対象とした助成事業とは異なり、償還払いのみによる助成方式にて実施した。短期間での準備・事業実施となったが、おおむね円滑に進めることができ、結果、当該シーズンにおけるインフルエンザ感染者数の減につながった。		子育て支援課
49	新型コロナウイルスワクチン予防接種の実施	新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けた体制を構築するため、接種券の印刷・発送や相談体制の整備等、予防接種の実施準備を行う。新型コロナウイルスワクチン予防接種に係る体制確保の経費や、保健医療センター等におけるワクチン接種に要する経費を増額する。(R2)	国市	国	12歳以上の市民	R3.2.17 ～R6.3.31		1,611,578千円 ※国補助(10/10) 【R2専決】 301,829千円 【R2補正】 +1,309,749千円 うち、1,549,832千円を繰越明許設定				健康づくり課
50	新型コロナウイルスワクチン接種体制の構築	新型コロナウイルスワクチン接種の実施に向けて、接種券の印刷・発送や相談体制の整備等、予防接種実施体制を構築する。(R3)	国市	国	12歳以上の市民	R3.2.17 ～R6.3.31	R5.3.31時点の接種者数 1回目 224,554人 2回目 223,888人 3回目 177,393人 4回目 106,708人 5回目 52,028人	404,619千円 ※国補助(10/10) 【R3当初】 404,619千円	新型コロナウイルスワクチンの接種については、予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条の特例規定に基づき実施するもので、同法第6条第1項の予防接種とみなして同法の各規定が適用されていたが、令和4年12月9日付の法改正により、新予防接種法第6条第3項の規定により行われた予防接種とみなし、新予防接種法の規定を適用することとなった。	ワクチン接種については、供給スケジュールをはじめ、ワクチンの特性を踏まえた対応や、配送体制を構築することなどの調整事項も多く、接種体制の構築までに、一定、時間を要するとともに、接種開始当初は、新型コロナウイルス対応の情報不足やワクチンの接種希望者が最大規模であり混乱もあった。その後は、市内医療機関による個別接種が進んだことに加え、全庁的な応援体制のもと集団接種を進めるとともに、民間事業者の活用をはじめ、大学連携や二次医療圏における接種体制の確保に努めた。なお、関係機関との連携を進めていくことで接種体制を強化することができ、初回接種については府内の平均接種率を上回ることができた。		健康づくり課
51	新型コロナウイルスワクチン接種の推進	*ワクチン予防接種を円滑に進めるため、個別接種に係る時間外・休日加算経費を措置するほか、各医療機関へのワクチンの配送及びコールセンターの充実等に要する経費を増額する。(R3) *感染拡大の防止や重症化を予防するため、3回目のワクチン接種に係る接種費用等を措置する。(R4) *新型コロナウイルス感染症の重症化予防を図るため、オミクロン株対応ワクチンの追加接種に要する経費を措置する。(R4)	国市	国	65歳以上の高齢者へ新型コロナウイルスワクチンの個別接種を実施する市内の病院及び一般診療所	R3.2.17 ～R6.3.31	R2年度執行額 39,821千円 R3年度執行額 2,419,610千円 うち、 繰越分 1,454,436千円	2,314,381千円 ※国補助(10/10) 【R3補正】 +455,224千円 【R4当初】 714,097千円 【R4補正】 +1,145,060千円	また、改正法附則第14条第1項の経過措置規定により、予防接種法附則第7条第1項の規定による厚生労働大臣の指定及び指示は、新予防接種法第6条第3項の規定により行われた指定及び指示(大臣指示)とみなされる。なお、新型コロナウイルス接種に関する事務は、新予防接種法第30条(改正前の予防接種法第29条)により第一号法定受託事務とされている。	また、以降の接種についても希望する全ての方に対して接種を受けていただくことができた。また、以降の接種についても希望する全ての方に対して接種を受けていただくことができた。また、以降の接種についても希望する全ての方に対して接種を受けていただくことができた。		健康づくり課
52	新型コロナウイルスワクチン接種(3回目)の実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や重症化を予防するため、3回目のワクチン接種に係る経費を措置する。	国市	国	12歳以上で、2回目接種を終了し概ね8か月以上経過した市民	R3.2.17 ～R6.3.31	R4年度執行額 2,297,323千円 うち、 繰越分 590,034千円	678,240千円 ※国補助(10/10) 【R3補正】 +678,240千円 うち、598,820千円を繰越明許設定				健康づくり課
53	5歳以上の子どもへのワクチン接種に係る経費の増額	5歳以上の子どもへ新型コロナウイルスワクチンを接種するため、ワクチン配送等の接種事務に要する経費を増額する。	国市	国	5～11歳以下の子ども	R4.2.21 ～R6.3.31		1,000万円 ※国補助(10/10) 【R3補正】 +1,000千円				健康づくり課
54	ワクチン接種に係る他市接種負担金等の増額	*新型コロナウイルスワクチン接種において他市での接種者数の増加に伴い、接種負担金等を増額する。(R3) *新型コロナウイルスワクチンに係る大規模接種会場等での接種者数の増加に伴い、他市への接種負担金等を増額する。	国市	国	12歳以上の市民	R3.2.17 ～R6.3.31		255,178千円 ※国補助(10/10) 【R3補正】 +255,178千円				健康づくり課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
55	高齢者に対する季節性インフルエンザワクチン予防接種費用の無償化	例年冬の時期に流行するインフルエンザが、新型コロナウイルス感染症との同時流行が懸念されており、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による高齢者の重症化を防ぐ。 【接種回数】1回 【自己負担額】無料(※令和3年度は1,500円を被接種者から徴収)	府 (R2・4年度) 市 (R5年度)	府 (R2・4年度) 市独自 (R5年度)	・満65歳以上の市民・満60歳以上65歳未満の市民で、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	R2.10.1 ~R2.12.31 R4.10.1 ~R5.1.31 R5.10.1 ~R6.1.31	被接種市民数: 46,331人 接種率: 67.8% 被接種市民数: 42,196人 接種率: 61.3%	【当初】901,880千円 【当初】143,591千円 【補正】+128,891千円 【当初】162,555千円 【補正】+88,652千円	令和2年度は、「府政運営の基本方針2020」改定を踏まえ、府民の命を最優先に、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持との両立に向けた重点的な取組みについて、大阪府が第10号補正予算として措置し、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による高齢者の重症化と、両感染症患者の増加に伴う医療提供体制のひっ迫を防ぐため、市町村とともにインフルエンザワクチン接種にかかる自己負担を無料化することが決定された。 また、令和4年度においても同様に、新型コロナウイルス感染症拡大期におけるインフルエンザワクチン定期接種緊急促進事業補助金交付が決定され、大阪府民は無料であることが決定された。 令和5年度においては、市独自にて新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの併発による高齢者の重症化を防ぐ目的で実施している。	インフルエンザワクチン予防接種を希望する高齢者への接種により、重症化予防や発症を抑える効果が期待できたことや安定した医療体制を確保することができたものと考えられる。		健康づくり課
56	診療所を通じたPCR検査の実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対応するため、PCR検査体制の再構築を図るとともに、市民の不安解消に努めるため、市PCR検査センターの実施方法の効率化を図り、PCR検査支援事業として各医療機関にPCR検査を実施する。また、検査対象者が陽性者であった場合は、大阪府茨木保健所へ発生届の提出が必要である旨を説明する。	市	市独自	かかりつけ医等の判断により紹介を受けた感染疑いのある軽症患者	R3.4.21 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	【PCR検査数】 R3:152件 R4:111件	【当初】18,162千円 【当初】1,002千円	各医療機関における感染拡大に備えた体制の構築を図り、検査に対する市民の不安解消の一助とするため各医療機関のPCR検査を支援する必要があった。	保健医療センターで実施しているPCR検査を、ドライブスルー方式から郵送を利用した検査方法に変更して業務を遂行した。 国・府の行政検査を補う役割として市が医療機関を支援することによりPCR検査を安定的に実施できる体制づくりの一助となったものと捉えている。		健康づくり課
57	障害福祉サービス事業者・介護事業者等への手指消毒液の配布	重篤化しやすい高齢者や障害者の日常生活を支援する介護事業所等に、消毒液を配付し、新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るもの。	市	市	大阪府又は茨木市の指定を受けた市内の介護サービス事業所等、コミュニティハウス、街かどデイハウス①1.5ℓ/法人②介護1.5ℓ/法人(3事業所以上なら5ℓ)	①障害・介護 R2.6.8 ~R2.6.24 ②介護 R2.7.15 ~R2.7.17	① 129/164法人 ② 81/164法人	【R2.6補正】 1,430円×510ℓ =730千円	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、手指消毒用アルコールの需給が逼迫しているが、入手が難しい状況にあった。	事業所等に配付したことで新型コロナウイルス感染症拡大防止の一助となった。		長寿介護課
58	介護施設等における簡易陰圧装置の設置補助	介護施設等において、簡易陰圧装置を設置し、新型コロナウイルス感染症患者が発生しても施設内で対応できる環境整備を図り、感染拡大を防止するもの。 【購入費補助額】1事業所当たり4,710千円(上限)	市	府	茨木市内の介護サービス事業所を運営する法人等	R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31 R5.4.1 ~R6.3.31	6件 13,620千円 4件 11,440千円	R3年度 13,620千円 R4年度 11,440千円 R5年度 9,420千円	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域介護・福祉空間整備推進交付金実施要綱(平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知)が一部改正され、介護施設等における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策支援事業が追加されたことに伴い、茨木市においても補助対象とした。	新型コロナウイルス感染症の流行も終息方向であったが、施設では小規模のクラスター発生が続く状況もあり、施設内の感染症対策として、環境整備に寄与した。		長寿介護課
59	高齢者を対象としたスマートフォン活用講座の実施	新しい生活様式への対応の観点から、高齢者のICTスキルの向上を図るため、60歳以上の方を対象にスマートフォンの活用に関する講座開催を委託する。	市	市	①60歳以上の本市民 ②既にマイナンバーカードを保有している者、又は今後マイナンバーカード及びマイナポイントの取得を考えている者	R3.1.1 ~R3.3.31	15回 605千円	【補正】610千円 ※国補助(10/10)	「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)において、「マイナポイントの更なる活用や、健康保険証や運転免許証との一体化等も通じたマイナンバーカードの普及促進」が示された。	講座内容はキャッシュレス入門講座とマイナポイント取得入門講座、講座時間は4時間で全15回開催、延べ80人が参加した。高齢者の新しい生活様式への対応に貢献した。		地域福祉課
60	障害福祉サービス事業者・介護事業者等への手指消毒液の配布	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、市内障害福祉サービス事業所に対して手指消毒液の配付を実施した。 【支給量】1法人当たり1.5リットル 【申請】不要	市	市	市内障害福祉サービス事業所	R2.5.1 ~R3.3.31	76法人 258千円	258千円	手指消毒液が需要増のために入手が困難となり、価格も高騰していたなかで、各事業所内での感染防止に寄与するとともに、財政的な負担の緩和を図るため。	障害福祉サービス事業所における、衛生状態の保持及び費用面での負担の軽減につながった。		障害福祉課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
61	子育て支援総合センター、子育てすこやかセンターにおける感染症予防用品の購入等	新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備する。 【支給額】上限300,000円 【対象物品】感染症対策物品(消毒薬、マスク等)、ICT機器	市	国府市	子育て支援総合センター、子育てすこやかセンター	R2 R3 R4	1千円 (総合センター) 1千円 (総合センター) 204千円 (すこやかセンター) 1千円 (総合センター) 0千円 (すこやかセンター)	500千円 (総合センター) 2,000千円 (総合センター) 300千円 (すこやかセンター) 300千円 (総合センター) 100千円 (すこやかセンター)	新型コロナウイルス感染症対策として行う事業に対し、市が補助金を交付することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図るため実施した。	新型コロナウイルス感染症対策物品の購入等を促進することで、安心して子育てできる環境を整備することができた。		子育て支援課
62	子ども家庭総合支援拠点の設置(子育て支援総合センターの体制充実)	子ども家庭総合拠点の設置に伴う、会計年度任用職員の歳出額の増	市	国市	子育て支援総合センター	R2	10,771千円	【補正】 11,084千円 ※国補助(10/10)	子育て支援総合センターの体制を充実させるため実施した。	子育て支援総合センターの体制を充実させた。		子育て支援課
63	オンラインによる妊産婦相談の実施	コロナ禍により日常生活等が制限される中で、妊産婦や就学前のこどもをもつ保護者の育児不安等の軽減を図る。	市	市	妊産婦及び就学前のこどもをもつ保護者	R3.1月中旬から開始	実施件数 1件	406千円 ※国補助(1/2)	コロナ禍により行動制限等が強まる中、オンライン方式による相談業務の必要性が高まったことから、国補助を活用して、実施した。	当該年度における実績は少ないながら、利用者にとっては、感染リスクのない環境下で育児等について相談できるという選択肢が増えたこととなり、ひいては、相談機会の確保につながった。		子育て支援課
64	オンラインによる子育て相談の実施	新しい生活様式に対応した相談体制の充実を図るため、ICT機器を導入し、子育て支援総合センター等においてオンラインによる子育て相談を実施する。	市	国府市	妊産婦及び就学前のこどもをもつ保護者	R2 R3	157千円 (総合センター) 200千円 (すこやかセンター) 436千円 (ぼっばルーム) 417千円 (乳幼児全戸訪問事業)	500千円 (総合センター) 500千円 (すこやかセンター) 500千円 (ぼっばルーム) 500千円 (乳幼児全戸訪問事業)	コロナ禍により行動制限等が強まる中、オンライン方式による相談業務の必要性が高まったことから、国府補助を活用して、実施した。	当該年度における実績は少ないながら、利用者にとっては、感染リスクのない環境下で育児等について相談できるという選択肢が増えたこととなり、ひいては、相談機会の確保につながった。		子育て支援課
65	子育て支援総合センター等職員等へのPCR検査等費用の助成	新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を防止するために、PCR検査又は抗原検査の実施経費について補助することにより、子育て支援総合センター等の安定的な事業実施を促進し、利用者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにすることを目的とする。	市	国市	子育て支援総合センター等	R3 R4	680千円 (総合センター) 638千円 (総合センター)	680千円 (総合センター) ※国補助(10/10) 330千円 (総合センター) 【補正】+308千円 ※国補助(10/10)	新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を防止するために、行政機関の必要により実施する検査以外に受検させるPCR検査又は抗原検査の実施経費について補助することにより、子育て支援総合センター等の安定的な事業実施を促進し、利用者等が必要なサービスを継続的に受けられるようにするために実施した。	新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を防止するために、PCR検査又は抗原検査の実施経費について補助することにより、子育て支援総合センター等の安定的な事業実施を促進することができた。		子育て支援課
66	公立保育所等におけるごみ収集の実施(おむつ持ち帰りの廃止)	公立保育所等で保護者が持ち帰りしていた紙おむつを施設で回収・処分を行い、衛生面の改善を図ることで新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、保護者負担の軽減にもつなげる。	市	市	あけぼの学園の職員・児童	R4.10.31~	1か所 22千円	146千円	公立保育所等において紙おむつを保護者が持ち帰っていたが、衛生面や保護者負担の面から改善の要望があり、おむつ持ち帰りを廃止し、施設においておむつの処理を行うことになった。	紙おむつの持ち帰りを廃止することで衛生面が改善され、新型コロナウイルス感染拡大を防止できたとともに、保護者負担も軽減することができた。		発達支援課
67	障害福祉サービス事業者・介護事業者等への手指消毒液の配布	新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、市内障害児通所支援事業所に対して手指消毒液の配付を実施した。 【支給量】1法人当たり1.5リットル×2回 【申請】不要	市	市	市内障害福祉サービス事業所	R2.5.1 ~R3.3.31	43件 186千円	186千円	手指消毒液が需要増のため入手が困難となり、価格も高騰していたなかで、各事業所内での感染防止に寄与するとともに、財政的な負担の緩和を図るため配布を決定した。	障害児通所支援事業所における、衛生状態の保持及び費用面での負担の軽減につながった。		発達支援課
68	公立児童発達支援センター等の換気設備の改修等	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、公立児童発達支援センター等において換気設備を改修する。	市	市	公立児童発達支援センター等の職員及び児童	R3.2.1 ~R3.3.31	あけぼの学園 2,266千円 すくすく親子教室 286千円	あけぼの学園 2,439千円 すくすく親子教室 468千円	新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、公立児童発達支援センター等の網戸が設置されていない窓やサッシに換気のための網戸を設置し、換気扇を修繕することを決めた。	換気設備が設置・修繕されたことにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することができた。		発達支援課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
69	公立保育所等の換気設備の改修	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、公立保育所等において換気設備を改修する。	市	市	公立保育施設の職員及び児童	R2.12.1 ~R3.3.31	保育所 953千円 幼稚園 2,904千円 認定こども園 2,835千円	保育所 2,400千円 幼稚園 3,840千円 認定こども園 4,080千円	地方創生臨時交付金(国)を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大を予防するため、公立保育施設の網戸が設置されていない窓やサッシに換気のための網戸を設置することを決めた。	各施設に換気設備が設置されたことにより、新型コロナウイルスの感染拡大を防止することができた。		保育幼稚園総務課
70	公立保育所におけるオンライン相談等の実施	新しい生活様式に対応した相談体制等の充実を図るため、公立保育所において、タブレットを活用したオンライン相談等を実施する。	市	市	相談等を希望されている保護者等	R3.5.1~	数件 290千円	649千円	外出を自粛し、人と人との接触を最大限削減する事を求められる中、子育てに困っておられる方に相談の機会を提供するために実施を検討。また、これに伴う国庫補助のメニューもあったことから実施した。	実施する職員にノウハウがなかったことや、オンラインのため実際にこどもを見てもらうことができないこと、園庭開放などの行事に参加した際に併せての相談が多かったことなどから、オンライン相談を利用する方が少なかった。		保育幼稚園総務課
71	公立保育所、幼稚園等の感染予防用品の購入等	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、公立保育所等において感染症予防用品を購入する。	市	市	市内公立就学前施設(20施設)の職員・児童	R2.5.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	25,857千円 16,779千円 11,849千円	25,000千円 16,400千円 16,400千円	新型コロナウイルス感染症拡大をふせぐために、消毒や飛沫防止の物品が必要になったため購入することになった。	感染予防用品を購入したことで、施設の運営をしながら新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐことができた。		保育幼稚園総務課
72	公立保育所、幼稚園等職員等へのPCR検査等費用の助成	安定した保育サービスの提供体制を確保するため市内公立就学前施設(20施設)の職員・児童で、軽度の発熱等の症状があり、行政検査の対象外となる場合について、PCR検査等を実施する。	市	市	市内公立就学前施設(20施設)の職員・児童	R3.2.16 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	71件 781千円 371件 4,081千円 0件	R2年度 1,200千円 R3年度 4,830千円 R4年度 3,509千円	軽度の症状があるにも関わらず、医療機関にてPCR検査を受けることができずに自宅待機しなければならないケースがあり、保育を継続して運営していくために、職員や児童に対して、独自でPCR検査を実施した。	PCR検査体制を充実させることで、保育の継続性を保つことができたとともに、公立保育所等の感染拡大防止に向けた対策を講じることができた。		保育幼稚園総務課
73	公立保育所等におけるICT化の推進	新型コロナウイルス感染拡大により保育所運営を圧迫している出欠確認や病状確認等の保護者及び職員の業務を軽減するため、登降園打刻・出欠連絡アプリを導入することで双方の負担軽減を図る。	市	市	市立保育施設(8施設)の保護者・児童	R5.1.23 ~R5.3.31	全8施設 21,577千円	16,265千円	新型コロナウイルス感染拡大により、出欠確認や病状確認等の電話や窓口対応による保護者及び職員の業務負担が増加しており、安定的な保育サービスの供給を図る事が難しくなってきたため、ICT化により業務負担を軽減する必要があった。	出欠状況や欠席遅刻理由の確認の為に件ずつ電話連絡の必要があったところ、本システム導入により保護者が随時スマホから申請できるようになり、事務が大幅に軽減された。		保育幼稚園総務課
74	公立認定こども園等におけるICT化の推進	新型コロナウイルス感染拡大により幼稚園運営を圧迫している出欠確認や病状確認等の保護者及び職員の業務を軽減するため、登降園打刻・出欠連絡アプリを導入することで双方の負担軽減を図る。	市	市	市立幼稚園(12施設)の保護者・園児	R5.1.23 ~R5.3.31	全12施設 27,970千円	21,177千円	新型コロナウイルス感染拡大により、出欠確認や病状確認等の電話や窓口対応による保護者及び職員の業務負担が増加しており、安定的な幼稚園教育・預かり保育の供給を図る事が難しくなってきたため、ICT化により業務負担を軽減する必要があった。	出欠状況や欠席遅刻理由の確認の為に件ずつ電話連絡の必要があったところ、本システム導入により保護者が随時スマホから申請できるようになり、事務が大幅に軽減された。		保育幼稚園総務課
75	公立保育所等におけるごみ収集の実施(おむつ持ち帰りの廃止)	公立保育所等で保護者が持ち帰りしていた紙おむつを施設で回収・処分を行い、衛生面の改善を図ることで新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、保護者負担の軽減にもつなげる。	市	市	市内公立就学前施設(20施設)の職員・児童	R4.10.31~	R4年度 保育施設 14か所 424千円	1,889千円	公立保育所等において紙おむつを保護者が持ち帰っていたが、衛生面や保護者負担の面から改善の要望があり、おむつ持ち帰りを廃止し、施設においておむつの処理を行うことになった。	紙おむつの持ち帰りを廃止することで衛生面が改善され、新型コロナウイルス感染拡大を防止できたとともに、保護者負担も軽減することができた。		保育幼稚園総務課
76	私立認定こども園等の副食費用減免に係る補助	休園に伴い、家庭保育に協力している世帯へ、私立認定こども園等が副食費を減免する経費について補助する。	市	市	私立認定こども園、私立保育所	R2.3 R2.4~R3.3 R3.4~R4.3 R4.4~R5.3	3,227千円 19,258千円 19,776千円 4,268千円	【補正】 23,982千円 【補正】 11,704千円 +【補正】 8,113千円	コロナ陽性又は濃厚接触者となり保育所の利用をしなかった世帯に対し日数に応じて副食費の減免を行ったが、施設の減収を補填する必要が生じたことから補助を実施した。	副食費の減額等に係る対象施設の減収分を補助することで、施設側の費用負担を軽減することができ、教育・保育サービスの提供体制の維持、継続をすることができた。		保育幼稚園事業課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
77	利用者負担額の減額等に伴う施設型給付費負担金等の増額	私立認定こども園等の休園に伴い、家庭保育に協力している世帯の利用者負担額の減額等に係る対象施設の減収分について、施設型給付費負担金等を支給する。	国 府 市	市	私立認定こども園、私立小規模保育事業所、私立事業所内保育事業所	R2.3 R2.4~R3.3 R3.4~R4.3 R4.4~R5.3	25,157千円 136,973千円 131,748千円 27,580千円	【補正】 18,780千円 【補正】 119,523千円 【補正】 60,932千円 +【補正】 45,662千円	コロナ陽性又は濃厚接触者となり保育所の利用をしなかった世帯に対し日数に応じて利用者負担額の減免を行ったが、その分施設に支払う施設等利用負担額等が減少することから、減少分を施設等利用負担額が額に上乗せした。	利用者負担額の減額等に係る対象施設の減収分について施設型給付費負担金等を増額することで、施設側の費用負担を軽減することができ、教育・保育サービスの提供体制の維持、継続をすることができた。		保育幼稚園事業課
78	臨時休園期間中のベビーシッター利用料への補助	臨時休園に伴いベビーシッターを利用した際に費用を補助 補助額:利用1h当たり2千円 (上限:1日10h)	市	市	保育所等利用世帯	R4.6~R5.3	0件 0千円	1,200千円	「茨木市新型コロナウイルス感染症拡大に伴う保育所等の臨時休園等期間中のベビーシッター利用補助要綱」により実施した。	感染拡大期に外部の保育士等を自宅に入れることの心理的なハードルが高かったことも一因となり、利用には至らなかった。		保育幼稚園事業課
79	保育士等の処遇改善に向けた臨時特例交付金の支給	保育士、幼稚園教諭等の処遇改善のため賃金を引き上げる措置が実施された。	国	市	私立保育施設に勤務する職員	R4.2~R4.3 R4.4~R4.9	66件 31,377千円 68件 120,672千円	31,529千円 121,919千円 ※国補助(10/10)	新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる教育・保育現場で働く保育士・幼稚園教諭等に対し賃上げの経済対策が実施され、処遇改善臨時特例交付金を支給する。「令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱」R3.12.20適用	新規の補助金で、準備期間も短く制度への対応に苦慮したが、新型コロナウイルス感染症への対応のため保育士等処遇の改善を実施することができた。		保育幼稚園事業課
80	民間学童保育室へ感染予防用品の購入等	感染拡大防止に向けた対策を図るため、民間学童保育室における衛生用品の購入や感染症対策に必要な研修等に係る経費について補助する。	市	国 府 市	民間学童保育室	R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	4,592千円 4,423千円	【R3当初】 5,600千円 ※国補助(1/3) 府補助(1/3) 【R4当初】 8,000千円 ※国補助(1/3) 府補助(1/3)	令和3年1月28日付けで一部改正された子ども・子育て支援交付金交付要綱において、特例措置として新型コロナウイルス感染症対策支援事業が創設された。 また、令和4年1月27日付けで一部改正された子ども・子育て支援交付金交付要綱において、特例措置として新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)(1)かか増し経費・備品等購入費等が創設された。	民間学童保育室に対し、事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費を補助することにより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与することができた。		学童保育課
81	公立学童保育室の開室時間の拡充	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、家庭で留守番をさせることが困難な児童等の居場所を確保するため、公立学童保育室の開室時間を拡充する。	市	国 市	小学1~3年及び支援の必要な児童	R2.3.2 ~R2.3.24	32,818千円	【R2.3月補正】 23,022千円 ※国補助(10/10)	令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」に係る子ども・子育て支援交付金の交付要綱の改正により、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等に対する特例措置が創設された。	小学校の臨時休業期間中に開室時間を拡充することにより、家庭で留守番をさせることが困難な児童等の居場所を確保することができた。		学童保育課
82	民間学童保育室の開室時間の拡充	新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、家庭で留守番をさせることが困難な児童等の居場所を確保するため、民間学童保育室の開室時間の拡充に要する経費を補助する。 また、分散登校の実施に伴い、開室時間を拡充する民間学童保育室に対して人材確保等に必要となる経費を補助する。	市	国 市 国 府 市	民間学童保育室	R2.3.2 ~R2.3.24 R2.4.8 ~R2.6.13 R3.8.26 ~R3.9.21	1,968千円 8,022千円 2,910千円	【R2.3月補正】 3,866千円 ※国補助(10/10) 【R2.6月補正】 30,400千円 ※国補助(1/3) 府補助(1/3) 【R3.9月補正】 9,216千円 ※国補助(1/3) 府補助(1/3)	令和2年3月10日にとりまとめられた「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策-第2弾-」に係る子ども・子育て支援交付金の交付要綱の改正により、新型コロナウイルス感染症への対応として、新型コロナウイルス感染症対策臨時休業時特別開所支援事業等に対する特例措置が創設された。	民間学童保育室に対し、小学校の臨時休業期間中に開室時間を拡充するために要する経費を補助することにより、家庭で留守番をさせることが困難な児童等の居場所を確保することができた。		学童保育課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
83	民間学童保育室利用料の還付費用の補助	民間学童保育室を自主的に利用しない利用者へ、民間学童保育室が利用料の還付を行う経費について補助する。	市	国府市	民間学童保育室	R2.4.1 ~R2.6.14 R3.8.26 ~R3.9.21 R4.1.4 ~R4.3.21	(R2) 4,009千円 (R3合計) 2,936千円	※国補助(1/3) 府補助(1/3) 【R2.6月補正】 12,000千円 【R3.9月補正】 5,487千円 【R4.2月補正】 7,673千円	令和2年5月20日付けて一部改正された子ども・子育て支援交付金交付要綱において、特例措置として新型コロナウイルス感染症対策利用料減免事業が創設された。	民間学童保育室に対し、利用料の還付を行う経費を補助し、家庭保育協力要請を行いやすい環境を整えることにより、民間学童保育室における対象期間中の利用者が減少し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与することができた。		学童保育課
84	公立学童保育室職員等へのPCR検査等費用の助成	早期の対応を図ることにより保育サービスの提供体制を確保するため、感染者の発生や従業員に軽度な発熱等の症状がある状況等において、行政検査の対象外となる場合に民間学童保育室が負担するPCR検査に係る費用を助成するとともに、公立の学童保育室においても対応経費を措置する。	市	市	(公立) 学童保育指導員等 (私立) 民間学童保育室従業員等	R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	5,872千円 88千円	【R3当初】 1,001千円 【R3.6月補正】 7,210千円 【R4当初】 3,333千円	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び放課後児童健全育成事業の安定的な事業実施のため、従業者又は利用児童に受検させるPCR検査等に要する経費を助成することにより、利用児童が必要なサービスを継続的に受けることができるようにすることを目的として実施した。	PCR検査等に係る費用を助成し、受検の機会を得られやすくなったことにより、速やかに新型コロナウイルス感染症の陽性者を特定でき、学童保育室における新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することができた。	関連項目 「4-34」	学童保育課
85	民間の学童保育室におけるICT機器購入等の補助	新しい生活様式に対応したオンラインでの会議・相談等を実施するため、民間の学童保育室に対し、タブレット端末等のICT機器導入経費を補助する。	市	国府市	民間学童保育室	R3.4.1 ~R4.3.31	5,126千円	【R3当初】 5,500千円 ※国補助(1/3) 府補助(1/3)	令和3年1月28日付けて一部改正された子ども・子育て支援交付金交付要綱において、特例措置としてICT化推進事業が創設された。	民間学童保育室に対し、ICT機器の導入に要する経費を補助することにより、連絡帳の電子化やオンラインでの研修受講等が促進された。		学童保育課
86	放課後児童支援員等の処遇改善に向けた臨時特例交付金の支給	新型コロナウイルス感染症及び少子化への対応を踏まえ、放課後児童支援員等の処遇改善を図るため、処遇改善臨時特例交付金を支給する。	市	国市	民間学童保育室	R4.2.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R4.9.30	509千円 1,472千円	【R4.3月補正】 1,017千円 ※国補助(10/10) 【R4当初】 5,082千円 ※国補助(10/10)	令和4年1月14日付けて令和3年度保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱が制定された。 また、令和4年4月19日付けて令和4年度(令和3年度からの繰越分)保育士等処遇改善臨時特例交付金交付要綱が制定された。	民間学童保育室に対し、放課後児童支援員等の賃金改善に要する経費を補助することにより、放課後児童支援員等の処遇の改善が図られた。		学童保育課
87	公立学童保育室における感染対策の実施等	感染拡大防止対策を図るため、公立学童保育室において、トイレの洋式化等の改修を行う。	市	国府市	小学1~3年及び支援の必要な児童	R4.4.1 ~R5.3.31	9,037千円	【R4当初】 11,648千円 ※国補助(1/3) 府補助(1/3)	令和4年1月27日付けて一部改正された子ども・子育て支援交付金交付要綱において、特例措置として新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)(2)感染症対策のための改修が創設された。	トイレの洋式化やカーペット床のクッションフロアへの改修を実施することにより、飛沫感染防止や消毒作業の効率化につながり、もって新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与することができた。		学童保育課
88	民間学童保育室における感染対策経費の補助	感染拡大防止対策を図るため、民間学童保育室において、手洗い場の自動水栓化等の改修を行う場合の経費について補助する。	市	国府市	民間学童保育室	R4.4.1 ~R5.3.31	7,727千円	【R4当初】 15,840千円 ※国補助(1/3) 府補助(1/3)	令和4年1月27日付けて一部改正された子ども・子育て支援交付金交付要綱において、特例措置として新型コロナウイルス感染症対策支援事業(令和3年度補正予算分)(2)感染症対策のための改修が創設された。	民間学童保育室に対し、感染症対策のための改修に要する経費を補助することにより、非接触型の蛇口の設置等が促進され、もって新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与することができた。		学童保育課

5. 教育に関すること

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
1	電話教育相談	不安な気持ちや心配に思っていること、悩みについての相談	市	市	市内在住小・中学生と保護者	R2.3 ~R5.5.7	R1 2件 R2 193件 R3 123件 R4 119件	-	令和2年4月2日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において全小・中学校の臨時休校が決定したことを受け、「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる支援事業」として開始した。	コロナウイルス感染拡大の不安な気持ちや心配に思っていること、様々な休校中の生活のストレスなど、相談員が児童生徒及び保護者に寄り添い解消することができた。	通常業務として実施	教育センター
2	児童生徒のデジタル学習教材	自宅のPCやタブレット端末等で学習教材に取り組むことができ、動画での解説等も利用 教材名:「タブレットドリル」(東京書籍株)	市	市	市立小・中学生	R2.3 ~R3.3	のべ 3,893,410件	-	令和2年4月2日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議において全小・中学校の臨時休校が決定したことを受け、「新型コロナウイルス感染拡大防止にかかる支援事業」として開始した。	自分が使えるパソコン等がない児童生徒には学校のタブレットを貸し出し、コロナ禍における学びの保障ができた。		教育センター
3	茨木っ子学習動画(DVD)の配布	YouTubeを活用したオンライン学習を進める中、児童生徒の家庭学習を支援するため、インターネット動画の視聴環境が整わない家庭に対し、学習動画を録画したDVDを配布する。	市	市	市立小・中学生	R2.5・6	5月 2,683枚 6月 852枚	1,056千円	「新型コロナウイルスによる緊急事態宣言を受けた家庭での学習や校務継続のためのICTの積極活用について(事務連絡)」(令和2年4月23日付け)をうけて新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、ICTを活用しながら児童生徒の学びの保障に取り組むよう要請があった。	各小・中学校の教員が作成した授業動画を見ながらこどもたちは自分のペースで学習することができたこと、また、動画の中で教員からのメッセージが励みになったことなど、休校期間中のすべてのこどもたちの学びの保障につながった。		教育センター
4	小・中学校における感染予防対策・学習保障等の実施	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、市立小・中学校において感染予防用品の購入、トイレ清掃及び施設消毒等を行うほか、個々の学校環境をふまえた感染症予防対策や学習保障に活用できる交付金を配分するもの。 【教育政策課】 ・交付金の交付 ・熱中症対策用品(アイスベスト等)購入 ・携帯電話借上 ・トイレ清掃委託 【学務課】 ・感染症対策用品(防護服等)購入 ・施設消毒委託 【施設課】 ・携帯電話借上 【学校教育推進課】 ・感染症対策用品(フェイスシールド等)購入	市	市	市立小・中学校	R2.8.3 ~R3.3.31	141,827千円	【補正】 +151,066千円 ※国補助(5/10) 学校保健特別対策事業費補助金 ※国補助(5/10) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	令和2年6月5日に文部科学省から示された、「新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージ」において、校長の判断で感染症対策や学習保障等に必要な取組を迅速かつ柔軟に対応するための経費を支援する支援策が示された。国として、児童生徒の学びの保障に必要な人的体制、物的体制の強化について、緊急的な措置として支援を行うため、令和2年度補正予算(第2号)において、「学校保健特別対策事業費補助金(学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に係る支援事業)」による支援が実施された。	市立小・中学校において、感染予防用品の購入、トイレ清掃及び施設消毒等を行うほか、個々の学校環境をふまえた感染症予防対策や学習保障に活用できる交付金を配分することにより、感染症対策を徹底しながら、段階的な学校再開を支援することができた。		教育政策課 学務課 施設課 学校教育推進課
5	小・中学校における感染予防対策・学習保障等の実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、学校施設の消毒に係る経費や、各学校の状況をふまえた感染症予防対策や学習保障に活用できる交付金を交付するもの。 【教育政策課】 ・交付金の交付 【学務課】 ・施設消毒委託	市	市	市立小・中学校	R3.4.1 ~R4.3.31	繰越明許費 55,146千円	【補正】 +62,016千円 繰越明許費(R2→R3) ※国補助(5/10) 学校保健特別対策事業費補助金	令和2年12月15日の臨時閣議において、学校の感染症対策の徹底を図りながら、コロナ禍に対応するための教職員の資質向上を図りつつ、学校教育活動を円滑に継続するために必要な取組を、校長の判断で迅速かつ柔軟に対応できるように国が緊急的に措置することが示され、令和2年度補正予算(第3号)において、「学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策等の学校教育活動継続支援事業)」による支援が実施された。	市立小・中学校において、施設消毒を行うほか、個々の学校環境をふまえた感染症予防対策や学習保障に活用できる交付金を交付することにより、感染症対策を徹底しながら、教育活動を円滑に継続するための支援ができた。		教育政策課 学務課
6	小・中学校での感染予防対策・学習保障の実施	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、各学校の状況をふまえた感染症予防対策や学習保障に活用できる交付金を追加交付するもの。 【教育政策課】・交付金の追加交付	市	市	市立小・中学校	R3.9.24 ~R4.3.31	現年 7,743千円	【補正】 +7,750千円 ※国補助(5/10) 学校保健特別対策事業費補助金	「感染症対策等の学校教育活動継続支援事業に係る事業計画書(令和3年度)の提出について」(令和3年8月31日付け文部科学省事務連絡)において、感染力の強い新たな変異株(デルタ株)への置き換えや新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の全国的に急速に増加したことにより、各学校における感染症対策の一層の徹底が求められることなどを踏まえ、1校当たりの補助上限額を引き上げる実施要領の改正が行われた。	市立小・中学校において、個々の学校環境をふまえた感染症予防対策や学習保障に活用できる交付金を追加交付することにより、感染症対策を徹底しながら、教育活動を円滑に継続するための支援ができた。		教育政策課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
7	小・中学校での感染予防対策・学習保障の実施	市立小・中学校における感染予防対策や児童生徒の学習保障を図るため、学校施設の消毒に係る経費や、状況に応じて迅速・柔軟に対応するための各学校への交付金を交付する。 【教育政策課】 ・交付金の交付 【学務課】 ・CO2モニター購入・保健衛生用品購入 ・施設消毒委託	市	市	市立小・中学校	R4.4.1 ~R5.3.31	繰越明許費 44,987千円 現年 10,845千円	【補正】 +70,225千円 繰越明許費(R3→R4) ※国補助(5/10) 学校保健特別対策事業費補助金 ※国補助(5/10) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 【当初】 10,920千円 ※国補助(5/10) 学校保健特別対策事業費補助金	学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化している中、第6波への万全の備えも見据え、各学校において感染及びその拡大リスクをできる限り低減させながら、教育活動を実施し、こどもの健やかな学びを保障するため、令和3年度補正予算において、「学校保健特別対策事業費補助金(学校等における感染症対策等支援事業)」による支援が実施された。また、「令和4年度学校保健特別対策事業費補助金(学校等における感染症対策等支援事業)に係る事業計画書等の提出について」(令和4年10月24日付け文部科学省事務連絡)において、第8波も見据えつつ、各学校において、感染症対策の一層の徹底が求められることなどを踏まえ、1校当たりの補助上限額を引き上げる実施要領の改正が行われた。	市立小・中学校において、施設消毒を行うほか、個々の学校環境をふまえた感染予防対策や学習保障に活用できる交付金を交付することにより、感染症対策を徹底しながら、教育活動を着実に継続するための支援ができた。		教育政策課 学務課
8	教職員等へのマスクの配布	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、市立小・中学校教職員、スクールサポーター等にマスクを配布するもの。	市	市	市立小・中学校	R2.6.12 ~R3.3.31	165,500枚 3,506千円	【補正】 +6,511千円 ※国補助(5/10) 学校保健特別対策事業費補助金	令和2年3月24日に文部科学省から示された「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」において、感染症対策として、飛沫を飛ばさないようマスクを着用するなど指導することが示された。国として、学校における感染症対策への支援を行うため、令和2年度補正予算において、「学校保健特別対策事業費補助金(感染症対策のためのマスク等購入支援事業)」による支援が実施された。	市立小・中学校において、新型コロナウイルス感染症拡大防止に寄与した。		教育政策課 学校教育推進課 教職員課
9	小・中学校での感染症予防用品の購入	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため緊急事態宣言解除後の学校活動に必要な消毒液等を購入する。	市	市	市立小・中学校に通う児童生徒	R2.5.12 ~R3.3.31	8,099千円	【補正】 +6,178千円 ※国補助(1/2) (実質補助は増額され 4,047千円) 学校保健特別対策事業費補助金	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため緊急事態宣言解除後の学校活動に必要な消毒液等を購入した。国の緊急経済対策に伴う補正予算第1号(R2.4.7閣議決定)	保健衛生用品の購入により、感染症対策を徹底しながら教育活動を円滑に継続するための支援ができ、学びの保障につながった。		学務課
10	小学校給食用食材(米・パン・牛乳)納入業者への補償	小学校が休校措置となり給食提供を中止した3月中において、既に発注していた食材の発注に係る人件費等について、市が違約金を支払う。	市	国市	小学校給食物資(米・パン・牛乳)納入業者	R2.3	12,280千円	【補正】 +12,280千円 ※国補助(3/4)	休校措置中の学校給食休止への対応として、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策第2弾」に基づいて学校臨時休業対策費補助金が創設され、給食以外への転売が困難な米飯・パン・牛乳の発注に係る人件費等について補償した。	給食物資の納入を継続することができ、学校給食再開後の学校給食を円滑に実施することができた。		学務課
11	小学校給食調理業務委託料の増額	小学校給食において、長期休業期間が短縮されたことから、増加する調理日数に対応する給食調理業務を委託する。	市	市	小学校給食調理業者	R2.8.1 ~R2.8.16 R2.12.26 ~R3.1.4	14,649千円	地方創生臨時交付金(国) 14,649千円	夏季:8/1~8/16、冬季:12/26~1/4に短縮されたことに伴い、給食日数が17日増加したことによる、追加業務実施にかかる経費の支払い。	学習機会を確保し、学びの保障につながった。	雇用調整助成金を申請している業者への支払は差額を支払った。3/7者(4/15校)、計4,634千円	学務課
12	小・中学校での感染症対策の実施	小・中学校における感染症対策を図るため、換気対策として網戸を設置する。	市	市	児童生徒・学校関係者	R5.4.1 ~R6.3.31	24,929千円	35,100千円 ※国補助(1/2)	感染症流行下において、児童生徒の活動を制限せず、教育活動を継続する体制を確保するため、学校保険特別対策事業費補助金を活用し、感染症対策として換気対策整備を図る。	網戸の設置により、効果的な換気が可能となり、感染症拡大を抑止することができた。		施設課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
13	小・中学校での感染症対策の実施	小・中学校における感染症対策を図るため、保健衛生用品及び換気対策物品の購入を行う。	市	市	市立小・中学校に通う児童生徒	R5.4.1 ~R6.3.31	16,097千円	【補正】 +35,100千円 繰越明許費 (R4→R5) ※国補助(5/10) 学校保健特別対策 事業費補助金	小・中学校の感染予防対策や児童生徒の学習保障を図るため、学校保健特別対策事業費補助金を活用し、保健衛生用品及び換気対策物品の購入を行った。	保健衛生用品及び換気対策物品の購入により、感染症対策を徹底しながら教育活動を円滑に継続するための支援ができ、学びの保障につながった。		学務課
14	小・中学校体育館への空調設備設置	コロナ禍における児童生徒の熱中症対策と避難所機能の強化を図るため、体育館への空調設備設置に向け、全小・中学校の現場調査や事業方式等の検討及び、改修計画を作成する。	市	市	児童生徒・学校関係者・市民	R2.12.1 ~R3.8.31	49,500千円	54,800千円 ※臨時(3/4)	コロナ禍における小・中学校体育館において、平時の授業及び避難所使用時の感染拡大を防止する観点から、マスク着用時の熱中症対策として、空調設備の整備を進め、室内環境の改善を図る。	速やかに全ての小・中学校体育館に空調設備を整備し、室内環境の改善を図る事業を実施するため、具体的な事業方式の検討及び改修計画を作成できたことにより、整備事業の発注を円滑に行うことができた。	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用	施設課
15	小・中学校の空調設備の改修	新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた対策を進めるため、小・中学校の保健室・図書室における空調設備を改修する。	市	市	児童生徒・学校関係者	R3.1.1 ~R3.3.31	15件 12,100千円	13,500千円 ※臨時(10/10)	児童生徒の一時待機場所として活用される保健室等の空調設備が老朽化していることから、空調設備を更新し、保健室等の環境改善を図る。	空調設備の更新により、快適な環境を確保し、感染症拡大防止に向けた対策を進めることができた。	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用	施設課
16	図書館における電子書籍の導入	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、図書館に来館できない、来館しづらい状況となる中、図書館に来館しなくても資料が利用できるようにするため、電子書籍の貸し出しを開始した。	市	市	図書館利用登録者	R2.7.22 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	貸出点数 9,662件 貸出点数 10,932件 貸出点数 9,780件	【補正】 9,952千円 【当初】 2,462千円 【当初】 5,165千円	以前から電子書籍の導入が検討されていたが、新型コロナウイルスの影響により、来館せずに自宅で利用できる電子書籍サービスへのニーズが高まった。	図書館に来館せずに利用できるメリットから当初のコンテンツ利用回転率はライセンス換算で120%となり、来館せずに情報提供ができるという事業目的は概ね達成できた。		中央図書館
17	修学旅行中止に係るキャンセル料への対応	令和2年度の全小・中学校の修学旅行を中止したことに伴い、キャンセル料の取り扱いを市で保障するもの。	市	市	学校	R2.5.1 ~R3.3.31	中学校14校 3,672,142円 ※小学校32校は 代替行事でキャンセル料発生なし	【補正】 3,673千円	当時、大阪府及び本市の感染状況は収束には向かっておらず、修学旅行の行き先県においては、県独自の緊急事態宣言を発出していたり、他府県への移動の自粛を求めているところもあった。 ・市立小・中学校関係者(児童生徒や教職員等)で、保健所から濃厚接触者に指定され、PCR検査を受けた人数が増加していたため、教育委員会と校長会で協議し、令和2年度は全小・中学校で修学旅行の中止を決定した。	各校のキャンセル料の試算を出すため、各旅行会社との調整を行った。財政課と連携し、12月補正予算の対応となり、学校現場だけでは、対応が難しいケースであったが、市として保障することができ、有効な事業であった。		学校教育推進課
18	長期休業期間におけるスクールサポーター等の配置	4,5月に臨時休業期間があったため、授業時数を確保するために、長期休業を短縮したことに伴い、追加の授業日にもスクールサポーターを配置し、児童生徒の学習支援や生活支援を図った。	市	市	児童生徒	R2.6.1 ~R3.3.31	スクールサポーター配置追加分 7月21~31日 (7日間) 8月17~24日 (6日間) 12月25日 (1日間) 1月5~7日 (3日間) 計14,688,960円	【補正】 14,689千円	授業時数の確保のため、長期休業期間を短縮した。追加した授業日にもスクールサポーターを配置し、児童生徒の学習支援や生活支援を行い、児童生徒の心の安定を図る必要があった。	財政課と調整し、追加の授業日についても、スクールサポーターの報酬を支出する対応をとった。コロナ対策の国の補助事業を活用することで、長期休業期間の短縮に伴う追加の授業日にもスクールサポーターを配置する財源を確保し、コロナ禍における子どもたちの支援を充実させることができ、大変有効な事業であった。		学校教育推進課
19	小・中学校教職員へのPCR検査等費用の助成	軽微な症状があるが行政検査の対象外である教職員に対し、PCR検査を実施する。	市	市	市立小・中学校の教職員等	R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	79件 869千円 8件 88千円	【当初】 12,240千円 【補正】 +2,420千円 11,000千円	地方創生臨時交付金を活用し、全庁的(障害福祉課・保育幼稚園事業課等)にPCR検査の補助を行うことになり、教職員課としても、安定した教育体制を確保するため予算計上を行った。	行政検査まで時間がかかる場合に、早期の対応を図ることにより、安定した教育体制を確保することができた。 他の自治体で実施しているところは少なかったため、一定の効果があった。		教職員課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
20	情報教育の推進に向けた取り組み	通信環境が整っていない家庭において、オンライン授業動画の視聴のほか、家庭学習のフォローや生活状況の確認等を行うため、タブレット及びモバイルルータを貸与する。	市	市	市立小・中学生	R2.6	1,800台	46,960千円 18,000千円 ※国補助 (1台上限10千円)	「新型コロナウイルス感染症対策としてのICTを活用した児童生徒の学習活動の支援について(通知)」(令和3年1月7日付け(2文科初第1459号))において、令和2年度補正予算に計上している「家庭学習のための通信機器整備支援事業」を活用して、学校に整備された端末やルーター等の貸出し・持ち帰りを積極的に行うことが示された。	Wi-fi環境が整備されていない家庭を支援する体制を整えることができた。夏季休業中に双方向通信を活用した「オンライン登校日」や「茨木っ子オンラインルーム」を試験実施し、2学期はすべての学校すべての学級で日時を決めてオンラインミーティングを実施し、感染拡大に備えることができた。		教育センター
21	GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台コンピュータの整備	小・中学校において、GIGAスクール構想(1人1台コンピュータの整備)の実現に向けた取組を進めるため、ネットワーク環境等を整備するとともに児童生徒用のタブレット端末を整備する。	市	市	市立小・中学生	R2.9	24,397台	425,395千円	「子供たち一人ひとりに個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて～令和時代のスタンダードとしての1人1台端末環境～」《文部科学大臣メッセージ》(令和元年12月19日)において、12月13日に閣議決定された令和元年度補正予算案において、児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するための経費が盛り込まれた。	令和2年度中にネットワーク環境等を整備するとともに、タブレット端末を整備した。令和3年度4月から市内すべての小・中学校で児童生徒に1人1台貸与して活用を開始するとともに、Wi-fi環境が整備されていない家庭にはモバイルルータを貸与することで、GIGAスクール構想の実現につながった。		教育センター

6. 支払い減免・猶予に関すること

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
1	個人住民税の減免	茨木市市税条例第54条に該当し、失業や休業で所得が著しく減少した人や、疾病等で多額の医療費を要した人への減免	市	市	茨木市市税条例第54条に該当する納税義務者	R2.6.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	87件 76件 46件	-	茨木市市税条例第54条	茨木市市税条例第54条に該当する納税義務者に対し、大きな問題なく減免事務を行うことができた。		市民税課
2	市税の猶予	【徴収猶予の特例】 地方税法の改正(R2.4.30施行)に伴い、新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の影響があった納税者等を対象に徴収猶予の特例制度が新しく設けられたもの。申請期間はR2.4.30~R3.2.1。無担保かつ延滞金なしで最大1年間徴収を猶予できる。 【その他の猶予】 事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、市税を一時的に納付することが困難な納税者等への納税緩和制度	市	国	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、市税を一時的に納付することが困難な納税者等	R2.4.30 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 ※徴収猶予の特例の申請期間はR2.4.30~R3.2.1	397件 454,399千円 17件 8,722千円	-	【徴収猶予の特例】地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第26号)による改正後の地方税法附則第59条の規定による新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例 【その他の猶予】 地方税法15条の1~6	【徴収猶予の特例】全国共通様式やQ&Aが直前にてきたため、事務手順の整理や職員研修、ホームページへの掲載を急ぎ行った。最初は審査内容等不慣れな部分もあり時間を要し、内容の変更等があり翻弄されたが、後半は順調に進めることができた。 【その他の猶予】 通常業務どおり進めることができた。		収納課
3	介護保険利用者負担額の減免	新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅に収入が減少した人を支援するため、介護保険利用者負担額の軽減を行う。	市	国	要介護等被保険者・第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人で、事業の廃止や失業等の理由で、大幅に収入が減少した方	随時	0件	-	介護保険法第50条、60条に定められている制度	新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする当該制度の利用はなかった。		長寿介護課
4	介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症の影響で、大幅に収入が減少した人を支援するため、介護保険料の軽減を行う。	市	国	介護保険被保険者	R2.3.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	R1 98人 931,025円 R2 103人 5,731,826円 53人 3,248,939円 36人 2,655,989円	-	国から「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援について(令和2年4月9日付)」の通知があり実施した。令和2年以降も同様。	国からの通知に基づき概ね順調に申請受理及び決定通知を行うことができた。		長寿介護課
5	介護保険料の徴収猶予	やむを得ず介護保険料の支払いが遅延する人への徴収猶予	市	国	要介護等被保険者・第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する人で、事業の廃止や失業等の理由で、大幅に収入が減少した方	随時	0件	-	介護保険法第142条に定められている制度	新型コロナウイルス感染症の影響を理由とする当該制度の利用はなかった。(徴収猶予よりも、減免申請をされた)		長寿介護課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
6	国民健康保険料の減免	新型コロナウイルス感染症により死亡した人又は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少し保険料を納付することが困難な人への減免	市	国	国民健康保険加入者	令和2年2月1日から令和5年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている保険料	【R元年度分】 794件 30,799千円 【R2年度分】 967件 206,232千円 【R3年度分】 590件 115,708千円 【R4年度分】 247件 58,826千円	-	「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険料(税)の減免に対する財政支援の基準について」(R2年5月1日付厚生労働省事務連絡)を受け、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した茨木市国民健康保険の被保険者等に係る国民健康保険料の減免の特例に関する要綱を制定した。	国及び広域連合の通知に基づき、概ね順調に申請受付及び決定通知を行うことができた。	国の財政支援終了に伴い、減免措置はR4年度相当分の保険料をもって終了。	保険年金課
7	後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナウイルス感染症により死亡した人又は新型コロナウイルス感染症の影響により収入が大幅に減少し保険料を納付することが困難な人への減免	市 広域連合	国 広域連合	後期高齢者医療制度被保険者	令和元年度分(R2.2~R3.3) 令和2年度分(R2.4~R3.3) 令和3年度分(R3.4~R4.3) 令和4年度分(R4.4~R5.12)	[R2年度] 61件(うちR元年度分28件、R2年度分33件) 3,782千円(うちR元年度分554千円、R2年度分3,228千円) [R3年度] 47件 (R3年度分) 4,814千円 [R4年度] 59件 (R4年度分) 6,016千円 [R5年度] 3件 (R4年度分) 194千円 (11/30時点)	-	「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る後期高齢者医療保険料の減免に対する財政支援の基準等について」(R2年4月8日付厚生労働省事務連絡)を受け、大阪府後期高齢者医療広域連合において「新型コロナウイルス感染症の影響に係る後期高齢者医療保険料の減免の特例に関する規則」(施行日R2年2月1日)を制定した。	申請書受付及び決定通知書の発送を茨木市が行い、申請書の審査及び減免決定は大阪府後期高齢者医療広域連合が行った。 国及び広域連合の通知に基づき、概ね順調に申請受付及び決定通知を行うことができた。	国の財政支援終了に伴い、減免措置はR4年度相当分の保険料をもって終了。 (申請期限R5.12.31)	保険年金課
8	国民健康保険料の納付猶予	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を一時に納付することが困難な人への猶予	市	市	国民健康保険加入者	R2.3~R5.3	令和元年度 2件 令和2年度 125件	-	「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」(令和2年3月6日付け総務省第28号総務省自治税務局長通知)を受け地方税の猶予に準じた取り扱いを行った。	感染流行初期において申請を受け付け、計画的な納付を進めていただくことの助けとなった。	分割納付等、通常の納付相談による対応が可能であるためR4年度をもって終了。	保険年金課
9	後期高齢者医療保険料の納付猶予	事業の継続が難しくなった、収入が大幅に減少した等の理由により、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料を一時に納付することが困難な人への猶予	市	市	後期高齢者医療制度被保険者	R2.3~R5.3	0件	-	「新型コロナウイルス感染症の発生に伴い納税が困難な者への対応について」(令和2年3月6日付け総務省第28号総務省自治税務局長通知)を受け地方税の猶予に準じた取り扱いを行った。	実績はなかったが、感染症の影響を受けた被保険者に対し相談が可能であることの周知ができた。	分割納付等、通常の納付相談による対応が可能であるためR4年度をもって終了。	保険年金課
10	国民年金保険料の免除等	失業、事業の廃止(廃業)・休止の届出を行った、又は令和2年2月以降に所得が相当程度まで下がったことにより、国民年金保険料の納付が困難な人への免除等	-	国	国民年金被保険者	令和元年度分(R2.2~R2.6) 令和2年度分(R2.7~R3.6) 令和3年度分(R3.7~R4.6) 令和4年度分(R4.7~R5.6)	[R2] 404件 [R3] 209件 [R4] 126件 [R5] 28件 (11/30時点受付件数)	-	「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月20日閣議決定)を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等について」(令和2年4月23日年管管発0423第5号厚生労働省年金局事業管理課長通知。)において、「国民年金保険料の免除等の申請及び適用を行うことができる」とされた。	国の通知に基づき、概ね順調に申請受理を行うことができた。		保険年金課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
11	小学校給食費の無償化	<p>R2.6~R3.3 小学生がいる子育て世帯における保護者の経済的負担を軽減するため、児童の小学校給食費を無償化する。</p> <p>R3.8~R4.3 小学生がいる世帯において、生活・就労面等の影響が生じていることを踏まえ、小学校給食費を無償化する。</p> <p>R4.4~R5.3 小学生がいる世帯において、コロナ禍における物価高騰等に直面する保護者の負担軽減を図るため、小学校給食費を無償化する。</p>	市	市	小学生がいる世帯における保護者	<p>R2.6~R3.3</p> <p>R3.8~R3.12</p> <p>R4.1~R4.3</p> <p>R4.4~R4.7</p> <p>R4.8~R5.3</p>	<p><対象者数> 16,296人 <対象日数> 1~5年生:182日 6年生:179日</p> <p><対象者数> 16,112人 <対象日数> 1~6年生:76日</p> <p><対象者数> 16,117人 <対象日数> 1~5年生:47日 6年生:45日</p> <p><対象者数> 16,261人 <対象日数> 1年生:59日 2~6年生:65日</p> <p><対象者数> 16,261人 <対象日数> 1~5年生:129日 6年生:126日</p>	<p>【補正】 △678,562千円 地方創生臨時交付金 (国) 478,423千円</p> <p>【補正】 △268,829千円</p> <p>【補正】 △165,824千円 コロナ対応地方創生臨時交付金 (国) 56,501千円</p> <p>【補正】 △228,182千円</p> <p>【補正】 △458,861千円 コロナ対応地方創生臨時交付金 (国) 601,250千円</p>	新型コロナウイルス感染症拡大による小学生がいる子育て世帯における保護者への、経済的負担軽減のため実施した。	コロナ禍における小学生がいる世帯の保護者の経済的負担を軽減した。		学務課
12	保育所等の利用者負担額の減免	<p>市内に居住している支給認定子どもが、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、家庭保育に協力し、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用をしていない世帯</p> <p>減免額: 3号認定子どもの利用者負担額×その月の休園日数/25日</p>	国 府 市	市	保育所等利用世帯	<p>R2.3.1 ~R2.3.31</p> <p>R2.4.1 ~R3.3.31</p> <p>R3.4.1 ~R4.3.31</p> <p>R4.4.1 ~R5.3.31</p>	<p>2,452件 27,317千円</p> <p>8,670件 149,831千円</p> <p>12,621件 142,734千円</p> <p>5,324件 30,168千円</p>	—	<p>・令和2年2月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」(内閣府)</p> <p>・茨木市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則第5条の利用者負担額等の減免に関する別表の「市長が特に必要があると認めた場合」及び茨木市待機児童保育室条例施行規則第8条第1項第3項の「市長が特に必要があると認めた場合」とし、減額措置を実施した。</p>	対象の世帯に利用者負担額の減免を実施できた。減免事務が入所事務の繁忙期と重なり事務が輻輳し、一部で額の認定の誤りがあった。後日追加徴収や返還の事務が発生した。	歳入予算科目より還付	保育幼稚園事業課
13	公立保育所等の主食費、副食費、月額延長保育料の減免	<p>市内に居住している支給認定子どもが市内の公立保育所等を利用しており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、家庭保育に協力し、公立保育所等の利用をしていない世帯の公立保育所等を1日以上利用していない児童の主食費用、副食費用及び月額延長保育料を減免するもの。減免額:主食費用、副食費用及び月額延長保育料×その月の休所日数/25日</p>	国 府 市	市	公立保育所利用世帯	<p>R2.3.1 ~R2.3.31</p> <p>R2.4.1 ~R3.3.31</p> <p>R3.4.1 ~R4.3.31</p> <p>R4.4.1 ~R5.3.31</p>	<p>468件 4,241千円</p> <p>1,488件 10,788千円</p> <p>2,448件 23,206千円</p> <p>671件 5,061千円</p>	—	<p>・令和2年2月27日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」(内閣府)</p> <p>・茨木市特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則第5条の利用者負担額等の減免に関する別表の「市長が特に必要があると認めた場合」及び茨木市待機児童保育室条例施行規則第8条第1項第3項の「市長が特に必要があると認めた場合」とし、減額措置を実施した。</p>	対象の世帯に利用者負担額の減免を実施できた。減免事務が入所事務の繁忙期と重なり事務が輻輳し、一部で額の認定の誤りがあった。後日追加徴収や返還の事務が発生した。	歳入予算科目より還付	保育幼稚園事業課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
14	学童保育室利用料の減額	新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止することを目的に、家庭保育に協力、又は、新型コロナウイルス感染症に感染若しくは感染疑いがある場合等で、学童保育室を欠席、又は、登室自粛した場合、欠席日数に応じて学童保育室利用料を減額するもの。	市	市	学童保育室に入室しており、新型コロナウイルス感染症に関する理由で学童保育室を欠席した児童がいる世帯。	R2.3.1 ~R2.3.31 R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	1,786件 7,154千円 6,487件 32,019千円 9,789件 32,710千円 644件 1,552千円	-	内閣府及び厚生労働省から送付された「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて」において、保育所の利用者負担額等の減額に関する対応が示されたことから、保育所における対応と合わせて、学童保育室利用料の減額措置を開始した。	児童の欠席日数に応じて利用料を減額する事務処理は時間と労力を要するものであったが、登室を自粛することで利用料が減額されることから、児童の登室率を抑えることができ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に寄与することができた。	利用料納付があったものを選付しているため予算額なし。	学童保育課
15	母子父子寡婦福祉資金貸付の償還金の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により、支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、その支払いを猶予するもの。	市	府	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦 など	-	-	-	-	-	大阪府の貸付制度(継続事業)のため、「-」表記となっているか所がある。	こども政策課
16	水道料金と下水道等使用料の支払猶予	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、一時的に水道料金・下水道等使用料の支払が、困難な利用者を対象として、水道料金・下水道等使用料の支払猶予の措置を実施するもの。	市	国	水道料金・下水道等使用料の支払が、一時的に困難な方	R2.5.1 ~R5.5.7	43件 475,745円	-	「新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた方々に対する公共料金の支払猶予について」(令和2年3月19日総務省自治財務局公営企業課長通知)において、水道・下水道等の公共料金の支払猶予に係る要請があったことから実施した。	コロナ感染症が拡大する前から、生活困窮全般の支払猶予の相談・申請等の対応を行っていたので、概ね困難なく業務を達成した。		営業課
17	国民健康保険料の減額	【令和2年度】 国民健康保険加入世帯の保険料負担を軽減するため、繰越金を緊急的に活用し、保険料(年額)を昨年度並みに減額する。 【令和3年度、令和4年度】 コロナ禍における国民健康保険加入世帯の保険料負担を軽減するため、繰越金を緊急的に活用し、保険料(年額)の上昇を抑制する。	市	市	国民健康保険加入者	令和2年度~令和4年度の保険料	1人当たり保険料 【R2年度】 <軽減前> 160,230円⇒ <軽減後> 146,310円 【R3年度】 <軽減前> 163,024円⇒ <軽減後> 149,347円 【R4年度】 <軽減前> 168,844円⇒ <軽減後> 157,304円	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が多岐に及んでいる現状から、国保被保険者の保険料負担を軽減するため、緊急的に実施した。	令和2年度においては、前年度並みの保険料率とすることができ、また令和3年度及び令和4年度においても、保険料上昇を抑制することができ、おおむね保険料の負担軽減を図ることができた。		保険年金課
18	下水道等使用料の減額	一般家庭における日常生活を支援するため、下水道等使用料のうち基本料金を定額で減額 (7、8月検針時において一般家庭の基本料金の1か月分(基本料金の半額相当を2か月分)550円)	市	市	全契約者	R2.7月・8月の検針分	132,585件 72,922千円	【令和2年6月補正】 70,000千円	新型コロナウイルス感染拡大のため緊急事態宣言が延長され、外出自粛要請等で在宅期間が長くなったことから、一般家庭の日常生活を支援するため、下水道等使用料を定額で減額した。	府下でも例外的に水道料金に併せて下水道等使用料の基本料金を減額し、感染拡大期から回復準備期へと移行する中で、広く一般家庭の日常生活の支援ができた。	補正予算不足額は予算科目である繰出金の中で調整	下水道総務課
19	水道料金の減額	一般家庭の日常生活を支援するため、水道料金のうち基本料金を定額で減額。 (7、8月検針時において一般家庭の基本料金の1か月分(基本料金の半額相当を2か月分)935円)	市	市	全契約者	R2.7月・8月の検針分	136,579件 127,702千円	【令和2年6月補正】 128,000千円	新型コロナウイルス感染拡大のため緊急事態宣言が延長され、外出自粛要請等で在宅期間が長くなったことから、一般家庭の日常生活を支援するため、水道料金を定額で減額した。	感染拡大期から回復準備期へと移行する中で、広く一般家庭の日常生活の支援ができた。		営業課
20	水道料金の免除	一般家庭の日常生活を支援するため、水道料金のうち基本料金2か月分を免除。(口径30mmまで)	市	市	一般家庭(口径限定)	R5.1月・2月の検針分	135,949件 221,859千円	【令和4年12月補正】 235,700千円	コロナ禍における物価高騰により、一般家庭の負担が増加していることから、一般家庭における日常生活を支援するため実施。	検針時に「基本料金の免除チラシ」をポスティングするなど、多くの媒体で周知に務め、十分な効果が得られた。	全額国庫補助	営業課

7. 期間の延長に関する支援

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
1	法人市民税申告期限の延長	新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な法人の届出の延長	市	国	法人市民税申告法人	R2年度 R3年度 R4年度 R5年度	386件 140件 96件 8件	-	令和2年4月21日付け総務省自治税務局企画課事務連絡により、国税における取扱いに準じて、新型コロナウイルス感染症の影響により、期限までに申告等が困難な法人のために、簡易な方法による個別の申告・納付期限延長を認めるよう通知があった。	新型コロナウイルス感染症により法人業務の縮小や決算作業の遅延等の理由で、期限までに申告・納付が難しい法人に対して一定の救済ができたものと評価できる。一方で、申告・納付期限延長を適用させるために、基幹税務システムへの入力点検等の作業が新たに発生し、法人市民税の賦課業務に一定の支障が生じた。	R5.5.8から5類感染症に変更され、国税における取扱いが一部見直されたことにより、本市においても、法人が税務署に提出した「災害による申告・納付等の期限延長申請書」を申告書に添付することによって、個別指定による申告・納付期限の延長申請を引き続き受け付けている。	市民税課
2	自転車駐車場の定期利用券の有効期間の延長	市営駐車場の定期利用者に対して、指定の必要書類を自転車駐車場に提出することにより、使用しなかった月数に応じて、定期券の有効期間を無償で延長する。	市	市	市営駐車場定期利用者	R2.4.8 ~R2.5.31	983件 (自転車955件、 原付18件、 自動二輪10件) 1,846,855円	-	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「緊急事態宣言」に基づき、大阪府からの施設の利用制限等の要請により、一定期間以上市営駐車場を利用しなかった定期券利用者の方(自動車を除く。)への対応を図った。	公平、公正に判断するため、無償延期の条件設定に苦慮した。他の自治体で実施しているケースは少なかった。学生を主体に、一般の利用者も条件付きで対象としたが、想定よりも少なかった。		交通政策課
3	保育所等の休園協力要請期間	新型コロナウイルス感染拡大防止のための家庭保育の協力要請期間を令和2年6月30日まで延長 施設での保育集団の小規模化を行い感染症のまん延防止を図るとともに、保育士の確保を図ることを目的とするもの	市	市	各保育施設及び各利用者	R2.3.1 ~R2.6.30	文書にて各施設に通知	-	新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、当初3月末までとされていた休園協力要請期間の延長を決定。合わせて、休園等の協力をいただいた方の利用者負担額につきましては、登所、登園日数に応じて日割り計算し、減免対応とすることを通知。	家庭保育への協力を得たことで、感染拡大防止において一定の効果があつたものと考えられる。		保育幼稚園事業課
4	児童扶養手当の認定請求書等届出	ひとり親になったこと等で、児童扶養手当を申請する人の届出の延長	市	国	児童扶養手当の認定請求書等申請者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者	-	-	-	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、受給資格者が外出を控える等した結果、認定請求等することができない場合には、個別の事情を考慮して、弾力的な対応をするよう、国からの事務連絡により周知されたもの。	-		こども政策課
5	児童手当の認定請求書等届出	出生・転入で、児童手当を申請する人の届出の延長	市	国	児童手当の認定請求書等申請者で、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた者	-	-	-	新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図る観点から、受給資格者が外出を控える等した結果、認定請求等することができない場合には、個別の事情を考慮して、弾力的な対応をするよう、国からの事務連絡により周知されたもの。	-		こども政策課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
6	住宅用太陽光発電システム等設置事業補助制度の申請期限の延長	<p>家庭での新エネルギー及び省エネルギー機器の普及を促進し、もって地球温暖化に影響を及ぼす二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的に以下の設備を自宅に設置した個人に設置費用の一部を補助する。【対象設備】①住宅用太陽光発電システム ②①と同時期に設置の家庭用燃料電池(エネファーム) ③自然循環型太陽熱温水器 ④強制循環型ソーラーシステム ⑤蓄電システム</p> <p>【補助金額】①出力1キロワット当たり1万2500円(上限4キロワット) ②④⑤上限4万円 ③上限3万円</p> <p>【申請期間】対象システムを設置後(①住は電力受給後)6か月以内。ただし、緊急事態宣言期間中に申請期限が到来した場合は、R2.7.31までに限り申請を受け付ける。</p>	市	市	住民基本台帳に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者で新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施のため、やむを得ず申請期限までに申請ができない者	R2.4.10 ~R2.7.31	1件	-	住宅用太陽光発電システム等の補助金交付申請では、期限までに直接持参して提出することとされていた。新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の実施のため、やむを得ず申請期限までに来庁することができない事由があると認められる場合、期限到来後も申請できる特例措置を設けることとした。	申請期限の延長を図ることで、新型コロナウイルス感染症により、申請期限までにやむを得ず申請できない者に対し、対応ができた。		環境政策課

8. その他事業

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
1	茨木市新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対する買物等支援サービス事業	新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対して、自宅療養期間中の生活不便を支援するための事業である。	市	市	新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者	R3.3.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	0件 96千円 95件 940千円 126件 745千円	【補正】734千円 【当初】1,703千円 【流用】-500千円 【当初】619千円 【流用】+357千円	新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、自宅での療養者が増えたため、買い物代行や薬の受け取り代行により生活支援を行うとともに、療養者の外出に起因する感染拡大を防ぐために事業を実施した。	自宅療養者のニーズに合わせ、自宅療養支援パックでは入手できない生鮮食品等の購入や薬の受け取り代行をすることで、療養者の生活支援につながった。 また、自宅療養者支援センターで事業の周知を図ることにより利用者の増加につなげることができた。		地域福祉課
2	茨木市新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対する日用品・食料品・乳幼児食等の配達支援事業	新型コロナウイルス感染症陽性者又は濃厚接触者認定者に対して、在宅療養期間中等における生活に係る不安や負担を軽減するため、自宅療養支援パック(日用品・食料品・乳児食等)の配達支援を行う。	市	市	①自宅で療養を行う新型コロナウイルス感染症陽性者②自宅で健康観察を行う新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者	R3.3.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	99人 1,013千円 8,560人 88,603千円 18,689人 183,517千円	【2月補正】2,883千円 【当初】11,346千円 【補正】31,720千円 【流用】45,537千円 【当初】25,066千円 【補正】166,018千円	自宅療養期間に対する不安や負担を軽減するとともに、買物等の生活不便を支援し、外出に起因する感染拡大を防ぐため、新型コロナウイルスの陽性者及び濃厚接触者への自宅療養支援パックの配達支援を実施することとした。	事業開始時、「支援パック」「買物代行」等の支援サービスについて、府内では前例がない状況での実施であったが、感染が拡大した際にも、自宅療養者に迅速かつ円滑に支援物資を届けることができた。 また、支援サービス利用者にアンケートを実施し、物品の見直し等を行った結果、利用した97%以上の世帯から「とても満足」「満足」と回答があり、事業目的を達成することができたと考えている。		福祉総合相談課
3	茨木市新型コロナウイルス感染症自宅療養者支援センター	【目的】新型コロナウイルス感染症による自宅療養者である市民の不安の解消を図るため、生活サポート並びに健康相談を実施するもの 【内容】新型コロナウイルス感染症による自宅療養者の困りごとの把握と相談・支援	市	市	新型コロナウイルスに感染し、保健所などから自宅療養を指示された市内在住の方	R3.12.13 ~R4.3.31 R4.4.1 ~R5.3.31	発信1,653件 問合せ件数 2,169件 発信3,855件 問合せ件数 6,860件	-	府保健所が持つ新型コロナウイルス感染症者の個人情報をもとに提出することが可能となったことから、自宅療養中である市民の不安解消を図るため、今まで実施していた支援パック・買物代行等の提供に加え、安否確認や困りごとへの対応など、生活面での支援を充実していくこととした。	国・府において、基準などが変化するため、制度変更への対応が常に求められた。 本市独自の取組であるセンターを福祉総合相談課内に設置したことにより、感染拡大時に職員応援体制を迅速に整えることができた。また、なかなか連絡を取ることのできない方への安否確認等の緊急対応が必要な場合、保健所との連携により、迅速な支援対応ができた。		福祉総合相談課
4	茨木市新型コロナウイルス感染症による自宅療養者へのごみ収集支援事業	新型コロナウイルス感染症により、自宅療養をされている世帯の在宅生活負担を軽減するため、戸別にごみの収集を行う。	市	市	市内に居住し、世帯全員が保健所による次の外出制限を受けており、家庭からのごみなどをごみ集積場所まで持ち出すことが困難な世帯 (対象者) ・検査結果が陽性で、自宅療養となっている者 ・濃厚接触者となり、外出制限を受けている者	R3.12.13 ~R5.3.31	申込世帯数 123世帯 収集回数 117回	-	外出が制限される自宅療養者の増加に伴い、その生活の安定と不安の解消を図ることを目的に、茨木市自宅療養者支援センターを設置の下、ごみの戸別収集など、必要な支援を提供することとした。	実施期間における申込・収集時においては、輻輳することなく、申込者の収集希望日に概ね沿うことができ、順調に推移したことから、当初の目的は達成できたと考えている。 また、感染力が強く、拡大する状況下において、収集員が廃棄物からも感染した事例もあるため、実施にあたっては、通常業務も含めた業務全体を継続する観点から、職員の健康管理など、その感染予防対策を講じる必要がある。		環境事業課
5	新型コロナウイルス感染症対策に係る災害用備蓄品の充実	災害時の避難所において集団感染が発生しないよう、感染症予防対策の備蓄品を早期に充実を図る。 R2整備品:消毒液、段ボールベッド、マスク、使い捨て手袋、ペーパータオル R3整備品:ウェットティッシュ、ブルーシート	市	市	指定避難所への避難者、在宅避難者等	R2.4.1 ~R3.3.31 R3.4.1 ~R4.3.31	6,971千円 1,893千円	7,880千円 2,679千円	令和2年4月以降、国(内閣府、消防庁、厚生労働省)からの通知に基づき、災害時の避難所において集団感染が発生しないよう、備蓄の増強を迅速に行う必要があるため、感染症予防対策の備蓄品の充実を図った。	ガイドライン等に基づく感染症予防対策物品を全指定避難所75か所の倉庫内に配置できた。配置後、感染症予防対策を踏まえた避難所運営を行ったが、職員、避難者も含め、り患者は発生しなかったことから、事業目的は概ね達成できた。		危機管理課
6	特別職の給与の引き下げ	新型コロナウイルス感染症拡大の対応として、特別職の給与費等を削減するもの。 (給料月額を20%減額)	市	市	特別職(市長・副市長・教育長・常勤の監査委員)	R2.6~R3.3	△9,515千円	△9,234千円	新型コロナウイルスの感染拡大を受け、緊急事態宣言後、多くの市民の生活に種々の影響が出ている等の社会情勢を考慮し、特別職の職員の給与を引き下げることとした。	特別職の職員の給与を総額915万5千円減額した結果、新型コロナ対策費等、他事業の予算に流用することができた。		人事課
7	職員用のサージカルマスク等の購入	新型コロナウイルス感染症予防のため、窓口等で市民と対応する職員に対して配布するマスク等を購入するもの。	市	市	窓口対応職員、保育士、幼稚園教諭、学童保育指導員	R2.6~R5.5	配布枚数マスク 83,400枚 当て布 88,770枚	【補正(R2.6補正)】+1,875千円 【当初(R3)】750千円 【当初(R4)】176千円 【当初(R5)】36千円	令和2年2月25日付で国において決定された新型コロナウイルス感染症対策の基本方針等を受け、窓口業務に従事する職員に対してマスク着用を義務化するため、マスク等を購入することとした。	市中のマスクの流通量が少ない中でも職員のマスク着用を徹底することができ、来庁者等への感染拡大の防止や職場内でのクラスターの発生防止等、市の円滑な業務遂行に寄与したものと考える。		人事課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
8	窓口業務におけるキャッシュレス決済の推進	コロナ禍における新しい生活様式への対応や業務の効率化を図るため、各種証明書発行手数料や市営葬儀使用料の支払にキャッシュレス決済を導入する	市	市	市民等 (市民課・市民税課窓口において、各種証明書等交付手数料や市営葬儀等使用料等を支払う市民等)	R3.2~	R2 市民課:771件 市民税課:53件 R3 市民課:6,389件 市民税課:786件 R4 市民課:7,360件 市民税課:1,065件	R2 【手数料】 68千円 【導入・維持管理費】 1,224千円 R3 【手数料】 2,267千円 【維持管理費】 234千円 R4 【手数料】 1,169千円 【維持管理費】 425千円	新型コロナウイルス感染症拡大防止における「新しい生活様式」の実践に向け、接触機会の抑制に資する取組として市民課窓口等におけるキャッシュレス決済を導入することとした。	キャッシュレス決済の利用件数は、導入後、増加傾向にある。コロナ禍の影響で加速したDXの取組としてキャッシュレス決済の市民ニーズも高まっている中、他自治体と比較して早期に導入することができた。 キャッシュレス決済を導入したことで、新型コロナウイルス感染拡大の防止に寄与することができた他、市民一人ひとりのニーズに合致した支払方法を確立したことで、窓口業務の利便性向上を図ることができた。	さらなるキャッシュレス決済拡大の検討を進めている。	市民課 市民税課 政策企画課
9	行政手続のオンライン化の推進	コロナ禍における新しい生活様式への対応を図るため、電子申請システムの活用により各種行政手続をオンライン化する。	市	市	市民等	R3.6.1~	オンライン化済 手続数 令和3年度末 304手続 令和4年度末 482手続	令和3年度 【当初】3,576千円 【補正】-2,682千円 (府補助446千円) 令和4年度 2,684千円	新型コロナウイルスの感染拡大を契機として令和2年10月に行った「茨木市DX推進に関する宣言」において、「ICTの徹底活用により、時間や場所にとらわれない行政手続を実現する」ため、重点的取組分野の1つとして掲げた「行かなくてもいい市役所」の取組として実施した。	電子申請システムの機能の拡充や茨木市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の制定等によりオンライン化の支障となる課題への対応を図りながら、令和4年度末現在で54%の手続のオンライン化を実現し、概ね順調に進んでいる。	「R5年度」 決済が必要な手続・請求事務に係る手続のオンライン化を進める。	DX推進 チーム
10	公共施設の貸室等におけるWi-Fi型スマートロックのモデル導入	新型コロナウイルス感染症対策における接触機会の抑制及び貸室利用に係る利用者利便性及び事務効率の一層の向上を図るため、施設予約システムと連携したWi-Fi型スマートロックをモデル導入するもの。 【対象施設】①春日コミュニティセンター②三島コミュニティセンター	市	市	春日コミュニティセンター及び三島コミュニティセンターの貸室利用者	R3.8.25~	【利用件数】 令和3年度 1,393件 令和4年度 4,473件 令和5年度 (10/20時点) 2,712件 【補正】 12,556千円 システム改修費、機器設置等	①新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、「新しい生活様式」の実践として身体的接触機会を抑制すること。 ②コミュニティセンターでは、午後に職員が常駐しておらず、鍵の受渡のため、利用日当日の午前中の来館が必要であり、利用者の利便性を向上させること。 以上の2点から導入した。	公共施設における館全体のスマートロックの導入事例は全国的にもほとんどなく、事業者もノウハウが無いため、再々にわたり、事業者や施設管理者と運用内容の整理を行った。また、施設管理者に対して十分研修を行うとともに、チラシを作成の上、利用者へ周知を行い、円滑な導入に努めた。 利用者・施設管理者双方ともスマートロックに対して好評であるため、順次導入施設を拡充予定であり、モデル導入事業の目的は概ね達成できた。	【拡充施設】 「R5年度」 ・沢池コミセン ・おにクル 「R6年度以降」 年度当たり2~3施設程度の拡充予定	財産活用 課	
11	公共施設におけるWi-Fi環境の整備	コロナ禍に対応した行政サービス水準の向上のため、貸室を有する公共施設の館内無線LAN化及びモバイルWi-Fiルーターの無料貸出により、Wi-Fi環境の整備を行うもの。	市	市	・貸室を有する公共施設の利用者 ・施設主催事業参加者	R3.4.12~	・館内無線LAN化:4施設 ・モバイルWi-Fiルーター:47施設に75台配備	【補正】 ・館内無線LAN化(修繕料):17,263千円 ※施設所管課予算 ・モバイルWi-Fiルーター(通信運搬費):150千円※R3年度以降は1,488千円	コロナ禍において、本市の貸室等へのICTを活用した新たなニーズ(オンライン講座や会議、リモートワーク、ネット配信等)の高まりがみられることから、館内無線LAN化及びモバイルWi-Fiルーターの貸出等により、Wi-Fi環境の整備を行った。	モバイルWi-Fiルーターの貸出は2年間のトライアル事業の位置付けで導入したため、すべての利用者を対象にアンケートを行った。99%の利用者がモバイルWi-Fiルーターの貸出により、貸室の利用機会が増えること、また、事業継続を希望するとのアンケート結果を受け、令和5年度以降についても台数を精査した上で、貸出事業を継続することとした。	災害時には避難所運営等に活用している。	財産活用 課
12	庁内におけるICT環境の充実	コロナ禍に対応した業務体制の確保及び業務の効率化等を図るため、チャットツールや各種オンライン会議ツール、リモートワーク等が行えるICT環境の構築を行うもの。	市	市	職員	R3.4.1~	34,425千円	R3 60,061千円 ※国補助(10/10)	コロナ禍における新しい生活様式に対応した、業務体制の確保と業務の効率化等を図るため、Web会議やリモートワーク等が行えるICT環境を整備・充実することとした。	職員のワークスタイルについてデジタル化をすすめる、接触機会の抑制や新しい生活様式への対応、行政の業務体制の確保等に資する環境を整備することができた。		情報システム課

NO.	支援制度名	事業等概要	実施主体	事業等決定主体	対象者	対象期間	実績等	予算額	業務導入の経緯(実施根拠等)	業務の評価	備考	担当課
13	デジタル活用支援窓口	接触機会の低減など、新型コロナ対策に効果的なデジタル行政サービスの利用促進を図ることを目的とし、デジタル機器の活用について気軽に相談できる窓口を市役所内(南館1階)に定期的に設置するもの。	市	市	市民	R3年度 R4.1.17 ~3.14 ※毎週月曜日に実施(全9回) R4年度 R4.10.3 ~R5.3.27 ※毎週月曜日(祝日の場合は翌日)に実施(全25回)	R3年度 延べ利用者数 129人 負担金495千円 R4年度 延べ利用者数 603人 委託料1,733千円	R3年度 既定予算で対応 R4年度 2,119千円	新型コロナウイルスの感染拡大を契機として令和2年10月に行った「茨木市DX推進に関する宣言」において、ICTの徹底活用により、時間や場所にとられない行政手続を実現することとした。ICTの活用を推進するにあたり、デジタル機器の使用が苦手な方を支援する施策として、本事業を実施するに至った。	コロナ禍における新しい生活様式への対応に不可欠となるデジタル機器の使用における疑問を解消することが難しい中で(教えてくれる人が身近にいない:85%*)、高い満足度(5段階評価の4以上:97%*)を得ており、デジタル機器の積極的な使用を促す機会とすることができた。 ※令和4年度利用者アンケート	令和3年度は「デジタル専門人材による地方創生の推進に関する連携協定」における取組の一環として試験実施。	DX推進チーム
14	市民体育館第5体育室への換気機能付き空調設備の設置	新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、密閉を避けるために市民体育館第5体育室に空調設備を設置するもの。	市	市	市民体育館第5体育室	契約期間: R2.10.5 ~R3.1.31	9,680千円	【補正】5,000千円 ※国補助(3/10)	新型コロナウイルス感染症によるスポーツ施設の閉鎖などにより、市民の運動する機会が失われた。感染症の状況をみながら施設を開設する際に、安全にスポーツを楽しんでもらえるよう、屋内施設でも3密対策を確保する必要があったため、空調設備の設置を決定した。	スポーツ庁による交付金「安全で安心してスポーツができる体育館・武道場の施設整備(学校施設環境改善交付金)」を活用したが、初めての申請手続きであったため、関係機関への確認等に時間を要した。施設の全館空調及び照明の改修工事と同時期に本修繕を行ったことにより、工事担当課や業者等との調整を要したが、コロナ禍においてもスポーツを取り組む環境が整備できた。		スポーツ推進課
15	西河原公園屋内運動場への換気設備の設置	新型コロナウイルス感染拡大の防止対策として、密閉を避けるためにエアークリーンファンを設置し、滞留空気を誘引・搬送することで効率的に換気を行う。	市	市	西河原公園屋内運動場	契約期間: R2.10.5 ~R3.1.31	9,350千円	【補正】10,000千円 ※国補助(3/10)	新型コロナウイルス感染症によるスポーツ施設の閉鎖などにより、市民の運動する機会が失われた。感染症の状況をみながら施設を開設する際に、安全にスポーツを楽しんでもらえるよう、屋内施設でも3密対策を確保する必要があったため、換気設備の設置を決定した。	スポーツ庁による交付金「安全で安心してスポーツができる体育館・武道場の施設整備(学校施設環境改善交付金)」を活用したが、初めての申請手続きであったため、関係機関への確認等に時間を要した。設備の設置をしたことにより、効率的な換気を図ることができた。		スポーツ推進課
16	保険料に係るキャッシュレス決済の導入	国民健康保険料において、スマートフォンのアプリケーションを利用したモバイル収納等を導入することで、新しい生活様式への対応を行う。	市	市	国民健康保険加入者	R3.6~	令和3年度 5,596件 令和4年度 10,129件	-	-	コロナ対策としての効果だけでなく、キャッシュレス化の流れにも対応し、市民の利便性が大きく向上した。		保険年金課
17	公園及び児童遊園の修繕対応	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため「緊急事態宣言」が発出された中、公園利用者が増加傾向にあり、都市公園・児童遊園等の適正な維持管理に努め、利用者の安全性を確保するもの。	市	市	市民	R2年度 R3年度	修繕料 19,094千円 修繕料 25,829千円	【補正】19,094千円 【補正】25,829千円	新型コロナウイルスにおいて「緊急事態宣言」が発出された中、公園利用者が増加傾向にあり、公園及び児童遊園の遊具等施設の適正な維持管理のためブランコ等遊具の修繕を行った。	市内の都市公園及び都市緑地225か所、児童遊園229か所の公園遊具等の部材の交換・補修等修繕を速やかに実施できたことから、遊具等の瑕疵による事故等の発生には至らず、施設の適正な維持管理を行うことができた。		公園緑地課
18	議員報酬の減額	財源確保のため、令和2年6月から令和3年1月まで及び令和3年4月から令和3年11月までの間、議員報酬を減額した。	市	市	市議会議員	R2.6.1 ~R3.1.30 R3.4.1 ~R3.11.30	(20%減額) △29,879千円 (5%減額) △7,500千円	【補正】 △30,000千円 【補正】 △7,000千円	令和2年第3回茨木市議会臨時会及び令和3年第2回茨木市議会定例会において、新型コロナウイルス感染症対策に係る本市の諸政策に協力するため、議員から議員報酬の減額改定が提案され、可決された。	議員報酬の減額分の予算を他事業に充てることができた。		市議会事務局総務課
19	救急活動における感染防止資機材の導入	新型コロナウイルス感染症患者等の移送・搬送時における感染を防ぐため、ウイルスの拡散を防止する資機材(アイソレーター)を購入する。	市	国市	病院への移送・搬送が必要となる新型コロナウイルス等の感染症患者	R2.12.10 ~R5.3.31	0件	※国補助(5/10) 【補正】+1,188千円	令和2年4月7日に閣議決定された令和2年度補正予算(案)に緊急消防援助隊設備整備費補助金が計上され、新型コロナウイルス等の感染症患者の移送・搬送に万全を期すため、感染対策用資機材としてアイソレーターが新たに補助対象に加えられたことから、今後の救急活動や、緊急消防援助隊の活動における隊員の感染防止を目的とし、導入したものの。	導入以降、アイソレーターを必要とする事案は発生せず、簡易的に設置可能なアイソレーションフードで対応可能であったため、現時点で使用機会は無いが、本製品は、1類感染症に対応可能な高度な機能を有した資機材で、傷病者を完全に隔離することができるため、今後発生しうる感染力の強い感染症やテロを含むNBC災害等で使用する可能性があり、大きな効果が期待できる。		警備課